

内閣官房 東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局 委託事業

平成28年度
オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査
(ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査)
報告書

平成 29 年 3 月

NR 日本リサーチセンター
Member of Gallup International Association

目 次

I. 調査の概要（要約）	
1. 実施概要	7
2. 成果	7
3. 課題	8
4. 全国各地に取組を広げていくための提言	8
II. 実施概要	
1. 調査の目的	11
2. 調査の内容	11
（1）試行プロジェクトについて	11
（2）審査委員会	12
（3）障害者団体ヒアリング	12
（4）採択プロジェクト	13
（5）報告会	14
（6）スケジュール	15
（7）調査事務局	15
III. 試行プロジェクトの実施結果	
障害平等研修による「心のバリアフリー」推進に関する実態調査	
特定非営利活動法人障害平等研修フォーラム	21
B r e m e n の調査隊 ～障害者当事者体験を通して心のバリアフリーを実践～	
株式会社ミライロ	85
観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査	
特定非営利活動法人日本バリアフリー観光推進機構	119
「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに 必要な評価基準作成を目的とした事前調査事業	
一般社団法人コ・イノベーション研究所	147
IV. 成果と課題	
ユニバーサルデザインの社会づくりを各地に広げていくために	
1. 本調査研究の課題及び成果	191
（1）経過	191
（2）課題	192
視点1. 「障害の社会モデル」の実践と社会浸透の必要性	192
視点2. さまざまな障害の多様性を網羅する展開の必要性	194
視点3. 障害当事者参画に関するビジョンの明示	195
視点4. 取組に「評価」を組み込むことの必要性	195
（3）成果	196
2. 課題解決及び全国各地に取組を広げていくための方策（提言）	197
（1）さまざまな障害の多様性に対する理解の推進	197
（2）評価プロセスの組み込み	197
（3）スパイラルアップ	198
巻末資料「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」	203

I. 調査の概要（要約）

1. 実施概要

内閣官房では、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議を設置し、施策の検討を進め、平成 28 年（2016 年）8 月 2 日に、「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」を策定した。本事業は、この中間とりまとめを踏まえ、ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた試行プロジェクトを公募・実施することを通じ、全国に取組を広げていくことを目的として実施した。

試行プロジェクトは、全国一円から平成 29 年（2017 年）1 月 24 日～2 月 3 日に公募し、25 件の応募があった。障害者団体の意見を聴き、審査委員会の審査を経て、下記 4 件を採択した。

【障害平等研修による「心のバリアフリー」推進に関する実態調査】

申請団体名：特定非営利活動法人 障害平等研修フォーラム

【Bremen の調査隊 ～障害者当事者体験を通して心のバリアフリーを実践～】

申請団体名：株式会社ミライロ

【観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査】

申請団体名：特定非営利活動法人 日本バリアフリー観光推進機構

【「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに必要な評価基準作成を目的とした事前調査事業】

申請団体名：一般社団法人 コ・イノベーション研究所

上記 4 件について、各実施事業者が平成 29 年（2017 年）2 月 10 日～2 月 28 日に実施した試行プロジェクトの概要及び結果は、本報告書「Ⅲ. 試行プロジェクトの実施結果」に収めている。

また、平成 29 年（2017 年）3 月 9 日に、試行プロジェクト実施事業者より、審査委員会、障害者団体、内閣官房、事務局に対する、各試行プロジェクトの結果を報告する報告会を行った。その報告をもとに、審査委員会および障害者団体にて試行プロジェクトの評価及び実施成果・課題について討議した。その内容をもとに、本報告書「Ⅳ. 成果と課題」をまとめている。

2. 成果

採択した 4 つの試行プロジェクトは、偶然にも、「共生社会とは何か」ということを「評価」という軸でアプローチしようとする内容の事業であるという共通点があった。4 事業には共通して評価のツールに関わる内容が含まれていた。「障害平等研修による「心のバリアフリー」推進に関する実態調査」と「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに必要な評価基準作成を目的とした事前調査事業」は、心のバリアフリー研修に関する評価であり、「Bremen の調査隊～障害者当事者体験を通して心のバリアフリーを実践～」と「観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査」は、ユニバーサルな街づくりのための評価であった。これらの事業を通じて、共生社会に向けた取組の評価をどのようなフレームで、いかなる方向で行っていくのかについての様々な知見が提示された。

このことは、現時点で、目指すべき共生社会、「障害の社会モデル」を踏まえたユニバーサルデザインの社会づくりを進めていくための活動の評価指標が具体化できていないこと、「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」の中でも十分示せていないという問題を指し示すものであった。

4 事業の報告を受け、評価指標充実の必要性を確認できたという点は本事業のひとつの成果でもあり、実際にこれらをどのような形で評価の枠組みの構築につなげていくかという点は、今後議論を深め、具体化していくべき重要なテーマであると考えます。

3. 課題

公募期間が11日間、試行プロジェクト実施期間は19日間と非常に短い期間でありながら、ユニバーサルデザインの社会づくり実現のための事業が試行プロジェクトとして第一歩を踏み出したということについては評価できる一方、試行プロジェクトの範囲では、中間とりまとめの理念を十分に理解し活動に移せたものとは言えない点もあり、共生社会に向けた取組を行う上でいくつかの課題も見えてきた。

試行プロジェクト実施を通じて、課題として、以下の4つの視点が検出された。詳細は、「IV. 成果と課題」を参照されたい。

視点1. 「障害の社会モデル」の実践と社会浸透の必要性

視点2. さまざまな障害の多様性を網羅する展開の必要性

視点3. 障害当事者参画に関するビジョンの明示

視点4. 取組に「評価」を組み込むことの必要性

4. 全国各地に取組を広げていくための提言

障害の理解、及び「社会モデル」の視点が、社会に十分に浸透・実践されているとは言い難い。共生社会に向けた取組をリードする人々においても、課題が残存している。こうした現状を踏まえた上で、まずは障害やユニバーサルデザインへの理解を全国民に浸透していくことが、喫緊の課題である。

その前提に立ち、課題解決と、取組を全国各地に広げていくために、当委員会・団体メンバーとして、その方策を大きく3つの柱にまとめた。

(1) さまざまな障害の多様性に対する理解の推進

(2) 評価プロセスの組み込み

(3) スパイラルアップ

身体障害だけでなく、知的障害、発達障害、精神障害等も含めた障害、そして、各障害の程度に対する理解は、現状において不十分であり、今後、さまざまな障害の多様性に対する理解を推進していく必要がある。障害の社会モデルの観点から、共生社会に向けた取組を評価すること、取組を計画、実行、評価し、次につなげるという一連のステップを繰り返していくことが、共生社会の実現には不可欠である。ユニバーサルデザイン2020行動計画でも、「施策の内容について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めること（スパイラルアップ）」の重要性が指摘されている。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき設置される施策の評価会議においても、本事業の知見を検討材料のひとつにして発展させることを期待する。

II. 実施概要

1. 調査の目的

政府において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施策の立案と実行に当たっての基本的な考え方、施策の方向性を明らかにするものとして、平成27年（2015年）11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、「誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進する。」「障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげる。」とされ、内閣官房では、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を設置し、施策の検討を進め、平成28年（2016年）8月2日に、「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」を策定した。

この中間とりまとめを踏まえたユニバーサルデザインの社会づくりに向けた先進的な試行プロジェクト等を実施することを通じ、これらを先進的な事例として各地に取組を広げていくことを目的とする。

2. 調査の内容

「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」を踏まえたユニバーサルデザインの社会づくりに向けた先進的な取組を試行プロジェクトとして実施し、各地に取組を広げていくとともに、その効果・改善点を調査・分析した。

(1) 試行プロジェクトについて

試行プロジェクトは、全国一円からの公募を経て選定した。地域や分野に偏りが生じないよう、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局、及び株式会社日本リサーチセンターのホームページにて周知（公募）した。

(ア) 試行プロジェクト実施主体要件

以下のいずれかに該当するものとした。

- (1) 株式会社等の法人格を有する者（株式会社、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等）
- (2) 法人格を有しないが、次に掲げる措置がとられている団体（実行委員会等）
 - ① 定款、寄附行為に類する規約を有すること。
 - ② 団体の意思を決定し、執行する体制が確立していること。
 - ③ 自ら経理し、監査する会計体制を有すること。
 - ④ 活動の本拠となる事務所等を有すること。
- (3) 地方公共団体（都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む））

なお、試行プロジェクトとして提案する事業において、国、地方公共団体等からの他の補助金・委託費等の対象となっていないことが条件である。

(イ) 試行プロジェクトの内容・要件

- ① 共生社会の実現に向け、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組やユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組に関する事業内容について提案するとともに、平成28年（2016年）8月2日にとりまとめられた「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」の各施策を具体化するための工夫を提示すること。
- ② 事業の実施を通じて次世代に残すべき遺産（レガシー）として、先進性・普遍性・全国的な波及効果等について提示していること。

- ③2020年までもしくは2020年以降の取組を含めた実施計画を提示すること。
- ④プロジェクト企画の背景と課題を提示すること。その課題に対応した実証プロジェクトとして、課題の抽出や成果等の効果検証の手法を提示すること。
- ⑤国、地方公共団体等からの他の補助金・委託費等の対象となっていないこと。

(ウ) 実施期間

試行プロジェクトの委託契約締結日から事業実施報告書及び収支実績報告書の作成、試行プロジェクトの報告会出席も含めて、平成29年(2017年)3月10日までに完了する範囲。

(エ) 実施場所

日本国内。

(オ) 委託金額

試行プロジェクトに計上できる経費のうち、500万円(税込)が上限。

(2) 審査委員会

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局と協議の上、ユニバーサルデザインに関する知識・経験の豊富な委員により、「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査(ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査) 審査委員会」を設置し、試行プロジェクトの選考及び評価を行った。

●審査基準

- ①「ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ」を踏まえ、共生社会の実現に向け、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組やユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組に関する事業にふさわしいと思われるもの。
- ②中間とりまとめの各施策を具体化するための工夫が提示され、先進性・普遍性・全国的な波及効果等が見込まれるもの。

【委員】(五十音順、敬称略)

委員長 中野 泰志 慶應義塾大学経済学部教授
 委員 稲垣 具志 日本大学理工学部交通システム工学科助教
 田口 亜希 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事
 星加 良司 東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター専任講師
 山崎まゆみ VISIT JAPAN 大使
 山崎 泰広 順天堂大学医学部非常勤講師

(3) 障害者団体ヒアリング

試行プロジェクト審査会に先立ち、障害当事者やその支援者の意見を聴く場を設けた。内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局と協議の上、以下の団体の協力を得た。

【障害者団体】(五十音順)

一般財団法人全日本ろうあ連盟
 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本盲人会連合
全国手をつなぐ育成会連合会
特定非営利活動法人DPI日本会議

(4) 採択プロジェクト

25件の応募があったうち、障害者団体の意見を聴き、審査委員会の審査を経て、下記4件を採択した。なお、採択に当たり、本事業の審査基準に照らし、試行プロジェクトの提案内容に対し、3件については「実施の条件」が、1件については「審査委員会の付帯意見」が付くかたちの条件付採択とした。

(審査の過程で、採択プロジェクトについて、「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」の理念の理解・反映が必ずしも十分とはいえないとの意見も見られた。この点に関しては、「試行」に値するかどうかという観点から、最終的に4つのプロジェクトを採択するに至った。)

【障害平等研修による「心のバリアフリー」推進に関する実態調査】

申請団体名：特定非営利活動法人 障害平等研修フォーラム

試行プロジェクト概要：

障害者自身がファシリテーターとなり対話を通じた「発見」を積み重ね、社会のなかにある様々な「障害」を見抜く力をつけていき障害を解決するための行動を形成していくことを目的とする「障害平等研修」について、教員を対象とした研修の前後、過去の研修の参加者等に対する調査を行い、社会の障壁を軽減するための行動にどれだけつながったかなど、当該研修の効果を検証する。

【Bremenの調査隊 ～障害者当事者体験を通して心のバリアフリーを実践～】

申請団体名：株式会社ミライロ

試行プロジェクト概要：

誰もがロコミでバリアフリー情報を投稿でき、それを検索できるアプリケーションを活用し、参加者が障害のある当事者のレクチャーを受けながら街中のバリアフリー情報を集めるイベントを実施し、心のバリアと情報のバリアを解消しユニバーサルデザインの街づくりにつなげていく。

<実施の条件>

当該プロジェクトの成果・結果等について、プロジェクト実施者や特定の団体だけではなく、広く全国における今後の取組にも活用していただけるものとする。

<審査委員会の付帯意見>

効果検証の手法が障害当事者の視点が重視されるものとなるようにするとともに、今後の当該アプリの精度向上につなげていただきたい。

【観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査】

申請団体名：特定非営利活動法人 日本バリアフリー観光推進機構

試行プロジェクト概要：

観光地のバリアフリー情報の提供等を目的とした「バリアフリー評価指標」（評価ツール）について、さらなる充実と利活用促進に向けて、課題の洗い出し等を行うために、評価ツールを利用したモデル評価・検証調査を3地域（石川県、奈良県、広島県）で行い、より具体的な評価ツールの内容の精査と、今後に向けた課題を検証する。

<実施の条件>

当該プロジェクトの成果・結果等について、プロジェクト実施者や特定の団体だけではなく、広く全国における今後の取組にも活用していただけるものとする。

【「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに必要な評価基準作成を目的とした 事前調査事業】

申請団体名：一般社団法人 コ・イノベーション研究所

試行プロジェクト概要：

こころのバリアフリーを目的とした教育、研修、体験プログラム、講演等の様々な取組が行われているが、こういったプログラムの検証に関する調査研究はまだ少なく、評価指標の開発を目指し、事例調査や専門家・関係団体・当事者団体等への調査も行い、指標開発への指針をとりまとめる。

<実施の条件>

当該プロジェクトの成果・結果等について、プロジェクト実施者や特定の団体だけではなく、広く全国における今後の取組にも活用していただけるものとする。

(5) 報告会

試行プロジェクト実施事業者より、審査委員会、障害者団体、内閣官房、事務局に対する実施報告を行う報告会を設け、試行プロジェクトの評価及び実施成果・課題について討議した（討議内容をもとに、本報告書「IV. 成果と課題」を作成した）。

【委員】（五十音順、敬称略）

委員長 中野 泰志 慶應義塾大学経済学部教授

委員 稲垣 具志 日本大学理工学部交通システム工学科助教

田口 亜希 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事

星加 良司 東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター専任講師

山崎まゆみ VISIT JAPAN 大使

山崎 泰広 順天堂大学医学部非常勤講師

【障害者団体】（五十音順）

一般財団法人全日本ろうあ連盟
一般社団法人日本発達障害ネットワーク
公益社団法人全国精神保健福祉会
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
社会福祉法人日本盲人会連合
全国手をつなぐ育成会連合会
特定非営利活動法人D P I 日本会議

（6）スケジュール

- （1）公募開始
平成29年（2017年）1月24日（火）
- （2）応募締切
平成29年（2017年）2月3日（金）17時必着
- （3）ヒアリング
平成29年（2017年）2月7日（火）
（審査委員会による審査に先立ち、障害者団体からの意見を聴取。）
- （4）審査会
平成29年（2017年）2月8日（水）
障害者団体からの意見を参考に、審査委員会（外部有識者等で構成）の書類審査
- （5）採択結果通知
平成29年（2017年）2月10日（金）
- （6）試行プロジェクト実施
平成29年（2017年）2月10日（金）～2月28日（火）までに実施
- （7）事業実施報告書、収支実績報告書（領収書等添付）の提出
平成29年（2017年）3月6日（月）必着
- （8）報告会
平成29年（2017年）3月9日（木）
（審査委員会、障害者団体、内閣官房、事務局に対する、試行プロジェクト事業主体からの報告）

（7）調査事務局

株式会社 日本リサーチセンター

Ⅲ. 試行プロジェクトの実施結果

障害平等研修による
「心のバリアフリー」推進に関する実態調査

特定非営利活動法人障害平等研修フォーラム

**「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査(ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査)」
試行プロジェクト業務報告書**

プロジェクト名	障害平等研修による「心のバリアフリー」推進に関する実態調査
実施者	特定非営利活動法人障害平等研修フォーラム

試行プロジェクトの概要

(1)目的	障害平等研修(Disability Equality Training: DET)の「心のバリアフリー」推進への効果を明確にする。	
(2)実施内容	本プロジェクトでは DET の効果と改善点を明確にすることを目的に、DET による意識変容の効果に関する調査を質問紙による定量的調査によって、DET による行動形成の効果に関する調査をインタビューによる定性的調査によって行った。	
(3)実施日程	質問紙調査: 以下の DET において実施 オリパラ組織委員会(2月15日)、東京家政大学(24日)、日教組(26日) インタビュー調査: 風雷、紅(16日)、DETファシリテーター(18日)、日立システムズ(21日)、群馬社協、ハートバッチの会、琉球銀行(23日)	
(4)成果	計画	実績
	DETは、「心のバリアフリー」を進めていく上でその土台となる価値観(障害を捉える視点)と行動の形成に寄与する研修であり、研修を通して受講者の障害理解や行動理解、行動形成へ十分に影響を与えられると考える。	意識に関する調査では、障害理解および行動理解について統計的に優位な変化が見られた。また行動形成の効果に関する調査では、事業や業務の改善に対して組織また個人としての行動が実際に形成され実践されたことが確認できた。
(5)効果検証方法	計画	実績
	プロジェクト期間中に実施する DET 前後の質問紙調査と、過去に実施した DET 参加者をインタビューし、研修後の活動を探索する。	計画通り進められた。
(6)評価	先進性	心のバリアフリーの基礎となる障害の社会モデルの視点の獲得を明確に目的としている点、単に知識としての理解ではなく行動形成を研修の目的としている点、障害者自身がファシリテーターという社会変革の主體的役割を担う点、発見型学習という対話型の学びの方法を用いる点において DET の先進性は高い。
	普遍性	心のバリアフリー推進のための障害をめぐり価値観として、障害の社会モデルは重要な土台であり、それを研修の基礎とする DET の障害学習としての普遍性は高い。
	全国的な波及効果	既に全国の主要都市にはファシリテーターがおり活動をしていること、ファシリテーターの養成方法が一定程度確立され定期的に実施されていること、またメディアでも多数取り上げられ自治体や企業での取り組みが徐々に広がっていることなどから、全国に波及する可能性が高い。
(7)改善策	障害平等研修の成果はファシリテーターの技術に依存する。現行の 60 時間のファシリテーター養成研修で一定レベルの質は担保しているものの、より高い研修効果を目指すためには既存の養成講座の更なる質の向上や既存のファシリテーターのフォロー・アップによる質の向上を目指す取り組みが重要である。またより多様な参加者に適した研修教材の開発も必要である。	
(8)2020 年又はそれ以降に向けた長期的展望	オリンピック・パラリンピック関係者に向けた取り組みと合わせて、教育機関や自治体、地域社会や企業などの心のバリアフリーの推進に向けた DET の全国展開の更なる推進、そのためのファシリテーターの養成と教材の開発、事務局体制の強化を並行して進める。	
(9)添付資料一覧	D-1: DET で使用したパワーポイント、D-2: 質問紙、D-3: 質問紙調査の単純集計表、D-4: 「障害とは」への回答、D-5: インタビュー調査方法論、D-6: インタビュー調査の質問テーマ、D-7: インタビュー調査協力の同意書	

試行プロジェクトの実施内容詳細

目次

要約：方法、成果、考察（評価、改善策、展望）

1. 序論

1-1. 試行プロジェクトの実施背景と目的

1-2. DET の概要

2. DET の意識変容の効果に関する質問紙調査

2-1. 目的

2-2. 方法

2-3. 分析

2-4. 結論

3. DET の行動形成の効果に関する調査：インタビューによる定性分析

3-1. 緒言

3-2. 目的

3-3. 方法

3-4. 分析1：DET 受講経験者へのインタビュー調査

3-5. 分析2：DET ファシリテーターへのインタビュー調査

3-6. 結論

4. 結論

参考文献

添付資料

D-1: DET で使用したパワーポイント

D-2: 質問紙

D-3: 質問紙調査の単純集計表

D-4: 「障害とは」への回答

D-5: インタビュー調査方法論

D-6: インタビュー調査の質問テーマ

D-7: インタビュー調査協力の同意書

要約：方法、成果、考察（評価、改善策、展望）

障害平等研修（Disability Equality Training: DET）は障害者の人権と社会参加、心のバリアフリーを促進することを目的とした研修である。「障害の社会モデル」を基礎に障害者自身が障害をめぐる対話の進行役となるファシリテーターとなり発見型学習の方法に基づいて実施される。DET フォーラムは2013年から現在まで、自治体や教育機関、企業や地域社会の団体などを対象に174回のDETを実施し2,881人が受講してきた。本プロジェクトではDETを体系的に調査することで、その効果や改善点を明確にすることを目的とした。

方法：

定量的・定性的調査を複合的に用いることで、DETの意図する効果が研修によって到達しているかを多面的に調査した。

・ DETの意識変容の効果に関する調査：質問紙による定量分析

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会職員、東京家政大学教職員、日本教職員組合インクルーシブ教育討論集会参加者を対象に実施した計3回のDET（参加者計136名、質問紙回収率79%）において質問紙調査をDETの前後に行った。これによりDETの主たる目的である「障害理解（障害の社会モデルの視点の獲得）」と「行動理解（社会や環境を変える行動）」、および、DETの副次的効果としての障害者との交流意欲やイメージに関して調査した。

・ DETの行動形成の効果に関する調査：インタビューによる定性分析

過去にDETに参加してから一定期間を経過している企業、教育機関、地域社会の組織、障害者の4つの領域を対象とし、7機関・団体9名へのインタビュー調査を行った。これにより、DETが具体的にどのような障害解決の行動に結びついているかについて調査した。

成果：

以下の成果が調査から得られた。

・ 意識に関する調査：以下に関して統計的に優位な変化が見られた。

障害理解：障害の個人モデルから障害の社会モデルへの視点への変化。

行動理解：

障害者を社会に合わせようとする方法から、社会や環境をよりインクルーシブ（包摂的）にする方法への変化。

障害者との交流意欲やイメージ：

障害者に対する遠慮する気持ちや抵抗感の減少、より身近で、親しみやすく、特別ではない存在としての障害者イメージへ転換。

・ 行動形成の効果に関する調査：DETによって以下のような行動が形成された。

組織における事業のインクルージョンに向けた行動：

顧客窓口における車いす設置の拡充や動線の整備、教育機関や企業等向けのDET実施の追加要請など。

組織内部のインクルージョンに向けた行動：

障害者が利用しやすい職場環境の整備、職員研修におけるDETの再活用、会議における障害者の声の反映など。

自分自身が障害の解決の主体となる行動：

商店街や公共交通機関への日常的な働きかけ、DET受講経験の他者との共有など。

考察（評価、改善策、展望）：

本調査により、DETが目的としている障害理解（障害の社会モデルの視点の獲得）、および行動理解（障害を解決する行動としての社会や環境面の取り組み）に効果があることが明確になった。また、DETの成果が単に知識に留まるのではなく、障害の解決に向けた具体的な行動につながることも明らかになった。

これらの結果から、DET は心のバリアフリーに向けた取り組みとして効果的な研修といえる。

先進性：

心のバリアフリーの基礎となる障害の社会モデルの視点の獲得を明確に目的としている点、単に知識としての理解ではなく行動形成を研修の目的としている点、障害者自身がファシリテーターという社会変革の主體的役割を担う点、発見型学習という対話型の学びの方法を用いる点において DET の先進性は高い。

普遍性：

心のバリアフリーを推進するための障害をめぐる価値観として、障害の社会モデルは重要な土台であり、それを研修の基礎とする DET の障害学習としての普遍性は高い。

全国的な波及効果：

既に全国の主要都市にはファシリテーターがおり活動をしていること、ファシリテーターの養成方法が一定程度確立され定期的に実施されていること、またメディアでも多数取り上げられ自治体や企業での取り組みが徐々に広まっていることなどから、全国に波及する可能性が高い。

改善策：

障害平等研修の成果はファシリテーターの技術に依存する。現行の 60 時間のファシリテーター養成研修で一定レベルの質は担保しているものの、より高い研修効果を目指すためには既存の養成講座の更なる質の向上や既存のファシリテーターのフォロー・アップによる質の向上を目指す取り組みが重要である。またより多様な参加者に適した研修教材の開発も必用である。

今後の展望：

オリンピック・パラリンピック関係者に向けた取り組みと合わせて、教育機関や自治体、地域社会や企業などの心のバリアフリーの推進に向けた DET の全国展開の更なる推進、そのためのファシリテーターの養成と教材の開発、事務局体制の強化を並行して進める。

(以上)

1. 序論

1-1. 試行プロジェクトの実施背景と目的

NPO 法人障害平等研修フォーラムは、障害平等研修（Disability Equality Training: DET）を通し、社会にある障害を取り除き、障害者の社会参加を促進することを目的とした団体である。DET は、「障害者」自身が講師（ファシリテーター）となって進めるワークショップ型の研修で、対話を通じた「発見」を積み重ね、差別や排除など、社会のなかにある様々な「障害」を見抜く力を獲得していく。そして、障害を解決するための行動を形成することを目的としている。つまり、DET は「心のバリアフリー」を推進する取組である。これまでの受講者のアンケート結果を見ると、「障害理解が変わった」という意見が非常に多い。研修受講前は、障害を「困難なこと」「何かができないこと」と障害者個人の問題として捉える人が多いが、研修後は「社会が作り出したもの」、「社会による差別や排除」と考える人が多く、確かに、障害を捉える視点が「個人」から「社会」に変わっている。この思考的転換がないと「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務」であるという「障害の社会モデル」の意味を理解することは難しい。また、DET は、障害者がファシリテーターとなり実施する研修なので、研修自体が障害者の活躍の場であり、また障害者との交流の場でもある。そして、社会にある 4 つの障壁（物理・情報・法律・意識）を発見し、軽減するために自分に何ができるかを考える。意識の障壁を軽減することは、そのまま「心のバリアフリー」促進に繋がると考えている。

日本では、2016 年 4 月から障害者差別解消法が実施され、また 2020 年にはオリンピック・パラリンピックが開催される。一方で、社会の中の障害を理解し、解決のために行動している人や団体は、まだ非常に少ないのが現状である。ロンドンオリンピック・パラリンピック開催時には、多くのボランティアを対象に DET が実施され、大会は国際的にも高い評価を受けている。日本でもオリンピック・パラリンピックを成功させ、障害者の社会参加を継続して実現していくためにも、「障害の社会モデル」を分かりやすく理解できる DET の実施が求められているはずである。

障害平等研修フォーラムは、2013 年から現在まで、小学校・大学・教職員・一般企業・地域社会などを対象に 174 回の DET を実施し、すでに 2,881 人が受講している。研修参加者からは、「障害理解が変わった」、「社会の中にある障害を発見することができた」、「自分も社会の障害を取り除きたい」などの反響があり、すでに仙台、群馬、東京、名古屋、大阪、長崎、沖縄、他など全国で実施されている。

しかしながら、これまで DET の成果に関する調査を体系的に実施することがなかった。DET は主に口コミで全国に広がり、また障害者団体から社会モデルを促進する研修として期待されており、研修効果を明確に示す必要がある。

そこで本試行プロジェクトでは、DET がどこまで「心のバリアフリー」の促進に貢献できているのかを検証した。具体的には、プロジェクト期間中実施された DET の前後で受講者に質問紙調査を実施し、研修前後の回答の比較を通して、DET によって「心のバリアフリー」が促進されるかを検証した。また、過去に実施した DET 受講者に対してインタビュー調査を行い、「障害の社会モデル」を理解した後、個人や企業として、社会の障壁を軽減するためにどのような行動を取ったかを検証した。

1-2. DET の概要

DET は障害者差別解消法の推進を通して障害者の人権と社会参加を促進することを目的とした研修である。それは単に障害についての知識を得ることだけではなく、DET の参加者が研修後それぞれの組織における障害者差別や排除の状況を分析し、それを改革していく行動の主体となることを目的としている（ギャレスピー＝セルズ・キャンベル、2005）。障害者差別解消法の基本方針においてもこのような研修の実施を行政機関にも民間事業者にも求めている。

DET は人権研修であることや障害の社会モデルを基礎とするといった共通の土台はあるが、世界的に統一された方法や内容があるわけではない。本調査において取り上げる DET は、障害平等研修フォーラムが内容と方法を形成してきたものである（Kuno, 2012）¹。

¹ マニュアルは無料で HP からダウンロード可 (<http://detforum.com/resources-links/>)

(1) DET の内容

DET の目的を達成するには、差別や排除という障害を人権課題として見抜く社会分析の「視点の獲得」、そして、その解決のために社会や環境を変えていく具体的な「行動の獲得」、この二つがDET の具体的な内容になる。前者は後述する障害の社会モデルの視点の獲得であり、後者は差別の禁止とユニバーサルデザインやバリアフリーまた合理的配慮などの具体的な取り組みによるインクルーシブな組織の形成のための方法である。

差別として障害を見抜く視点とは、例えば図1の状況において店員が車いすの女性に直接話しかけずに後ろの男性に対して『彼女の服のサイズは？』と話しかけている対応を差別的対応として見抜くことができる視点である。社会や環境を変えていく行動とは、例えば、図2において「星を箱の中に入れる方法」を考えると、「星が大きいから星を切って小さくする」ことで星を箱の中に入れるのではなく、「穴を拡げる、ふたをとり除く」ことで星が箱の中に入ることができるようにする方法である。これはDETにおいて行動を考える時に実際に使う演習教材だが、星は障害者、箱は社会を意味している。こういった演習を通して何が原因で変わるべきは何かを考えることで解決の行動を考える。それによって、今の社会に障害者を合わせるのではなく、多様な人々が暮らせるよう社会を変えることを考える。その中で合理的配慮の具体例として、簡易スロープの設置や手話通訳の配置による情報保障など社会を変えていく解決方法の取り組みの具体例を考えていく。そして最後に、分析の視点と具体的な解決の行動を用いて、実際に自分の組織（会社や自治体、団体や学校など）の問題を分析し、それを解決する具体的な行動を動機づけるところまでを行う。

(2) DET の方法

DET フォーラムでは次の二つを重要な方法としている。一つは発見型学習だ。この方法はパウロ・フレイレが理論化した批判的社会認識(Critical Consciousness)の方法論を基礎にしたもので、課題提示教材（分析されるべき問題状況を含む絵やビデオやストーリー）と発見を促す質問（問題の分析を促す質問）を用い、対話型のワークショップとして行う。もう一つは、障害者自身がこの対話の進行役（ファシリテーター）となることである。

図1 何か問題はありませんか？



図2 星を箱に入れる

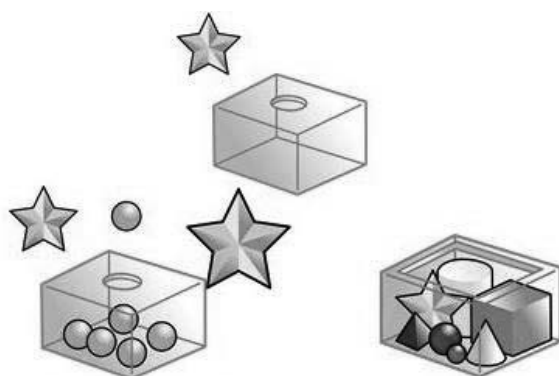


図3 問い:障害はどこにある？



図3は演習の一例だ。このイラストが課題提示教材で、発見を促す質問は「障害はどこにある？」だ。そして図4の写真のようにグループで討議した答えをイラストの上に付箋で貼っていく。このように議論の見える化を行いながら障害の理解を深めていく。

この研修の間、ファシリテーターが答えを言うことはない。「何が?」「どうして?」「なぜ?」といった質問を積み重ね、答えは参加者自身がファシリテーターとの対話やグループでの議論を通して見つけ出していく。これが障害平等研修に基づく発見型学習という方法になる。

図4 DETの実施



(3) DETの理論的土台：障害を読み解く視点としての「障害の社会モデル」

DETの理論的土台は「障害の社会モデル」である。モデルとは原因と結果の機序説明であり、「障害のモデル」とは何が原因でどのようなことが起こるのかという障害の生成機序の説明である。従来「障害の個人モデル（障害の医学・医療モデルとも呼ばれる）」が支配的であったが、現在では「障害の社会モデル」の視点が重視されている。

社会モデルは、人間の多様性を基礎に、その多様な存在に対する差別や排除、社会参加の制約の課題としての障害を読み解く視点だ。障害者差別解消法の基本方針においても「障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、(中略)心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。」とされている(内閣府, 2015)。

社会モデルを理解するときに重要であるのは、日本では一般的には障害という概念でひとくくりにされている概念を障害(Disability)と機能障害(Impairment)という二つの異なる概念に分けて考えることである。特徴的な点を述べれば、機能障害とは、個人の心身の機能的な側面を指す概念であり、障害とは障害者が直面させられている差別や排除、参加の制約などの社会的側面を指す概念である。国連障害者の権利条約では、障害(Disability)とは「機能障害(Impairments)を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」と説明している²。

社会モデルは、障害は多様な人々を考慮しない社会や環境の障壁によって引き起こされていると考える。その土台には、人間は事実として多様であるという理解をもとに、多様性を基礎にした平等を指向する価値観がある。ゆえに、人間の多様性が考慮されず、ある一定の心身機能の状態の人しか平等に参加できないような社会の構造が障害の原因とみなされ、多様性を受け入れるインクルーシブ(包含・包摂的)な社会の形成を指向する。

(4) DETの実施：他の障害研修との違い

障害の研修というと車いすに乗ったり目隠しをしたりといった(機能障害の)疑似体験を想像するのではない。しかし、DETと疑似体験には、そこで学ぶ“障害”の違いがある。機能障害と障害を区別したが、疑似体験では、機能障害とそれに基づく機能障害別の介助や支援の方法を学ぶ。また、ここで“疑似体験”しているのは目が見えないとか歩けないといった機能障害の体験であって、違ふとみなされて乗車や入店を拒否される、同じ学校に通えない、就職で差別されるといった社会的排除や参加の制約という意味での障害の体験ではない。

疑似体験が不要だといっているのではない。目的と内容が異なる研修であり、その研修が何を目標としているのかを実施する側が明確に理解したうえで適切な研修を行うことが必要である。

まとめ

障害平等研修はそれだけで障害という問題が解決する魔法でも万能薬でもない。あくまでも障害を解決

² 国連障害者の権利に関する条約 www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

していく行動のきっかけづくりに過ぎないが、「心のバリアフリー」を進めていく上ではその土台となる価値観（障害を捉える視点）と行動の形成に寄与する研修であると考え、本調査を行った。

2. DET の意識変容の効果に関する質問紙調査³

2-1. 目的

前章で述べたように、DET の主な目的は、障害の社会モデルの視点獲得を通じた障害の理解、このような障害理解にもとづいた行動の理解、そして社会に存在する障壁を取り除くための行動を主体的に行うための動機づけを促進することにある。また、障害当事者であるファシリテーターとの交流を通して、障害者のイメージや障害者に対する態度に変化が生じる可能性があり、「心のバリアフリー」推進への効果もあると考えられる。本章では、3 件の DET 受講者への研修前後の質問紙調査を通して、実際にこのような効果があったかを検証した⁴。

2-2. 方法

(1) 調査対象

本プロジェクトでは、以前よりプロジェクト実施期間中に予定されていた東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会着任者研修参加者（以下、DET①）、東京家政大学教職員（以下、DET②）、日本教職員組合インクルーシブ教育討論集会参加者（以下、DET③）、を対象とした DET において質問紙調査を実施した。研修前の質問紙調査への回答による各 DET の受講者の属性は、表 1 のとおりである。受講者の総数は 136 名で、研修前後のいずれかの質問紙が回収不能の場合や、以下に示す指標に関する回答に記入漏れがあった場合は分析対象から除外した。その結果、有効回答率は 79%であった。

(2) 調査手続き

研修前の質問紙は、研修日の朝（DET①）もしくは研修直前（DET③）に配布し、受講者自身が各自回答するよう依頼した。記入済みの質問紙は研修中の休憩時間に回収した。研修後の質問紙は研修終了直後に配布し、回答を終えた受講者から順番に質問紙を回収した。DET②では、研修前後の質問紙を同時に配り、研修前後に回答してもらった。各回答者を識別する ID 番号は、DET①③では各組織の担当者によって、事前に受講者に割り当て、回答者にその番号を質問紙に記入してもらった。DET②では、事前に ID 番号を記入した研修前後の質問紙を配布した。

表 1. 研修受講者の属性

	DET①	DET②	DET③
有効回答者数/受講者数	26/32	9/12	73/92
男性比率	65.4%	33.3%	63.0%
平均年齢	40.5	46.3	43.8
近親者に障害者がいる	30.8%	33.3%	40.8%
友人に障害者がいる	19.2%	77.8%	40.8%
障害に関するボランティア経験あり	26.9%	33.3%	45.2%
障害に関するイベントに参加経験あり	30.8%	77.8%	76.7%

³ 質問紙調査のデザイン策定および質問紙の準備、データ分析、報告書の本章の執筆は伊芸研吾が担当した。

⁴ 本章での分析は受講者の回答の研修前後の比較であるため、受講者の特性を制御できないという分析手法上の限界がある。したがって、厳密に言えば、以下で示される分析結果は受講者の特性による影響を含んだ効果であることに留意されたい。

(3) 調査内容

上述のDETの目的に合わせて、「障害理解」「行動理解」「交流意欲」「障害者のイメージ」の4つの指標を設定した。質問の意図を気づかせない工夫として、「障害理解」「行動理解」「交流意欲」の3つの指標の質問を一つにまとめ、ランダムに順番を決定した。また、各指標に用いられた質問は研修前後で同一のものをを用いた。実際に調査に使用した質問紙は添付資料D-2を参照されたい⁵。

それぞれの指標の測定方法は下記のとおりである。

【障害理解】

これまでDETを実施してきた経験から、研修受講前、受講者の多くが障害を「心身の機能的な制限」、「何かができないこと」と障害者個人の問題として捉えていることが分かっていた。このような障害の捉え方が、研修受講を通して、障害とは「社会が作り出したもの」、「社会による差別や排除」など障害の社会モデルの視点に立った捉え方に変わるように導くのがDETの目的の一つである。したがって、障害理解の指標として下記の4つの文章を独自に作成し、各文章に対して「非常に賛成」「賛成」「やや賛成」「どちらでもない」「やや反対」「反対」「非常に反対」のうち、いずれに当てはまるか回答してもらった。

- 障害とは、身体的、精神的、または知的な機能の障害のことを指す。
- 障害の問題の原因は、身体などの機能的な課題にある。
- 障害は、医療問題というより、社会問題である。
- 障害の解決のためには、リハビリを重点的に行うべきである。
- 車イス利用者は、自由に移動ができるように、リハビリを頑張るべきである。

【行動理解】

障害の社会モデルにもとづいた視点を獲得したことにより、障害を解決するための行動について受講者の意識が「障害者が変わる（社会に合わせる）必要がある」から「社会や環境が変わる必要がある」へと変更されると考えられる。また、社会の一員である自覚から、「障害は他人事で私にできることはない」から「障害は私にも関係する問題で、私を変えることができる具体的なことがある」と、実際に行動を起こす動機づけがなされることもDETの目的の一つである。このような意識の変化を捕捉できるように、下記の6つの文章を独自に準備し、障害理解と同様に各文章に対して「非常に賛成」から「非常に反対」までの7つの選択肢のうち、いずれに当てはまるか回答してもらった。

- 障害は固定されたもので、変えることができない。
- 障害を解決する責任は、障害者本人にある。
- 私にも障害の解決のためにできることがある。
- 社会復帰するためには、障害者自身の努力が必要だ。
- 障害は、自分にはあまり関係のない問題だ。

【交流意欲】

DETの副次的な効果として、ファシリテーターである障害者と対話の時間と経験を持つことによって、障害者との交流意欲や態度に変化が生じる可能性が考えられる。障害者との交流意欲や態度を測定するための尺度については、これまで国内外でさまざまな尺度が開発されている。本調査では、日本国内での使用実績が多数あり、DETの効果検証に相当であると考えられる、徳田（1990）の障害児・者に対する多次元的态度尺度のうち、「交流の当惑」と「拒否的態度」の質問群を採用した。これらの項目はそれぞれ10の質問群から成り立っているが、質問紙の紙面の都合上、本調査では特にDETの効果と関連していると考えられる下記の文章を選択した。回答は、障害理解や行動理解と同様に、「非常に賛成」から「非常に反対」までの7つの選択肢から選択してもらった。

<交流の当惑>

- 障害のある人に対して変な遠慮はしない。
- 障害のある人と、抵抗なく話することができる。

⁵ DET②③ではインクルーシブ教育に関する質問も加えていたが、今回の分析の対象外であるため、DET①に使用した質問紙を添付した。

- 障害のある人も自分と同じ世界に生きている。
- 障害のある人が困っているとき、迷わず援助できる。
- 障害のある人ともコミュニケーションをとれる。
- 障害のある人にためらいなく、ものを尋ねることができる。

<拒否的態度>

- 障害のある人を自分たちの仲間に入れることに抵抗感はない。
- 障害のある人と友人になりたい。
- 障害のある人と一緒に仕事をしてみたい。
- 障害のある人と積極的に交流したい。

【障害者のイメージ】

交流意欲への効果と同じ理由で、障害者に対するイメージも研修を通して変化すると考えられる。障害者のイメージの測定についても、交流意欲と同様にさまざまな尺度が存在する。本調査では、障害者のイメージに関わっていると考えられる形容詞とその反対語を左右の双極に配置し、その間を「とてもそう思う」「かなりそう思う」「ややそう思う」「どちらでもない」「ややそう思う」「かなりそう思う」「とてもそう思う」を7つに分け、回答者が持つイメージがいずれに近いかを回答してもらった。選択した形容詞とその反対語は、栗田・楠見(2010)、棚田(2015)、徳珍・藤田(2005)を参考に、次の10組を採用した。

「明るい—暗い」、「我慢強い—諦めのよい」、「努力する—怠ける」、「普通の—特別の」、「積極的—消極的」、「自由な—不自由な」、「身近な—かけ離れた」、「有利な—不利な」、「強い—弱い」、「親しみやすい—親しみにくい」

これらの形容詞の対の順番と左右の配置はランダムに決定した。

(4) 倫理的配慮

質問紙調査を実施するにあたり、まずDETの実施先の担当者へ、調査の目的とデータの活用方法、個人情報秘匿することを説明し、承諾を得た。また、研修前後のそれぞれの質問紙の冒頭に同様の説明を記載し、特に回答が無記名であり、回答者が特定されることはない旨を説明し、受講者に調査への協力を要請した。

2-3. 分析

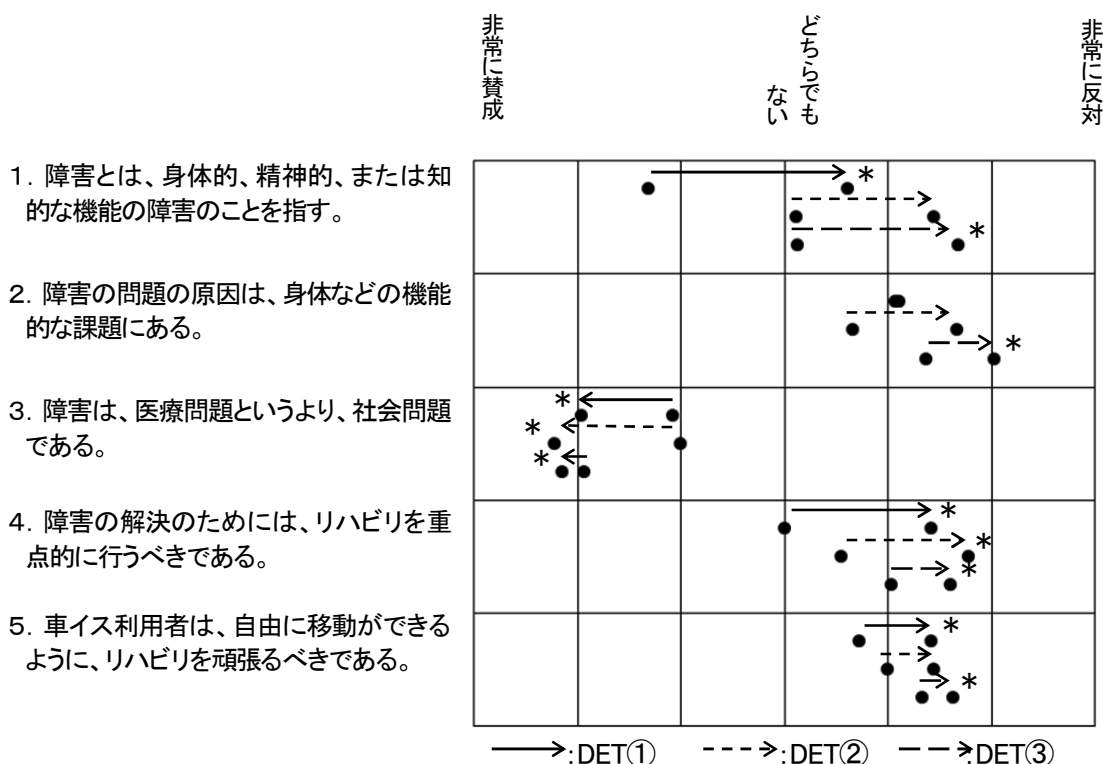
(1) 分析方法

定量的な統計的検定のために、「障害理解」、「行動理解」、「交流意欲」指標の場合、「非常に賛成」を1点、「賛成」を2点、・・・、「非常に反対」7点というように点数をつけた。「障害者のイメージ」指標の場合は、左側に配置した形容詞に対する回答から順番に、「とてもそう思う」の回答1点、「かなりそう思う」の回答を2点のように点数化し、右側に配置した形容詞に対する「とてもそう思う」の回答には7点をつけた。その上で、回答者に割り振ったID番号を用いて、回答者の研修前後の回答を対応づけ、ウィルコクソンの符号付順位検定によって、研修前後の回答の平均値に統計的に有意な差があったかどうかを検証した。

(2) 分析結果

図5は、障害理解の各文章について研修前後で回答の平均値がどのように変化したのかを図示している。「*」がついた矢印は、研修の前後で参加者の回答の平均値が統計的に有意に変わったことを意味している。分析の結果、たしかに障害の個人モデルから社会モデルへ視点が変わったことが示された。例えば、「1. 障害とは、身体的、精神的・・・」に対して、DET①③で反対方向に回答が変化しており、「3. 障害は、医療問題というより、社会問題である。」に対しては、DET①②③で賛成方向に回答が変化している。また、リハビリに関する文章4、5に対しても反対方向に回答が変化している。

図5. 研修前後の障害理解に関する回答の平均値の変化



注) 矢印の始点が研修前の各文章への回答の平均値に、終点が研修後の回答の平均値に相当し、矢印の向きは研修の影響の方向を示している。「*」は、研修前後の平均値の差に対するウィルコクソンの符号付順位検定の結果が5%水準で有意であったことを意味する。

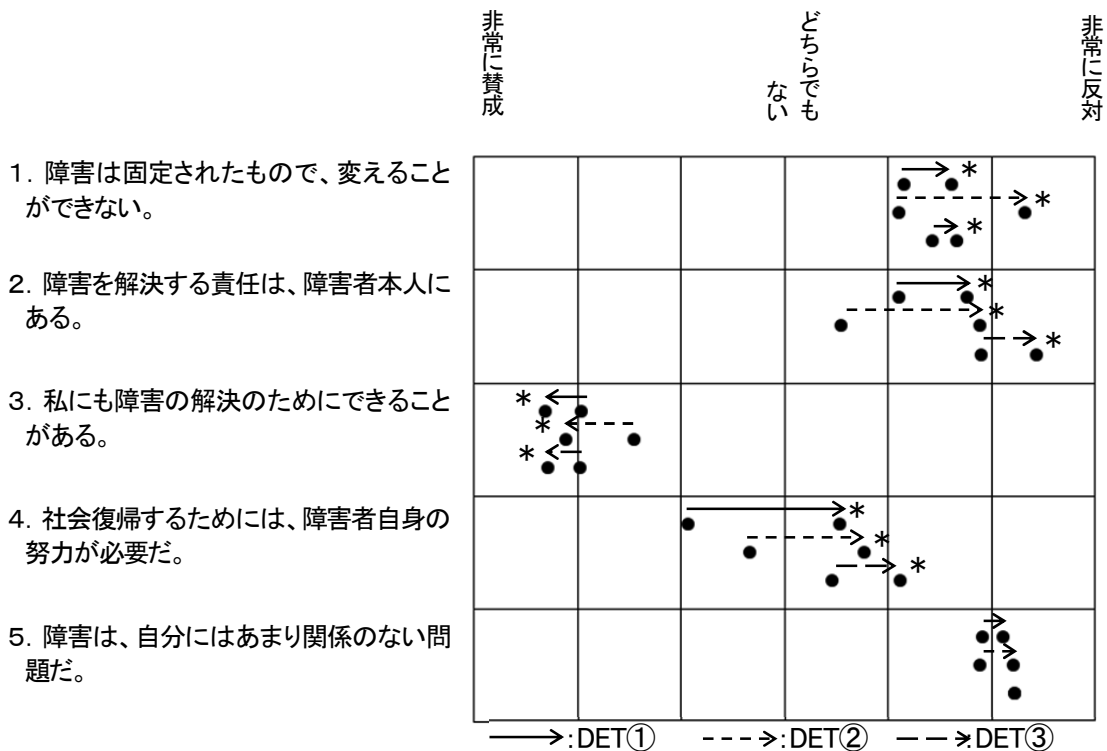
このような視点の転換は、研修中の演習の結果を通して見ることもできた。それは、「障害とは～である」の「～」の部分に当てはまる言葉を考え、実際に書き出すというもので、研修の前半と後半で2回行われる。DET①の研修の結果を見ると、回答を回収できた28名中18名が、研修の前半では、障害とは「不自由なことがある」「出来ない事がある」「試練」のような障害の個人モデルの考え方に当てはまる、もしくは障害者個人に焦点を当てた回答であった。一方で、研修の後半では、28名13名が障害とは「偏見」「差別」「気づかないことで生まれる社会の壁」のように障害の社会モデルにもとづく捉え方をするようになった。

表2は今回の3つのDETにおいて実際に見られた回答の変化例を示したものである。序論で述べたように、研修が始まった当初の1回目の回答では、障害を困難なことや何かができないことと障害者個人の問題として捉える傾向が見てとれる。しかし、研修がある程度進んだ2回目の回答では、社会が作り出したものや社会による差別や排除というように、視点が「個人」から「社会」に変わっていることが分かる。

表2 「障害とは」の問いに対する回答の変化例

1回目	2回目
機能しにくい面をもっていること	同じ中ですごしていないときにおきるもの
持って生まれた物。特性	社会に認められない特徴
運命	差別
不自由があること	差別
社会生活上困難さを持つ状態	社会環境の未整備と人々の理解の不足
日常生活で不便を感じることに	社会の構図や人の心（偏見）が作り出すもの
日常生活に困難がある状態	世の中の多数派（健常者）が使う言葉（考え方）
知的、身体的、精神的に困難さがあること	社会の中にある差別や偏見から生まれるいろいろな問題
知的、身体的、情緒的な困難をかかえている人	かかえている人ではなく、まわりのサポートがなかったり、知識不足、経験不足だったり社会整備不足
困難、不自由	社会の側の偏見・差別
今の社会で生活しにくい状況（困り感）	マイノリティの人々が生きにくい社会
生活の中で困難が生じていること	人・社会の意識が作り出したもの
生きにくさ	自分が障害者ではないと思っている人が作り出すもの
普通じゃないこと（障害者自身）	周りの思いやりがあれば無くせるもの（周りの人の考え方次第。そもそも無いもの。考え方が変われば解決できる。社会が勝手に作り上げているもの。）
自分がやりたいと思うのにできないこと	他者の理解不足からくる偏見
不便な部分	健常者がつくった言葉
知的、身体的な事情により排除される要因があること（困難）	様々な社会的背景により、困難・排除感を感じることに
生きていく上で何らかの不自由さを感じることに	周囲の人の考え方によって解決できるもの
不便になること（生きづらい、個性、不自由、お互いに理解されない）	まわりからの理解が得られず、自分の自由がはばかられること
色んな生活のことで困ってできないことがあること	周りの社会が作り出すもの
身体・精神などに不都合があること	社会にある問題

図6 研修前後の行動理解に関する回答の平均値の変化



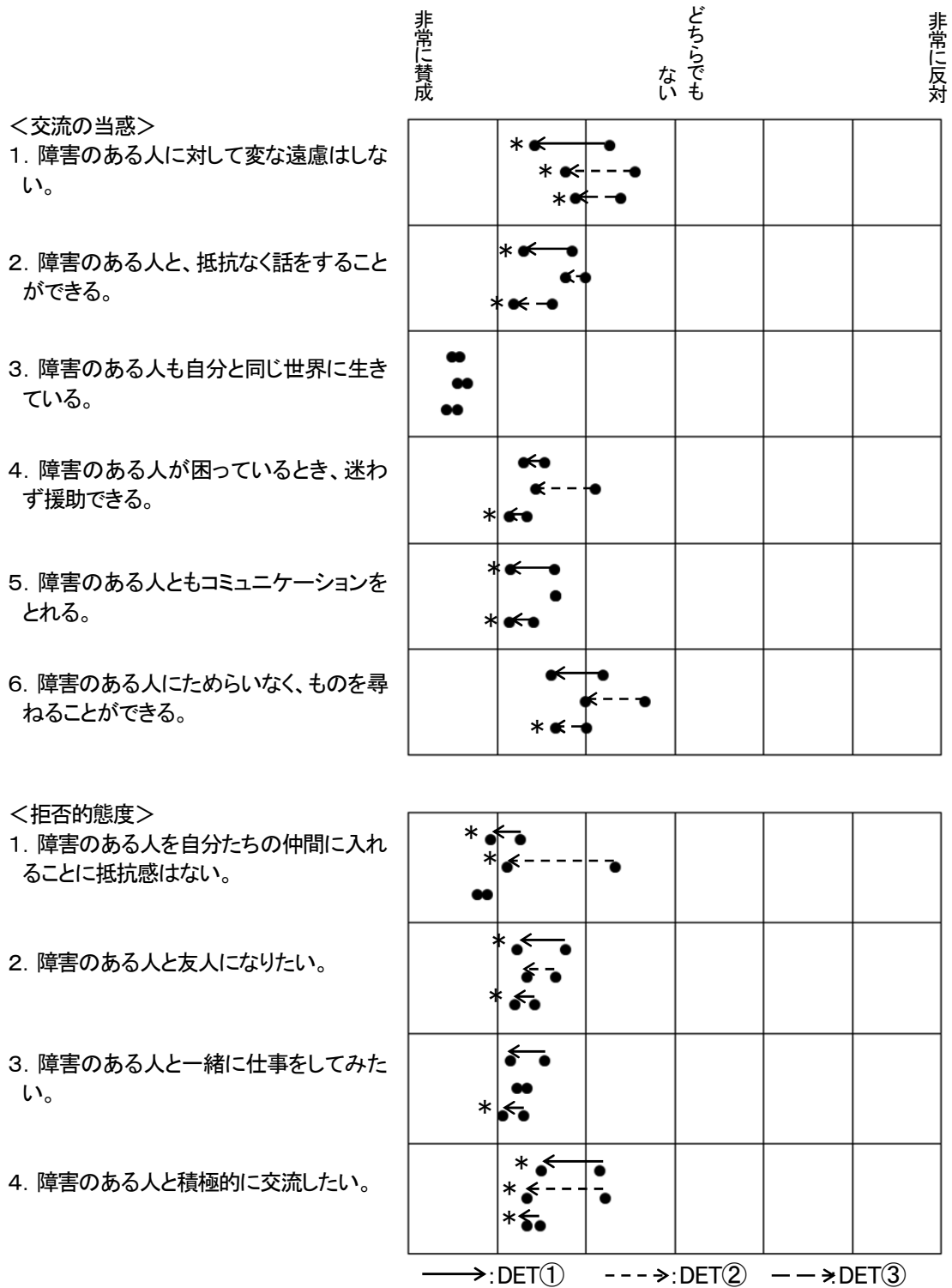
注) 矢印の始点が研修前の各文章への回答の平均値に、終点が研修後の回答の平均値に相当し、矢印の向きは研修の影響の方向を示している。「*」は、研修前後の平均値の差に対するウィルコクソンの符号付順位検定の結果が5%水準で有意であったことを意味する。

図6は行動理解に関する回答の変化を示している。文章1から4の結果が示しているように、障害は不変なものではなく、障害問題を解決するために障害者自身に行動や変化を求めるよりも自分にもできることがある、というように意識が変わったことが分かる。障害問題の当事者意識を聞いた文章5について有意な結果が得られなかったのは、回答者がもともと当事者意識を持っていたからである。このことは、受講者もしくは今回DET実施を決定した組織がそもそも障害について意識が高かったことと関係していると考えられる。

交流意欲の「交流の当惑」、「拒否的態度」両尺度について、図7で示されているように、研修前から障害者に対して好意的な回答であったが（研修前の平均値が賛成のエリアに位置する）、研修を経てさらに改善される（賛成方向へ変化）結果となった。特に、障害者に対して遠慮する気持ちが弱くなったり、コミュニケーションを取るのに抵抗感がなくなったりするなどして、より積極的に障害者と交わるような気持ちが芽生えたようである。これらの結果は、DETを通して障害者について理解したことやファシリテーターと直に交流したことによって、障害者との交流意欲が増したことを示唆しており、「心のバリアフリー」が促進された結果の一つであると考えられる。

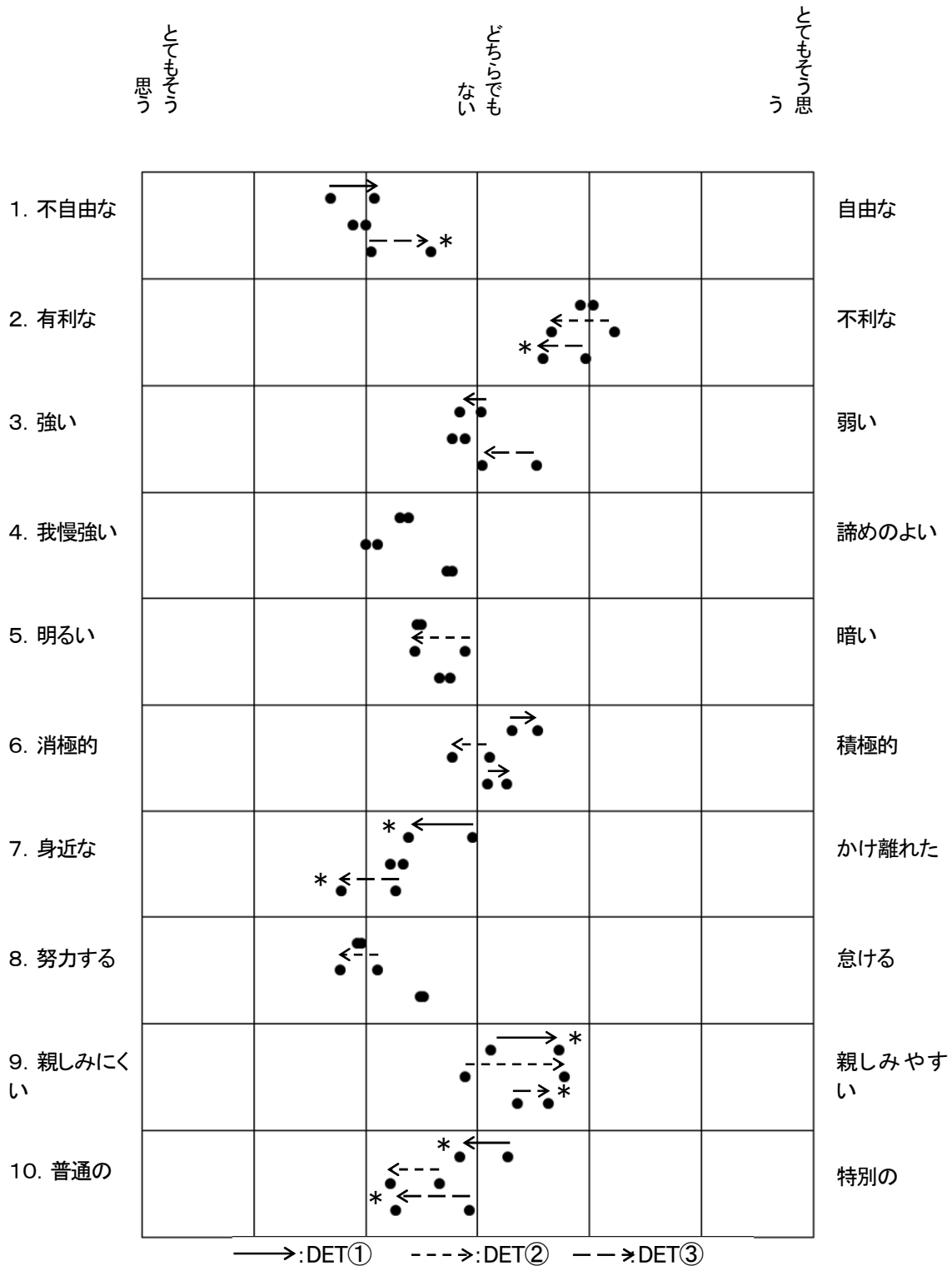
「心のバリアフリー」の促進に関連して、図8は研修前後で障害者のイメージがどのように変わったかを示している。その結果、DETを通して、主に障害者をより身近に（7）、親しみやすく（9）、また特別ではない存在（10）として感じられるようになったようである。この結果は上述の交流意欲の改善とも整合的であり、障害理解やファシリテーターとの交流の結果もたらされたものであると考えられる。

図7 研修前後の交流意欲に関する回答の平均値の変化



注) 矢印の始点が研修前の各文章への回答の平均値に、終点が研修後の回答の平均値に相当し、矢印の向きは研修の影響の方向を示している。「*」は、研修前後の平均値の差に対するウィルコクソンの符号付順位和検定の結果が5%水準で有意であったことを意味する。

図8 研修前後の障害者のイメージに関する回答の平均値の変化



注) 矢印の始点が研修前の各文章への回答の平均値に、終点が研修後の回答の平均値に相当し、矢印の向きは研修の影響の方向を示している。「*」は、研修前後の平均値の差に対するウィルコクソンの符号付順位和検定の結果が5%水準で有意であったことを意味する。

2-4. 結論

本章では、DET のねらいとして考えている、障害の社会モデルの視点獲得を通じた障害理解、このような障害理解にもとづいた行動理解、そして主体的に行動を起こすための動機づけが実際に促進できているのかの3 つについて、3 件の DET を対象に研修前後の質問紙調査で検証した。定量分析の結果、どの DET においてもこのような効果が認められ、また副次的な効果として、障害者との交流意欲や障害者のイメージが改善された。このような結果を踏まえて、社会に存在する障壁に気づかせ、それを取り除く動機づけを行うという点で、DET は「心のバリアフリー」の実現に大きく貢献できるものであると考える。

3. DET の行動形成の効果に関する調査：インタビューによる定性分析⁶

3-1. 緒言

障害理解や態度の変化が具体的にどのような解決行動へとつながったのかを明らかにするためにインタビュー調査による定性分析を実施した。過去に DET を受講した団体や個人において、「障害の社会モデル」に基づく行動、障害者差別解消法における障害の解決のための重要な行動の一つである「合理的配慮の提供」、またインクルージョンや変革に向けた社会的行動が、DET の成果としてどのように形成されるかについて探索的に明らかにすることに主眼を置いた。

3-2. 目的

DET の評価の一つとして、DET 受講後に参加者の社会的行動が形成された事例（以下、「モデル事例」）について探索することを目的とした。また、DET 受講による社会的行動の形成に関する障害当事者の視点について合わせて探索することも目的とした。

3-3. 方法

本調査では、これまで DET を受講した経験があり、「地域社会の組織」、「教育機関」、「企業」の領域で事業を行う機関・団体を対象とした。地域社会の組織の 4 団体（風雷社中、紅 LCC、群馬県社会福祉協議会、ハートバッチ）と 2 つの企業（日立システムズ、琉球銀行）、合計 6 機関・団体（7 名）から承諾が得られ、インタビュー調査を実施した。加えて、DET の実施経験が多数あり障害当事者でもある 2 名の DET ファシリテーターへのインタビュー調査も実施した。合計 9 名のインタビュー・データから DET 受講後の社会的行動の形成に関わるエピソードを抽出した。社会的行動形成に関連する背景及び意識レベルでの変化についての語りも補完的に抽出した。抽出したデータを象徴するテーマについてカテゴリー化し、主カテゴリーは『 』、副カテゴリーは< >として分類した（方法論およびデータ収集・分析法の詳細については添付資料 D-5 を参照）。

⁶ インタビュー調査のデザイン策定および質問テーマの準備、分析、報告書の本章の執筆は東田全央が担当した。

表 3 DET 受講後に社会的行動が形成された事例の分類

主カテゴリー	副カテゴリー
組織における事業のインクルージョンに向けた行動	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客サービスの改善 ・教育や企業等向けDETの実施追加要請 ・障害者福祉事業のインクルージョン
組織内部のインクルージョンに向けた行動	<ul style="list-style-type: none"> ・業務指示の改善 ・物理的環境の整備 ・当事者の声の反映 ・DET受講経験の共有
個人としての行動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における日常的な働きかけ ・他者との経験の共有

3-4. 分析1：DET 受講経験者へのインタビュー調査

DET 受講経験者の語りの分析により、社会的行動の形成の事例について『組織における事業のインクルージョンに向けた行動』、『組織内部のインクルージョンに向けた行動』、『個人としての行動』の3つの主カテゴリーに分類することができた（表3）。以下、主カテゴリーごとに記した。

(1) 『組織における事業のインクルージョンに向けた行動』

DET 受講後に組織の事業のインクルージョンに向け行動する事例が見出された。この主カテゴリーにおける例は、＜顧客サービスの改善＞、＜教育や企業等向けDETの実施追加要請＞、＜障害者福祉事業のインクルージョン＞に分けることができた。

第一に、一般事業のインクルージョンに向けた行動の一つとして＜顧客サービスの改善＞が見られた。たとえば、琉球銀行では DET 受講後に車椅子の設置に関する取り組みの変化があった。E 氏によれば、4年前に車椅子を一部の店舗に設置したものの、活用されているとは思われなかったため、費用対効果の観点から不要な物であると考えていた。しかし、次の語りにあるように、顧客サービスをインクルーシブなものにするために大幅な環境整備を行った。

「活用されない物は置いても意味がないと、私の気持ちで判断していました。[受講後]しかし、不必要かどうかは自分が決める事ではないと。…使いたい時に使える方が快適ではないかということで、12月にほぼ全店に配置しました。」(E氏)

さらに、琉球銀行ではフロアアシスタントがDETを受講したことで、障害者を含むすべての顧客を意識したサービスの提供と環境整備が促進されたという事例が見られた。E氏は、銀行内に物理的障害となりうる環境があったため、動線を確認する取り組みについていくつかの例を挙げた。たとえば、フロアロビーにあった記帳台と椅子の設置場所や、ATMの前にあった手荷物置き場の設備環境等について、車椅子ユーザー等の障害者の視点を含めて再考し、誰もが利用しやすい環境整備を行っている。これらの琉球銀行の事例では、顧客に対する環境づくりにおいて、DET 受講後に合理的配慮の提供や社会モデルに基づく環境の整備が、通常的一般業務において実践されていると言える。

第二に、＜教育や企業等向けDETの実施追加要請＞を通じたインクルージョンの促進の事例が見られた。これは、DET 受講経験者が受講未経験の一般市民や企業等を対象としたDETを企画することで、インクル

ージョンに向けた行動をさらに押し進める行動と言える。群馬県社会福祉協議会ボランティアセンターで福祉教育や災害支援等を担当しているC氏は、DET受講後に、一般向けのDETを組織として実施できるように行動してきたという。

「何ができるかを考えた結果、社協としては発信していくことだと。」 (C氏)

実際、本インタビュー実施後の翌週に「企業の社会的貢献」をテーマとした研修会の中でDETを実施予定であった。同様に、D氏（ハートバッチ）は受講経験を踏まえ、教育機関と連携しながらDET実施を予定している。

「うちの学校の息子たちが行っている校長先生、教頭先生も参加をしてくれて、…『あれはいい、職員に受けてもらいたい、子どもたちにも受けてもらいたい』と、来月ここでやることに決まった」 (D氏)

第三に、＜障害者福祉事業のインクルージョン＞に向けた行動の事例が見られた。たとえば、地域福祉の現場で日常的に障害当事者と活動を行っているB氏（紅LCC）は、DET受講によって、地域でのインクルージョンを組織的に進め始めたと言った。とくに、障害当事者とともに「街に出ていく」実践を進めた。B氏によれば、行動障害や知的障害がある当事者のガイドヘルプを行う際、DET受講以前は人目につかない裏道を通っていた。しかし、DET受講後には商店街などの一般の人々が通る道を当事者本人と利用する等、地域の一員として暮らす環境づくりを他のスタッフとも行う方針を確認している。その結果、当事者が徐々に地域の人々とも接する機会が増加したという。

「最初はやっぱり[商店街の人が]びっくりするんですけど、数を重ねていくと声掛けてくれるようになってとか。…その辺にあるカラーコーン[ロードコーン]を蹴飛ばしちゃうとか…最初は『えっ』という感じで見られたのが、…一緒になって戻してくれるとか、『ごめんね、そこにあったから蹴飛ばしちゃうよね』と言ってくれる人も出てきたり。」 (B氏)

この事例は、障害者支援事業を行う福祉事業所が、地域との接触を避けながら事業を実施するという視点から脱却し、事業を地域の中であたりまえのものにするという行動を始めたものと言える。そのため、これは障害分野の事業自体を地域の中でインクルーシブなものにしていくための取り組みの事例として位置づけることができる。

(2) 『組織内部のインクルージョンに向けた行動』

DET受講後に組織内でのインクルージョンに向けた行動が形成される事例も見出された。その事例は＜業務指示の改善＞、＜物理的環境の整備＞、＜当事者の声の反映＞、＜DET受講経験の共有＞に分けることができた。

第一に、日立システムズでは＜業務指示の改善＞によってインクルージョンを組織内部で促進する行動が見られた。DET受講前には、障害当事者を含むすべての従業員が対象となっていたものの、実際の運用面で徹底されていなかった部分があった。しかし、DET受講後に、eラーニングのうち社内で作成する部分について、読み上げ用ソフトに対応させて作成することを徹底する業務指示が出された。

「今まではそういう決まりごとはなかったので、受けたくても受けられなかった人がいたんですよ。それが、教育担当者の方から、ちゃんとつけるのがルールだと言われるようになりました。」
(G氏)

e ラーニングの教材は社内で少なくとも 200 名弱の障害当事者の従業員が利用対象となっている。したがって、一般企業において業務指示の改善を通して情報システムやトレーニングをインクルーシブなものにしたことを示す一例と言える。

第二に、一般企業等の職場環境において〈物理的環境の整備〉を進める事例が見られた。同じく日立システムズの G 氏は、DET 受講後に職場内の物理的なアクセスの改善についても語った。日立システムズには車椅子ユーザーのスタッフがいるが、給湯室が使用しづらい環境にあった。DET 受講後に、給湯室内にあったゴミ箱の設置場所等の環境を変える行動により、職場内の動線が改善され、車椅子ユーザーにとっても利用可能な環境が整備されたという。

第三に、組織内の〈当事者の声の反映〉によって行動が形成される事例が見られた。琉球銀行の E 氏は、組織内に聴覚障害者である従業員がいたものの、挨拶する程度の関係であった。DET 受講後には、社会モデルの考え方にに基づき、行内の環境を変えることを当事者とともに考え行動し始めた。その一例はコミュニケーション（卓上型会話支援機）の導入についての検討である。それまでは、業者からコミュニケーションを導入してみてもどうかというアプローチが数年前からあったものの、障害当事者のいない上層部だけで判断しかねていた。しかし、DET 受講後に、障害当事者の従業員の意見を聴いて、導入を検討することにした。

「[DET 受講後]業者からコミュニケーションを借りて、聴覚障害のある職員に試してもらうことになっています。[障害当事者職員から]『この機械、必要あるの?』と聞かれたので、『業者は良いと言うが、良いのかどうか、聞きとりづらいユーザーのニーズが一番理解できると思うあなたに判断してもらいたい。あなたの意見が聴きたいの』と話したら、『いいよ』と快く引き受けてくれて、一緒に検討することになりました。」(E氏)

これは、言い換えれば、DET 受講によって、一般企業の職場環境において障害当事者の視点を企画や計画の段階から取り入れることを実践し始めた例と言える。

第四に、社会的行動の形成が DET 受講経験のある個人や団体だけにとどまるのではなく、さらに広がっていく可能性を示す例として〈DET 受講経験の共有〉がある。たとえば、A 氏は、ガイドヘルパー希望者向けの講義に DET 受講経験を再活用しているという。一般の福祉職としての業務経験がないガイドヘルパー希望者に対して、DET のツール（「1-2. DET の概要」の図を参照）を使うことが有効であるという。

「[DET 受講によって]言い換えやすくなりましたね。[ガイドヘルパーとして従事するための]講義なんかもやるんですけど、…そこ[DET]であった話を代弁できるというか、わかりやすく伝えられるという。」(A氏)

ヘルパー希望者からは、講義後に「大変わかりやすかった」、「腑に落ちた」などの感想が寄せられているという。このことから、DET 受講の経験や社会モデル等の視点を他者と共有し広げうるという点で、インクルージョンに向けた行動と位置付けることができる。

(3) 『個人としての行動』

DET 受講を通して、組織としてだけでなく、個人として社会にある障害の解決を試みる行動も見出された。この主カテゴリーは<地域における日常的な働きかけ>と<他者との経験の共有>に分けることができた。

第一に、DET 受講後に個人としての<地域における日常的な働きかけ>が見られた。地域の福祉事業所で勤務する A 氏（風雷社中）は、DET 受講後に身近な社会で働きかけるなど、社会的行動にも変化が出てきたと認識している。障害当事者が地域の中で問題とされうることを起こした場合を例に挙げ、DET 受講以前であれば問題化しないことに注力していたのに対し、受講後には地域に積極的に関わっていくという変化について語った。

「[障害当事者が]店の商品を、パソコンと[叩いて]壊してしまったことがかつてあって、[DET 受講後に地域の人々と]後々につながるようになるというのを思うようになった。…で、そのあと、お店の前を通っても、『どーも』っていうの[日常的な挨拶]をできるんですね。」(A 氏)

地域福祉の現場で日常的に障害当事者と活動を行っている B 氏（紅 LCC）も、DET 受講後に、身の回りで取り組み始めたことがあると語った。B 氏はバス等の交通公共機関を例に挙げ、身近な地域において人々への働きかけを個人的に実践するようになったと語った。

「交通公共機関を使うことが多いんですけど、やっぱり時間がかかってしまうので…前もって『時間かかっちゃうかもしれません』とか…って言うのを世間に知ってもらおうと。」(B 氏)

第二に、DET 受講経験を元にく<他者との経験の共有>をする事例が見られた。その一例は、複数の DET 受講経験者がグループとして継続的に経験や考えを共有する機会である。B 氏（紅 LCC）は B 氏自身の個人的な意識の変化と取り組みをもとに、DET を受講した経験がない他のスタッフを含めて、体験や考えを共有する機会を持っていた。また、新人ヘルパーの DET 受講ではグループワークが取り入れられていたため、同等程度の経験レベルのスタッフ同士が語り合う機会が増えた。そして、合理的配慮や社会の一員としての障害当事者（あるいはインクルージョン）という考え方が、話を共有する時の共通の言葉にもなっていると語った。これらは個人的および集団的なレベルで受講経験やその視点を共有する行動であり、インクルージョンに向けたさらなる社会的行動にも影響する可能性を示唆する。

他の 2 つの主カテゴリーが組織としてのインクルージョンに向けた行動であるのに対し、この 2 つの事例は、DET 受講者がその受講経験を通じて障害解決の行動主体となった個人としての行動として位置づけることができる。

3-5. 分析 2 : DET ファシリテーターへのインタビュー調査

2 名の DET ファシリテーターへのインタビュー調査を通じて、DET 受講者の社会的行動の形成への視点とその期待について探索した。その結果、社会的行動形成に関連する語りとして、『当事者がファシリテーターである意義』および『きっかけとしての DET』が導き出された。

(1) 『当事者がファシリテーターである意義』

インクルージョンを阻む障害として社会における障害者への偏見がある。障害当事者である H 氏自身も DET ファシリテーターとして偏見に直面することが多々あるという。

「いまだに、障害者が『別世界の人』というふうに見られたり…『障害者と話したのは初めて』と言われたこともあったし。…[障害者は]『働く能力がない、酒、たばこは飲まない』って思ってる人もいまだにいるんですよ、本当に。」(H氏)

そして、H氏は、当事者としてDETファシリテーターを担う意義について強調した。DETの中で障害当事者が見せ、語りかけることでリアリティが増し、受講経験者の意識の変化や社会的行動の形成を促す可能性が指摘された。

「DETファシリテーターの中には普段働いている人も多いけど、[受講者が]『働いていること』ということにびっくりした人さえいて。そういう見せるという意味では、当事者がファシリテーターをやること自体にも意味があるな、と。」(I氏)

実際に、H氏は、DET受講者に受講後の様子を聞くことがあると語り、いくつかの事例を紹介した。目に見えてわかりやすい例として、ラーメン屋を営む一般の男性のDET受講後の変化について語った。その男性は、DET受講前までは、障害当事者が店に来ることが特段多かったわけではなく想定もしていなかった。しかし、男性はDET受講後に、自費で簡易的なスロープを設置することや、箸の代わりに自助具(スプーン型)を置くこと等を試みた。その後、障害当事者の顧客が口コミで増えたという状況にあるという。

(2) 『きっかけとしてのDET』

DETファシリテーターであるH氏及びI氏はともに、DETが社会的行動の形成や課題発見になっているということの重要性を指摘した。I氏は、課題発見型であるDETを通じて、受講者の社会的行動を形成することにやりがいを感じていると語った。

「DETそのものが課題発見型なので、[受講後に]行動を実際に起こさせるのがおもしろいですね。」(I氏)

そして、DETが社会的行動の形成におけるきっかけになっているという可能性について、H氏は次のように語っている。

「県庁や議会とかでDETをやったときに、『何年も前からわかってたけれど』何もできていなかったことを、DETがきっかけとなって、『明日からでもできることをやっ払いこう』というふうになったり。…たとえば、『チラシ見にくい人がいるから拡大鏡を置いた』とか。」(H氏)

この語りは、DET受講がきっかけとなり、組織内外の事業において、それまで認識されてきたがアクションが取られてこなかった課題への取り組みも含めて、インクルージョンに向けた行動につながる可能性を示唆する。

3-6. 結論

本調査はDETの評価の一つとして、DET受講後に社会的行動が形成されたモデル事例について、障害当事者の視点も含めて探索することを目的として、インタビュー調査を行った。その結果、DET受講によって、合理的配慮や社会モデルの考え方に基づく「視点の獲得」、「解決行動の獲得」、「行動の動機づけ」を基礎に、社会的行動の形成に至った具体的な事例が見出された。つまり、DET受講のインパクトとして、意識や理解といった個人内の意識でとどまることなく、社会における「障害」を解決していく社会的行動に参加者自身が至ること、またその具体例が明らかとなったと言える。

DET受講経験者へのインタビュー調査では『組織における事業のインクルージョンに向けた行動』、『組織内部のインクルージョンに向けた行動』、『個人としての行動』の3つのカテゴリにおける社会的行動の形成の可能性を見出した。いずれも、質問紙調査で明らかとなったDET受講における個人レベルでの意識や態度における変化が、社会におけるインクルージョンに向けて障害解決の行動主体となった個人としての行動、組織内での個人及び集団としての行動、そして組織としての事業における行動の形成につながることを示唆した。そして、『組織における事業のインクルージョンに向けた行動』をはじめとして、その事例の多くが、障害者のための特別な支援ではなく、すべての市民や顧客を対象とする事業におけるインクルージョン実現に向けた取り組みであった。一方、障害当事者に元々関わっている支援活動等については、狭義の保健福祉等の枠組みから出て、地域の中でのインクルージョンに向けて取り組む事例であったと言える。なお、それぞれのカテゴリは便宜的に分類したものではあるが、実際には個人の意識や行動の変化を元に、組織内での事業や組織における事業においてインクルージョンが促進されていくということも想定される。そのため、カテゴリ間の相互関連性やその相互作用の過程については今後さらに検討していく必要がある。

DETファシリテーターへのインタビュー調査では『当事者がファシリテーターである意義』および『きっかけとしてのDET』が見出された。課題発見型であるDETを当事者がファシリテートするにより、DET受講経験が「課題発見のきっかけ」となること、そして受講経験者が組織内や地域社会にある課題を発見しそこに関わっていくという事例が紹介された。これらは、DET受講経験者へのインタビュー調査によって明らかとなった社会的行動の形成の可能性について、当事者の視点から改めて支持したものと言える。

今後さらにDETに関する調査および評価を広く行うことによって、より多様な事例、また行動につながる要因の分析などDETの成果に関する研究を通して、心のバリアフリーの推進に向けた取り組みのあり方が明確になるであろう。

4. 結論

本プロジェクトでは DET の効果と改善点を明確にすることを目的に、DET による意識変容の効果に関する調査を質問紙による定量的調査によって、DET による行動形成の効果に関する調査をインタビューによる定性的調査によって行った。意識に関する調査では、DET の主たる目的である障害理解および行動理解について統計的に優位な変化が見られた。また行動形成の効果に関する調査では、事業や業務の改善に対して組織また個人としての行動が実際に形成され実践されたことが確認できた。

結果のまとめ：

意識に関する調査：以下に関して統計的に優位な変化が見られた。

障害理解：障害の個人モデルから障害の社会モデルへの視点への変化。

行動理解：

障害者を社会に合わせようとする方法から、社会や環境をよりインクルーシブ（包摂的）にする方法への変化。

障害者との交流意欲やイメージ：

障害者に対する遠慮する気持ちや抵抗感の減少、より身近で、親しみやすく、特別ではない存在としての障害者イメージへ転換。

行動形成の効果に関する調査：DET によって以下のような行動が形成された。

組織における事業のインクルージョンに向けた行動：

顧客窓口における車いす設置の拡充や動線の整備、教育機関や企業等向けの DET 実施の追加要請など。

組織内部のインクルージョンに向けた行動：

障害者が利用しやすい職場環境の整備、職員研修における DET の再活用、会議における障害者の声の反映など。

自分自身が障害の解決の主体となる行動：

商店街や公共交通機関への日常的な働きかけ、DET 受講経験の他者との共有など。

本調査により、DET が目的としている障害の社会モデルの視点の獲得としての障害理解、および障害を解決する行動としての社会や環境面の取り組みとしての行動理解に効果があることが明確になった。また、DET の成果が単に知識に留まるのではなく、障害の解決に向けた具体的な行動につながることも明らかになった。これらの結果から、DET は心のバリアフリーに向けた取り組みとして効果的な研修といえる。

考察（評価、改善策、展望）：

先進性：

従来の障害理解の研修がどちらかといえば障害者のできないことに着目し、知識としての理解や態度の向上をめざし、具体的な行動は障害者を助けるといったような行動に限定されていたのに対し、障害平等研修では以下の点において先進性がある。

- ・障害を差別や排除という人権課題としてとらえることを促す。
- ・障害とその原因を見抜く分析的視点としての「障害の社会モデル」の視点を獲得する
- ・社会や環境を変えることでの解決方法を形成する
- ・参加者一人一人が実際に行える身近で具体的な解決行動を動機付ける

普遍性：

障害平等研修は、障害理解、特に心のバリアフリーを推進していくために最も重要な障害を考える際の価値観としての「障害の社会モデル」の形成を促す研修である。ゆえに、一人一人が障害を考え取り組む際の土台を形成する研修であり、普遍性の高い取り組みといえる。

全国的な波及効果：

法人としての2014年の活動開始から、研修の理論的な土台としての「障害の社会モデル」と方法論としての発見型学習、また種々の演習教材をもとに60時間の養成講座によって育成されたファシリテーターが全国⁷に62名いる。また毎年ファシリテーター養成講座を実施しておりファシリテーターの数は増加している。

DETの実施自体も2014年の8回から、2015年度の71回、2016年度（1月末時点）での95回と、実施回数も増え、自治体や企業等での実施回数も増え、自治体の人権担当者の研修やオリパラ組織委員会の職員研修として実施されるなど障害に関する研修としての認知度も高まっている。

これらの事実からも全国的に波及する可能性は高いと考える。例えば、東京以外では大阪や愛知はもとより、沖縄県や群馬県などでも積極的に実施されている。

今後の推進に向けた改善策：

障害平等研修はファシリテーターとの対話による発見というプロセスが学びの方法となる。そのためファシリテーターの知識と研修技術がDETの研修成果に大きな影響を及ぼす。現在の60時間の研修で一定レベルの研修の実施は担保しているものの、より高い研修効果を目指すためには既存の養成講座の更なる質の向上はもとより、既存のファシリテーターのフォロー・アップによる質の向上を目指す取り組みが重要である。

また、DETは単一の内容を実施するのではなく参加者に適した研修内容や方法によって行う。今般参加者として教育機関（特に小中学校）の機会が増加してくることを踏まえ、より多様な参加者に適した研修教材の更なる開発も必要である。

2020年またはそれ以降に向けた長期的な展望

今回の試行プロジェクトにより、DETは障害種別や業種に囚われず「心のバリアフリー」を推進する研修であることが客観的データとして示すことができた。

DETは教材として、身体障害者の事例を多用するが、一方で知的・発達・精神障害者を対象にした教材も含まれている。今回最も重要な成果として、知的や精神障害者を対象とした福祉事業者や社会福祉協議会においてもDETが有効と示された点であり、この結果をもとに、地域や福祉事業者も対象にDETを実施していく予定である。

またファシリテーターは養成講座において障害の社会モデルや障害者権利条約について理解した上でDETを行っている。DETフォーラムは毎年養成講座を実施し、DETを実施できるファシリテーターを継続して養成する予定である。

今後は、オリンピック・パラリンピック関係者に向けた取り組みと合わせて、教育機関や自治体、地域社会や企業など幅広い分野で障害種別に拘らず心のバリアフリーの推進に向けたDETを実施し、全国に展開できるようにする。そして、そのためのファシリテーターの養成と教材の開発、また事務局機能の強化を並行して進める予定である。

まとめ

心のバリアフリーを推進するためには、人間の多様性を基礎にインクルーシブな社会を求める人権意識が重要である。その土台となる障害の社会モデルの視点を参加者一人一人の価値基準として獲得していくプロセスを支援し、それに基づいた行動を促す障害平等研修は、障害について学び行動するための障害教育・障害研修として一つの効果的な方法であることが本調査で明らかになった。

今後、今回の調査結果をもとに、当法人として更に研修の質の向上と全国での展開に向け尽力していくことで本プロジェクトの成果を最大限活用していく。

(以上)

⁷ 札幌、茨城、群馬、東京、神奈川、千葉、静岡、愛知、大阪、京都、兵庫、長崎、沖縄など。

参考文献

1. キヤス・ギャレスピー＝セルズ・ジェーン・キャンベル. (2005). 『障害者自身が指導する権利・平等と差別を学ぶ研修ガイド』. 明石書店.
2. Kuno, K. (2012). Doing disability equality training. Kuala Lumpur: MPH Publishing.
3. 栗田季佳・楠見孝. (2010). 「『障がい者』表記が身体障害者に対する態度に及ぼす効果—接触経験との関連から—」 『教育心理学研究』 58, pp. 129-139.
4. 内閣府. (2015). 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）」. <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>.
5. 棚田裕二. (2015). 「肢体不自由者との接触経験と障害者イメージの関連」 『新見公立大学紀要』 36, pp. 101-105.
6. 徳珍温子・藤田大輔. (2005). 「女子学生・生徒の『身体的』障害者イメージについての一考察」 『大阪信愛女学院短期大学紀要』 39, pp. 9-20.
7. 徳田克己. (1990). 「視覚障害児・者に対する一般の人の態度を改善するための技法とその評価」 『視覚障害心理・教育研究』 7(1), pp. 5-21.

(参考例)

障害平等研修

Disability Equality Training (DET)



特定非営利活動法人 障害平等研修フォーラム

© DET フォーラム

始める前に.....

(グループづくりのゲームや対話)

© DET フォーラム

障害平等研修(DET)

目標

「研修終了後、私は業務を通して障害者の参加を更に進める」

障害とは？

演習：絵とビデオの分析

演習：障害とは

どうする？

演習：行動の2つのポイント

まとめ

演習：私の行動

© DET フォーラム

前半

「障害ってなんだろう？」

© DET フォーラム

「障害ってなんだろう？」

演習 1

© DET フォーラム

「障害とは、何ですか？」

障害とは、

である。

© DET フォーラム

「障害ってなんだろう？」

演習 2

© DET フォーラム

障害とは、「何」？



障害は、「どこ」にある？

© DET フォーラム

「障害ってなんだろう？」

演習 3

© DET フォーラム

ビデオ分析

(分析のための質問)

(分析用紙)

© DET フォーラム

まとめ:みんなで考えよう!

障害とは、

である。

© DET フォーラム

障害

障害(Disability):

機能障害(impairments)を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる

(国連障害者権利条約:外務省)

© DET フォーラム

後半

「じゃあ、どうする？」

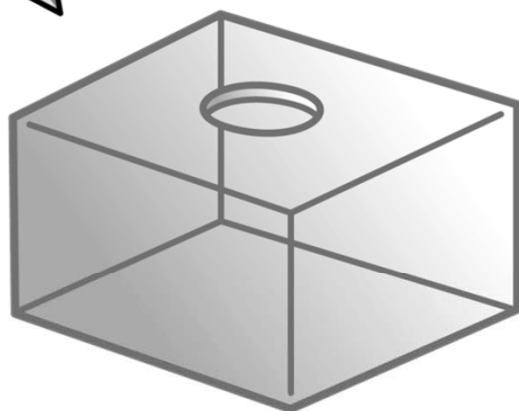
© DET フォーラム

「じゃあ、どうする？」

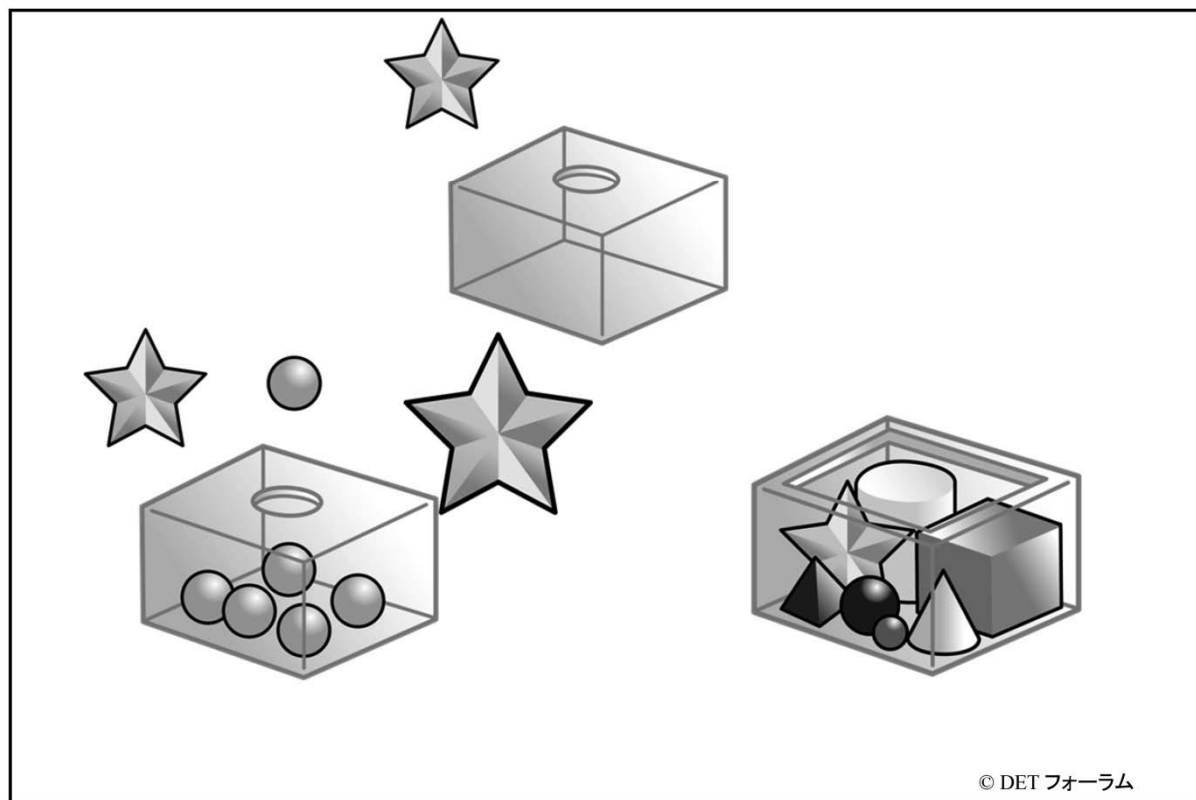
行動のためのポイント ①

© DET フォーラム

箱の中に★を入れる？



© DET フォーラム



© DET フォーラム

「じゃあ、どうする？」

行動のためのポイント②

© DET フォーラム

訊く

(事例を示す写真)

© DET フォーラム

2つのポイント

1. 変えるのはなに？
2. 訊く！

© DET フォーラム

「じゃあ、どうする？」
社会を変える行動

© DET フォーラム

障壁のない共生社会：合理的配慮

(参加者に合わせた合理的配慮の事例紹介)

© DET フォーラム

私の行動リスト

現状・課題

私の行動

© DET フォーラム

今日のまとめ

(学びと行動のまとめ)

© DET フォーラム



さあ、はじめよう!!!



〒143-0016 東京都大田区大森北1-30-1 三喜屋ビル2階
NPO法人 障害平等研修フォーラム
電話:070-5363-6443 メール:info@detforum.com

© DET フォーラム

障害平等研修 実習スライド解説

(1 枚目)

上部に「(参考例)」

中央に「障害平等研修 Disability Equality Training (DET)」

下部に「特定非営利活動法人 障害平等研修フォーラム」とロゴ

(2 枚目)

タイトルは「始める前に…」

「(グループづくりのゲームや対話)」

(3 枚目)

タイトルは、「障害平等研修 (DET)」

目標

「研修終了後、私は業務を通して障害者の参加をさらに進める」

障害とは？

演習：絵とビデオの分析

演習：障害とは

どうする？

演習：行動の2つのポイント

まとめ

演習：私の行動

(4 枚目)

タイトルは、「前半」

「「障害ってなんだろう？」」

(5 枚目)

タイトルは、「障害って何だろう？」

「演習1」

(6 枚目)

タイトルは、「障害とは、何ですか？」

枠がある。枠中左上「障害とは、」右下「である。」

(7 枚目)

タイトルは、「障害って何だろう？」

「演習2」

(8 枚目)

車いすの女性のイラストが中央にある。

イラスト上部に「障害とは「何？」」

イラスト説明。

お店があります。ショーウィンドーに「入口はこちら」の矢印があり、その方向に階段があり、階段を上がったところにお店の入口があります。

同じくショーウィンドーに「大安売り」の紙が貼ってあります。

車いすの女性がその階段の下にいます。

イラスト下部に「障害は、「どこ」にある？」

(9 枚目)

タイトルは、「障害ってなんだろう？」
「演習3」

(10 枚目)

タイトルは、「ビデオ分析」
左側に、「(分析のための質問)」
右側に、枠がある。枠内に、「(分析用紙)」

(11 枚目)

タイトル「まとめ：みんなで考えよう！」
枠がある。枠中左上「障害とは、」右下「である。」

(12 枚目)

タイトルは「障害」
「障害 (Disability) :
機能障害 (impairments) のある人と彼らに対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる
(国連障害者権利条約)」

(13 枚目)

タイトルは、「後半」
「じゃあ、どうする？」

(14 枚目)

タイトルは、「じゃあ、どうする？」
「行動のためのポイント①」

(15 枚目)

タイトルは、「箱の中に星を入れる？」
文章の下に絵がある。
絵は以下の通り。
丸い小さい穴の開いているティッシュボックスのような箱が中央にあり、その左斜め上に星がある。星は丸い穴よりも大きい。

(16 枚目)

3つの絵がある。
上に一つ。下に左右に一つずつ。
上の絵：15枚目と同じ絵。丸い小さい穴の開いている箱の左上に穴より大きい星がある。

左下の絵：

上の写真と同じ形状の箱があり、箱の上には、星ではなく箱の穴を通るサイズの丸がある。箱の中には全部同じサイズの丸いものが入っている。

右下の絵：

箱の丸い穴が大きくなっている(上蓋が取り外されているようにも見える)。その箱の中にはいろいろな形や大きさのものが入っている。

(17 枚目)

タイトルは、「じゃあ、どうする？」
「行動のためのポイント②」

(18 枚目)

タイトルは「訊く (枠で囲んである)」
「(事例を示す写真)」

(19 枚目)

タイトルは「2つのポイント」
「 変えるのはなに？」
「 訊く！」

(20 枚目)

タイトルは、「じゃあ、どうする？」
「社会を変える行動」

(21 枚目)

タイトルは、「障壁のない共生社会：合理的配慮」
「(参加者に合わせた合理的配慮の事例紹介)」

(22 枚目)

タイトルは、「私の行動リスト」
二つの囲みが左右にあり、左は「現状・課題」を記入する囲みで、右は「私の行動」を記入する囲み。

(23 枚目)

タイトルは、「今日のまとめ」
「(学びと行動のまとめ)」

(24 枚目)

車いすの男女のイラスト。
間に「さあ、はじめよう!!!」と書いてある。
下段に障害平等研修フォーラムの連絡先。

(以上)

添付資料D-2：質問紙

【研修前】

実施日：2017年2月15日

ID番号：_____

障害平等研修に関する実態調査

このたび、私ども障害平等研修フォーラムは、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局委託事業「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査（ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査）」の試行プロジェクトとして、障害平等研修の効果に関する調査を行っております。その一環として本研修において質問紙調査を実施させていただきたく存じます。

回答内容は研修の効果の分析以外の目的で使用することはありません。回答は無記名で、回答結果を統計的に処理することで、回答者が特定されることは決してありません。どうぞ率直に回答いただきますようお願いいたします。

お忙しいところを大変恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

NPO 法人 障害平等研修フォーラム
代表 久野 研二

まず、あなたご自身のことをおたずねします。当てはまるものに○をつけるか、数値を記入してください。分析するために必要な情報ですので、ぜひお答えください。

問1 あなたの性別は？	1 男性 2 女性 3 特定したくない
問2 あなたの年齢は？	満 歳 または 特定したくない
問3 障害のある人が近親者にいますか？	1 はい 2 いいえ
問4 障害のある人が友人にいますか？	1 はい 2 いいえ
問5 これまで障害に関するボランティアをしたことがありますか？	1 はい 2 いいえ
問6 これまで障害に関する研修やセミナーを受けたり、イベントに参加したりしたことがありますか？	1 はい 2 いいえ

問7 以下の文章において、あなたの考えに最も近いと思われるものに○をつけてください。

	非常に賛成	賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	反対	非常に反対
1. 障害を解決する責任は、障害者本人にある。	1	2	3	4	5	6	7
2. 障害のある人に対して変な遠慮はしない。	1	2	3	4	5	6	7
3. 私にも障害の解決のためにできることがある。	1	2	3	4	5	6	7
4. 障害とは、身体的、精神的、または知的な機能の障害のことを指す。	1	2	3	4	5	6	7
5. 障害のある人と、抵抗なく話をすることができる。	1	2	3	4	5	6	7
6. 障害の問題の原因は、身体などの機能的な課題にある。	1	2	3	4	5	6	7
7. 障害の解決のためには、リハビリを重点的に行うべきである。	1	2	3	4	5	6	7
8. 障害は、医療問題というより、社会問題である。	1	2	3	4	5	6	7
9. 障害のある人を自分たちの仲間に入れることに抵抗感はない。	1	2	3	4	5	6	7
10. 障害のある人も自分と同じ世界に生きている。	1	2	3	4	5	6	7
11. 障害のある人と友人になりたい。	1	2	3	4	5	6	7
12. 障害のある人と一緒に仕事をしてみたい。	1	2	3	4	5	6	7
13. 障害のある人が困っているとき、迷わず援助できる。	1	2	3	4	5	6	7
14. 障害のある人ともコミュニケーションをとれる。	1	2	3	4	5	6	7
15. 社会復帰するためには、障害者自身の努力が必要だ。	1	2	3	4	5	6	7
16. 障害のある人にためらいなく、ものを尋ねることができる。	1	2	3	4	5	6	7
17. 障害は固定されたもので、変えることができない。	1	2	3	4	5	6	7
18. 車イス利用者は、自由に移動ができるように、リハビリを頑張るべきである。	1	2	3	4	5	6	7
19. 障害は、自分にはあまり関係のない問題だ。	1	2	3	4	5	6	7
20. 障害のある人と積極的に交流したい。	1	2	3	4	5	6	7

問 8 以下の左右で対になっている障害者のイメージに関する言葉に対して、あなたの考えに最も近いと思われるものに○をつけてください。

	1	2	3	4	5	6	7		
	1 思う	2 とてもそう 思う	3 かなりそう やや思う	4 ない	5 どちらでも やや思う	6 思う	7 かなりそう 思う	8 とてもそう 思う	
1. 不自由な	1	2	3	4	5	6	7	自由な	
2. 有利な	1	2	3	4	5	6	7	不利な	
3. 強い	1	2	3	4	5	6	7	弱い	
4. 我慢強い	1	2	3	4	5	6	7	諦めのよい	
5. 明るい	1	2	3	4	5	6	7	暗い	
6. 消極的	1	2	3	4	5	6	7	積極的	
7. 身近な	1	2	3	4	5	6	7	かけ離れた	
8. 努力する	1	2	3	4	5	6	7	怠ける	
9. 親しみにくい	1	2	3	4	5	6	7	親しみやすい	
10. 普通の	1	2	3	4	5	6	7	特別の	

以上です。ご協力ありがとうございました。

【研修後】

実施日：2017年2月15日

ID番号：_____

障害平等研修に関する実態調査

このたび、私ども障害平等研修フォーラムは、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局委託事業「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査（ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査）」の試行プロジェクトとして、障害平等研修の効果に関する調査を行っております。その一環として本研修において質問紙調査を実施させていただきたく存じます。

回答内容は研修の効果の分析以外の目的で使用することはありません。回答は無記名で、回答結果を統計的に処理することで、回答者が特定されることは決してありません。どうぞ率直に回答いただきますようお願いいたします。

お忙しいところを大変恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

NPO 法人 障害平等研修フォーラム
代表 久野 研二

問1 以下の文章において、あなたの考えに最も近いと思われるものに○をつけてください。

	非常に賛成	賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	反対	非常に反対
1. 障害を解決する責任は、障害者本人にある。	1	2	3	4	5	6	7
2. 障害のある人に対して変な遠慮はしない。	1	2	3	4	5	6	7
3. 私にも障害の解決のためにできることがある。	1	2	3	4	5	6	7
4. 障害とは、身体的、精神的、または知的な機能の障害のことを指す。	1	2	3	4	5	6	7
5. 障害のある人と、抵抗なく話をするができる。	1	2	3	4	5	6	7
6. 障害の問題の原因は、身体などの機能的な課題にある。	1	2	3	4	5	6	7
7. 障害の解決のためには、リハビリを重点的に行うべきである。	1	2	3	4	5	6	7
8. 障害は、医療問題というより、社会問題である。	1	2	3	4	5	6	7
9. 障害のある人を自分たちの仲間に入れることに抵抗感はない。	1	2	3	4	5	6	7
10. 障害のある人も自分と同じ世界に生きている。	1	2	3	4	5	6	7
11. 障害のある人と友人になりたい。	1	2	3	4	5	6	7
12. 障害のある人と一緒に仕事をしてみたい。	1	2	3	4	5	6	7
13. 障害のある人が困っているとき、迷わず援助できる。	1	2	3	4	5	6	7
14. 障害のある人ともコミュニケーションをとれる。	1	2	3	4	5	6	7
15. 社会復帰するためには、障害者自身の努力が必要だ。	1	2	3	4	5	6	7
16. 障害のある人にためらいなく、ものを尋ねることができる。	1	2	3	4	5	6	7
17. 障害は固定されたもので、変えることができない。	1	2	3	4	5	6	7
18. 車イス利用者は、自由に移動ができるように、リハビリを頑張るべきである。	1	2	3	4	5	6	7
19. 障害は、自分にはあまり関係のない問題だ。	1	2	3	4	5	6	7
20. 障害のある人と積極的に交流したい。	1	2	3	4	5	6	7

問 2 以下の左右で対になっている障害者のイメージに関する言葉に対して、あなたの考えに最も近いと思われるものに○をつけてください。

	1	2	3	4	5	6	7		
	思う	とても 思う	かなり 思う	やや 思う	ない	どちら でも	やや 思う	かなり 思う	とても 思う
1. 不自由な	1	2	3	4	5	6	7	自由な	
2. 有利な	1	2	3	4	5	6	7	不利な	
3. 強い	1	2	3	4	5	6	7	弱い	
4. 我慢強い	1	2	3	4	5	6	7	諦めのよい	
5. 明るい	1	2	3	4	5	6	7	暗い	
6. 消極的	1	2	3	4	5	6	7	積極的	
7. 身近な	1	2	3	4	5	6	7	かけ離れた	
8. 努力する	1	2	3	4	5	6	7	怠ける	
9. 親しみにくい	1	2	3	4	5	6	7	親しみやすい	
10. 普通の	1	2	3	4	5	6	7	特別の	

最後に、今後のより良い研修実施のために、率直なご意見をいただければ幸いに存じます。

添付資料D-3：質問紙調査の単純集計表

DET①（有効回答者数 26）の集計表

(%)

障害理解		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害とは、身体的、精神的、または知的な機能の障害のことを指す。	研修前	15.4	38.5	19.2	15.4	11.5	0.0	0.0
	研修後	3.9	7.7	3.9	30.8	23.1	23.1	7.7
2. 障害の問題の原因は、身体などの機能的な課題にある。	前	0.0	3.9	7.7	23.1	23.1	26.9	15.4
	後	3.9	7.7	0.0	11.5	26.9	38.5	11.5
3. 障害は、医療問題というより、社会問題である。	前	11.5	15.4	42.3	30.8	0.0	0.0	0.0
	後	34.6	46.2	7.7	7.7	0.0	3.9	0.0
4. 障害の解決のためには、リハビリを重点的に行うべきである。	前	0.0	3.9	26.9	46.2	15.4	3.9	3.9
	後	0.0	0.0	3.9	15.4	34.6	26.9	19.2
5. 車イス利用者は、自由に移動ができるように、リハビリを頑張るべきである。	前	0.0	0.0	23.1	30.8	15.4	11.5	19.2
	後	0.0	0.0	7.7	23.1	11.5	34.6	23.1

(%)

行動理解		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害は固定されたもので、変えることができない。	研修前	0.0	3.9	0.0	26.9	23.1	38.5	7.7
	研修後	3.9	0.0	0.0	15.4	19.2	30.8	30.8
2. 障害を解決する責任は、障害者本人にある。	前	0.0	3.9	7.7	26.9	11.5	34.6	15.4
	後	0.0	0.0	3.9	7.7	15.4	53.9	19.2
3. 私にも障害の解決のためにできることがある。	前	30.8	38.5	26.9	3.9	0.0	0.0	0.0
	後	34.6	61.5	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 社会復帰するためには、障害者自身の努力が必要だ。	前	3.9	15.4	61.5	15.4	0.0	0.0	3.9
	後	0.0	3.9	30.8	11.5	30.8	7.7	15.4
5. 障害は、自分にはあまり関係のない問題だ。	前	0.0	0.0	0.0	7.7	26.9	30.8	34.6
	後	0.0	0.0	0.0	3.9	15.4	46.2	34.6

(%)

交流意欲・交流の当惑		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害のある人に対して変な遠慮はしない。	研修前	7.7	30.8	15.4	19.2	26.9	0.0	0.0
	研修後	15.4	46.2	23.1	11.5	3.9	0.0	0.0
2. 障害のある人と、抵抗なく話をする事ができる。	前	7.7	30.8	34.6	23.1	3.9	0.0	0.0
	後	15.4	46.2	30.8	7.7	0.0	0.0	0.0
3. 障害のある人も自分と同じ世界に生きている。	前	46.2	50.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	後	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 障害のある人が困っているとき、迷わず援助できる。	前	19.2	34.6	23.1	19.2	3.9	0.0	0.0
	後	19.2	42.3	26.9	11.5	0.0	0.0	0.0
5. 障害のある人ともコミュニケーションをとれる。	前	23.1	19.2	34.6	15.4	7.7	0.0	0.0
	後	19.2	53.9	19.2	7.7	0.0	0.0	0.0
6. 障害のある人にためらいなく、ものを尋ねることができる。	前	15.4	15.4	23.1	26.9	19.2	0.0	0.0
	後	23.1	15.4	38.5	23.1	0.0	0.0	0.0

(%)

交流意欲・拒否的態度		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害のある人を自分たちの仲間に入れることに抵抗感はない。	研修前	15.4	53.9	19.2	11.5	0.0	0.0	0.0
	研修後	23.1	61.5	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0
2. 障害のある人と友人になりたい。	前	7.7	42.3	15.4	34.6	0.0	0.0	0.0
	後	19.2	50.0	19.2	11.5	0.0	0.0	0.0
3. 障害のある人と一緒に仕事をしてみたい。	前	11.5	50.0	11.5	26.9	0.0	0.0	0.0
	後	26.9	42.3	19.2	11.5	0.0	0.0	0.0
4. 障害のある人と積極的に交流したい。	前	7.7	11.5	42.3	34.6	3.9	0.0	0.0
	後	15.4	38.5	30.8	11.5	3.9	0.0	0.0

(%)

障害者のイメージ		とても そう思う	かなりそ う思う	やや 思う	どちらで もない	やや 思う	かなりそ う思う	とても そう思う	
1. 不自由な	研修前	3.9	38.5	46.2	7.7	3.9	0.0	0.0	自由な
	研修後	7.7	15.4	50.0	15.4	11.5	0.0	0.0	
2. 有利な	前	0.0	0.0	3.9	23.1	38.5	34.6	0.0	不利な
	後	0.0	0.0	0.0	38.5	38.5	15.4	7.7	
3. 強い	前	3.9	15.4	11.5	42.3	19.2	3.9	3.9	弱い
	後	0.0	3.9	19.2	57.7	11.5	3.9	3.9	
4. 我慢強い	前	7.7	23.1	15.4	46.2	0.0	7.7	0.0	諦めのよい
	後	3.9	7.7	38.5	46.2	3.9	0.0	0.0	
5. 明るい	前	3.9	11.5	26.9	50.0	7.7	0.0	0.0	暗い
	後	7.7	3.9	26.9	57.7	0.0	3.9	0.0	
6. 消極的	前	0.0	0.0	15.4	46.2	30.8	7.7	0.0	積極的
	後	0.0	0.0	11.5	42.3	34.6	3.9	7.7	
7. 身近な	前	7.7	3.9	15.4	42.3	23.1	3.9	3.9	かけ離れた
	後	3.9	23.1	34.6	15.4	19.2	0.0	3.9	
8. 努力する	前	11.5	23.1	30.8	30.8	3.9	0.0	0.0	怠ける
	後	7.7	30.8	30.8	23.1	3.9	3.9	0.0	
9. 親しみにくい	前	0.0	0.0	11.5	69.2	15.4	3.9	0.0	親しみやすい
	後	0.0	0.0	3.9	53.9	15.4	19.2	7.7	
10. 普通の	前	3.9	0.0	19.2	23.1	50.0	3.9	0.0	特別の
	後	0.0	19.2	23.1	26.9	19.2	7.7	3.9	

DET②（有効回答者数9）の集計表

（%）

障害理解		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害とは、身体的、精神的、または知的な機能の障害のことを指す。	研修前	0.0	33.3	0.0	11.1	44.4	0.0	11.1
	研修後	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	55.6	11.1
2. 障害の問題の原因は、身体などの機能的な課題にある。	前	0.0	0.0	0.0	44.4	44.4	11.1	0.0
	後	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	55.6	22.2
3. 障害は、医療問題というより、社会問題である。	前	11.1	22.2	22.2	44.4	0.0	0.0	0.0
	後	44.4	44.4	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0
4. 障害の解決のためには、リハビリを重点的に行うべきである。	前	0.0	0.0	0.0	66.7	11.1	22.2	0.0
	後	0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	44.4	22.2
5. 車イス利用者は、自由に移動ができるように、リハビリを頑張るべきである。	前	0.0	0.0	0.0	55.6	0.0	33.3	11.1
	後	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0	44.4	22.2

（%）

行動理解		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害は固定されたもので、変えることができない。	研修前	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	22.2	11.1
	研修後	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	44.4	44.4
2. 障害を解決する責任は、障害者本人にある。	前	0.0	11.1	0.0	44.4	11.1	33.3	0.0
	後	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	55.6	22.2
3. 私にも障害の解決のためにできることがある。	前	11.1	33.3	44.4	11.1	0.0	0.0	0.0
	後	22.2	66.7	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 社会復帰するためには、障害者自身の努力が必要だ。	前	0.0	22.2	22.2	33.3	11.1	11.1	0.0
	後	0.0	0.0	0.0	55.6	11.1	33.3	0.0
5. 障害は、自分にはあまり関係のない問題だ。	前	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	44.4	33.3
	後	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	55.6	33.3

（%）

交流意欲・交流の当惑		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害のある人に対して変な遠慮はしない。	研修前	0.0	11.1	22.2	66.7	0.0	0.0	0.0
	研修後	11.1	33.3	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0
2. 障害のある人と、抵抗なく話をすることができる。	前	11.1	33.3	22.2	11.1	22.2	0.0	0.0
	後	0.0	66.7	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0
3. 障害のある人も自分と同じ世界に生きている。	前	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	後	44.4	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 障害のある人が困っているとき、迷わず援助できる。	前	11.1	33.3	22.2	11.1	11.1	11.1	0.0
	後	11.1	44.4	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0
5. 障害のある人ともコミュニケーションをとれる。	前	0.0	66.7	11.1	11.1	11.1	0.0	0.0
	後	0.0	55.6	33.3	0.0	11.1	0.0	0.0
6. 障害のある人にためらいなく、ものを尋ねることができる。	前	0.0	22.2	22.2	33.3	11.1	11.1	0.0
	後	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0

(%)

交流意欲・拒否的態度		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害のある人を自分たちの仲間に入れることに抵抗感はない。	研修前	0.0	22.2	33.3	33.3	11.1	0.0	0.0
	研修後	11.1	66.7	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0
2. 障害のある人と友人になりたい。	前	22.2	22.2	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0
	後	0.0	77.8	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0
3. 障害のある人と一緒に仕事をしてみたい。	前	22.2	33.3	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0
	後	11.1	66.7	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0
4. 障害のある人と積極的に交流したい。	前	0.0	11.1	55.6	33.3	0.0	0.0	0.0
	後	0.0	77.8	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0

(%)

障害者のイメージ		とても そう思う	かなりそ う思う	やや 思う	どちらで もない	やや 思う	かなりそ う思う	とても そう思う	
1. 不自由な	研修前	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	自由な
	研修後	0.0	33.3	44.4	22.2	0.0	0.0	0.0	
2. 有利な	前	0.0	0.0	0.0	11.1	55.6	33.3	0.0	不利な
	後	0.0	11.1	0.0	22.2	44.4	22.2	0.0	
3. 強い	前	11.1	0.0	11.1	55.6	22.2	0.0	0.0	弱い
	後	0.0	11.1	11.1	55.6	22.2	0.0	0.0	
4. 我慢強い	前	11.1	11.1	33.3	44.4	0.0	0.0	0.0	諦めのよい
	後	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	
5. 明るい	前	0.0	0.0	11.1	88.9	0.0	0.0	0.0	暗い
	後	11.1	0.0	22.2	66.7	0.0	0.0	0.0	
6. 消極的	前	0.0	0.0	11.1	66.7	22.2	0.0	0.0	積極的
	後	11.1	0.0	11.1	55.6	22.2	0.0	0.0	
7. 身近な	前	11.1	11.1	33.3	22.2	22.2	0.0	0.0	かけ離れた
	後	11.1	22.2	22.2	22.2	22.2	0.0	0.0	
8. 努力する	前	11.1	11.1	33.3	44.4	0.0	0.0	0.0	怠ける
	後	11.1	44.4	0.0	44.4	0.0	0.0	0.0	
9. 親しみにくい	前	0.0	0.0	22.2	66.7	11.1	0.0	0.0	親しみやすい
	後	0.0	0.0	11.1	44.4	11.1	22.2	11.1	
10. 普通の	前	0.0	11.1	33.3	33.3	22.2	0.0	0.0	特別の
	後	22.2	11.1	22.2	22.2	11.1	11.1	0.0	

DET③（有効回答者数 73）の集計表

（%）

障害理解		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害とは、身体的、精神的、または知的な機能の障害のことを指す。	研修前	4.1	20.6	20.6	17.8	4.1	16.4	16.4
	研修後	1.4	4.1	2.7	13.7	8.2	34.3	35.6
2. 障害の問題の原因は、身体などの機能的な課題にある。	前	0.0	1.4	8.2	21.9	15.1	27.4	26.0
	後	0.0	0.0	2.7	9.6	11.0	35.6	41.1
3. 障害は、医療問題というより、社会問題である。	前	35.6	34.3	23.3	4.1	1.4	0.0	1.4
	後	52.1	34.3	2.7	5.5	1.4	1.4	2.7
4. 障害の解決のためには、リハビリを重点的に行うべきである。	前	1.4	0.0	13.7	23.3	21.9	19.2	20.6
	後	0.0	0.0	8.2	9.6	24.7	28.8	28.8
5. 車イス利用者は、自由に移動ができるように、リハビリを頑張るべきである。	前	1.4	0.0	9.6	23.3	9.6	31.5	24.7
	後	0.0	0.0	6.9	16.4	13.7	32.9	30.1

（%）

行動理解		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害は固定されたもので、変えることができない。	研修前	0.0	1.4	4.1	15.1	27.4	32.9	19.2
	研修後	0.0	1.4	1.4	20.6	13.7	31.5	31.5
2. 障害を解決する責任は、障害者本人にある。	前	1.4	0.0	2.7	12.3	8.2	37.0	38.4
	後	0.0	0.0	0.0	1.4	8.2	35.6	54.8
3. 私にも障害の解決のためにできることがある。	前	34.3	46.6	9.6	5.5	1.4	1.4	1.4
	後	46.6	41.1	11.0	0.0	0.0	0.0	1.4
4. 社会復帰するためには、障害者自身の努力が必要だ。	前	2.7	8.2	20.6	24.7	6.9	26.0	11.0
	後	1.4	2.7	11.0	23.3	9.6	32.9	19.2
5. 障害は、自分にはあまり関係のない問題だ。	前	0.0	0.0	1.4	6.9	9.6	31.5	50.7
	後	0.0	1.4	4.1	4.1	6.9	27.4	56.2

（%）

交流意欲・交流の当惑		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害のある人に対して変な遠慮はしない。	研修前	8.2	24.7	15.1	30.1	16.4	4.1	1.4
	研修後	13.7	37.0	15.1	21.9	6.9	4.1	1.4
2. 障害のある人と、抵抗なく話をすることができる。	前	13.7	41.1	21.9	16.4	5.5	1.4	0.0
	後	21.9	49.3	17.8	9.6	1.4	0.0	0.0
3. 障害のある人も自分と同じ世界に生きている。	前	56.2	34.3	6.9	2.7	0.0	0.0	0.0
	後	63.0	31.5	4.1	1.4	0.0	0.0	0.0
4. 障害のある人が困っているとき、迷わず援助できる。	前	21.9	31.5	38.4	6.9	1.4	0.0	0.0
	後	28.8	41.1	19.2	9.6	1.4	0.0	0.0
5. 障害のある人ともコミュニケーションをとれる。	前	20.6	35.6	27.4	15.1	1.4	0.0	0.0
	後	28.8	39.7	20.6	11.0	0.0	0.0	0.0
6. 障害のある人にためらいなく、ものを尋ねることができる。	前	5.5	34.3	26.0	23.3	9.6	1.4	0.0
	後	13.7	37.0	24.7	19.2	5.5	0.0	0.0

(%)

交流意欲・拒否的態度		非常に 賛成	賛成	やや 賛成	どちらで もない	やや 反対	反対	非常に 反対
1. 障害のある人を自分たちの仲間に入れることに抵抗感はない。	研修前	41.1	39.7	11.0	5.5	2.7	0.0	0.0
	研修後	38.4	49.3	8.2	4.1	0.0	0.0	0.0
2. 障害のある人と友人になりたい。	前	30.1	30.1	6.9	32.9	0.0	0.0	0.0
	後	39.7	21.9	16.4	21.9	0.0	0.0	0.0
3. 障害のある人と一緒に仕事をしてみたい。	前	34.3	26.0	15.1	24.7	0.0	0.0	0.0
	後	46.6	19.2	15.1	19.2	0.0	0.0	0.0
4. 障害のある人と積極的に交流したい。	前	28.8	30.1	9.6	28.8	1.4	0.0	1.4
	後	38.4	17.8	21.9	19.2	0.0	1.4	1.4

(%)

障害者のイメージ		とても そう思う	かなりそ う思う	やや 思う	どちらで もない	やや 思う	かなりそ う思う	とても そう思う	
1. 不自由な	研修前	6.9	23.3	38.4	24.7	4.1	1.4	1.4	自由な
	研修後	2.7	12.3	27.4	46.6	5.5	2.7	2.7	
2. 有利な	前	0.0	1.4	2.7	35.6	27.4	23.3	9.6	不利な
	後	0.0	2.7	1.4	52.1	27.4	11.0	5.5	
3. 強い	前	0.0	0.0	6.9	53.4	21.9	15.1	2.7	弱い
	後	1.4	5.5	6.9	68.5	9.6	8.2	0.0	
4. 我慢強い	前	1.4	9.6	12.3	67.1	5.5	4.1	0.0	諦めのよい
	後	1.4	11.0	6.9	78.1	0.0	2.7	0.0	
5. 明るい	前	5.5	8.2	8.2	67.1	6.9	2.7	1.4	暗い
	後	2.7	8.2	16.4	68.5	1.4	2.7	0.0	
6. 消極的	前	1.4	1.4	13.7	64.4	11.0	5.5	2.7	積極的
	後	0.0	2.7	4.1	74.0	8.2	5.5	5.5	
7. 身近な	前	9.6	16.4	23.3	39.7	9.6	1.4	0.0	かけ離れた
	後	20.6	17.8	30.1	27.4	2.7	1.4	0.0	
8. 努力する	前	2.7	15.1	13.7	65.8	1.4	1.4	0.0	怠ける
	後	5.5	12.3	12.3	67.1	2.7	0.0	0.0	
9. 親しみにくい	前	0.0	1.4	6.9	63.0	15.1	11.0	2.7	親しみやすい
	後	0.0	0.0	4.1	58.9	13.7	16.4	6.9	
10. 普通の	前	2.7	12.3	9.6	45.2	26.0	2.7	1.4	特別の
	後	15.1	15.1	12.3	45.2	11.0	0.0	1.4	

添付資料D-4：「障害とは」への回答

1回目	2回目
特徴（個性）	周囲の環境が作るもの
社会の壁	気づかないことで生まれる社会の壁
不自由なことがある	差別されることではない
理解	偏見
人が考えたもの	見逃しやすいもの
出来ない事がある	見る人の視点で生まれるモノ
住みにくい社会のこと	偏見
性格	考え方
かべ	かべ
つかえ	人
心又は体が健常者と異なること	それぞれの個性
個性	個性
心のかべ	心のかべ
人との違いを考える事	環境
身体特徴	身体特徴
成長のための壁	成長のための壁（参加の妨げ）
機能しにくい面をもっていること	同じ中ですごしていないときにおきるもの
持って生まれた物。特性	社会に認められない特徴
運命	差別
試練	マイノリティ
各個人がイメージするハードル	コミュニケーションの不足
個性	壁
大変なもの	簡単に気付けないもの
個人の考える壁・ハードル	見えにくいもの、気づかないもの
不自由があること	差別
試練	差別
特徴	世の中の少数派の特徴を持っていること
特徴	心
生きづらさ	意識をどうもつか
人との違いによる隔たり	（偏見の）気持ちの入り口
思う心	思う心（マジョリティが前提）
人間がつくったもの	人間が作った「生きづらさ」←作ったものは変えられる
改善しようと努力すべきこと	個々の理解でなくなるもの
社会生活上困難さを持つ状態	社会環境の未整備と人々の理解の不足
ミゾ	理解のなさ
心のかべ	心のかべ
生きるのに不自由なこと	心を閉ざすこと。閉鎖。

1回目	2回目
機能の欠如	様々なレベルの(社会的・環境的・情緒的・物理的)機能の欠如
社会がつくるもの	まわり(社会)がつくりだすもの(当事者の声をきく)
生きにくさ	まわりが生み出すもの
生活を送る上でカベとなるものごと	社会や他者がつくってしまうもの(本人のことではない?)
日常の生活で不便を感じる事	社会の構図や人の心(偏見)が作り出すもの
日常生活に困難がある状態	世の中の多数派(健常者)が使う言葉(考え方)
自分がやりたいと思うことをする時に感じる困難さ	相手への無理解
知的、身体的、精神的に困難さがあること	社会の中にある差別や偏見から生まれるいろいろな問題
知的、身体的、情緒的な困難をかかえている人	かかえている人ではなく、まわりのサポートがなかったり、知識不足、経験不足だったり社会整備不足
暮らしづらさ(自信)	暮らしづらさ(社会)
大きな違い、理解しがたい違い	環境が作り出した固定観念
生活をする上で困難を伴う状況	偏見を無くすることができるのであれば個性として認めることができるもの
身体的になんらかの障害(大変なこと、手・足・その他)がある。見た目にはわからないが、人がわからないような発達の障害がある(コミュニケーション、その他)。心臓など、見えない部分(他の人にわからない部分。(内臓的なこと)	元々もっているまわりと違うものは個人によって重い軽いの差はある。でもまわりの見方や受け入れ方により(個々を理解することで)障害というだけでなく、支援を受けながら他の人と一緒にやっていけるもの
工夫すれば差がなくなるもの	違いに気付かない人が作りだしている差別
生活していく上での妨げ	まわりの人から見た生活していく上での妨げ。(機能障害と態度・環境障害の違い)
何かをする時に邪魔になるもの	社会構造の問題
不自由を感じる事	理解されないこと
困難、不自由	社会の側の偏見・差別
今の社会で生活しにくい状況(困り感)	マイノリティの人々が生きにくい社会
生活する上で困ってしまうことがある	(自分のこととして)人々の意識(固定観念)の問題(社会で態度・環境が障壁になっている。平等に参加するのを妨げるもの)
困難なことを理由として社会から遠ざける	自分(達)とは違うことを理由として遠ざけたり、理解しなかったりする
生活の中で困難が生じていること	人・社会の意識がつくりだしたもの
生きていく上でバリアとなっていること	お互いの理解のなさ
やろうとしたときにできないこと	相手の立場になって物事を考えられないこと

1回目	2回目
困っていること	周りの人がつくりだしているもの
生きにくさ	自分が障害者ではないと思っている人が作り出すもの
やりたいことを妨げている社会	できなくさせているまわり
普通じゃないこと（障害者自身）	周りの思いやりがあれば無くせるもの（周りの人の考え次第。そもそも無いもの。考え方が変われば解決できる。社会が勝手に作り上げているもの。）
自分がやりたいと思うのにできないこと	他者の理解不足からくる偏見
不便な部分	健常者がつくった言葉
まわり（社会）がつくっている困難さ	当事者を主体と考えるのではなく、当事者を取り巻く環境が作っている（障）壁
生活をする上で困ること	社会の思い込みから生まれる困難
本人が努力してもできるようにならないもの	相対的なもの
知的、身体的な事情により排除される要因があること（困難）	様々な社会的背景により、困難・排除感を感じること
やりたいことができない	周囲の無理解
人の意識が作り出すもの	相手の事を理解しようとしなないこと
生きていく上で何らかの不自由さを感じる	周囲の人の考え方によって解決できるもの
まわりの無理解	自分とは違うという思い込みで判断をし、理解したつもりになっている状態
不便になること（生きづらい、個性、不自由、お互いに理解されない）	まわりからの理解が得られず、自分の自由がはばかれること
日常生活に支障がでること	思いやりの欠如
色んな生活のことで困ってできないことがあること	周りの社会がつくりだすもの
～ができないこと	マイノリティ（少数者）が生きにくい社会。そういう社会にしている人々の意識
不便さ	社会に起因するもの
個性。その人の特性・特徴	個性。その個性をいかせない社会がつくり出すもの
ハンディ	固定観念。自分自身がつくっている壁
天の声	周囲の人にも本人にも当たり前であると考えられる機会を与えるもの
生活に不便が生じること	理解不足が生み出すもの
社会生活を送る上で不便であることがある	他人と自分を線引きし、分けてしまうこと。多様性を認めず相手の良さをみようと知ろうとしてないこと
社会的不利益	人の心（思想）がつくるもの
思い通りにできないこと	不都合
生きにくそう、、と人から思われる何か	生きにくそうと思わせる何か（意識）

1回目	2回目
身体・精神などに不都合があること	社会にある問題
無理解に基づく差別。偏見	多くの「私」がつくりだすもの
社会にある障壁	社会（人）がつくるもの
やりたいことがあたりまえにできない状況	一人一人の心（気持ち）のあり方
本人が感じる困難さ	周りの人が作り出す気持ちの壁
差別、偏見、障壁による生きにくさ	無知・無理解・一般的な思い込みからくる差別・偏見による生きにくさを生じること
今の社会の大多数用のシステムに対して不便が生じる	「普通」と定義された事から少しでも外れたものに対する無理解と偏見と差別
自分自身が困っていると思っていること	伝え合うことで減らすことができるもの
できることが少ないこと	周り（社会）の人達の理解不足によって生まれるもの
思うようにできないこと	一人一人の理解不足
一人で生きていけない事を持つ事	社会の意識
やりたいことができないこと	相手のことを知らないことから起きる偏見
自由にやれないことがあること	お互いに相手の立場に立てないこと
苦手なこと	社会がつくった壁
できないことを特徴的に捉えた個性	社会がつくりだしたもの→優位差をつくりだしてしまう考え方
他の多くの人と同じ行動がしにくい	自分以外の周りの仕組み
やりたいことを阻むカベ	周りとの関係でできあがるカベ
多かれ少なかれみんなにあるもの	マジョリティによる無理解から生じる人的・物的環境の問題
法制度上、社会生活・日常生活の中で不利益をこうむること	社会や環境などのありようで位置づけられる不利益・不快なこと
身体・精神・知的な領域で通常の社会生活に支障を通じること	自分がしたいことが社会の仕組みや周りの環境が原因でできない状態にあること
不自由	周囲にいる人によって障害だと決めつけられたもの
生活していく上で社会的に不自由さを感じさせるカベ	生活していく上で不自由さを感じさせるカベであり、それは社会的に作られたもの
社会が作っているもの	お互いに理解できていない社会
ハンデ	固定観念
知らない無関心	理解し合えないこと。社会構造・規格の問題（機能障害とは違う！障害のある者とない者の関わりの中で起こる）
社会の壁、人の心の壁	社会（人々）の差別意識が生み出すもの
不自由さ	社会全体の意識によって変化するもの
日常生活に不都合がある状態	自分と異なることを理解できないこと
困難を感じる事	健全であると思っている人の面倒臭さ
理解できないこと（わからない）	相手の立場に立てないこと
障壁が多いこと	相互理解をしないこと

1回目	2回目
自分にはわからないこと	そもそもない
社会の中にある困難	社会の中にある少数派とされる人々に負わされる困難（本人がどう思おうと）
身体（内臓含む）の一部が動きづらいこと	環境の中にあるカベ。（固定観念、理解不足）
人にとっての暮らしにくさ	一人一人がもつマイノリティに対する意識（上下力関係。フラットじゃない）
生きづらさを作っている社会（まわり）	生きづらさを作っている社会（周り。人も物も制度も）
みんなと一緒にいたい、過ごしたいという気持ちを阻むもの。壁。（健常者の立場しか考えていなかった）	相互理解ができていないこと。壁（自分も障害者も）、自分対他者とも、、、障害者とも、、、
物的人的なニーズの必要な状態のこと	住みにくい社会を創り出してしまうこと

方法論に関しては、複数の異なる調査法（定量分析および定性分析を組み合わせた、いわゆるミックス・メソッド）による分析は、調査テーマに対して多角的な視点から社会におけるリアリティに迫る場合に有用であり、障害分野の実践評価や状況分析においても取り入れられている（Greene et al., 1989; Higashida et al., 2016）。そのため、質問紙を用いた横断的な定量分析によって明らかとなったDET受講の影響に関する結果を補完するために、インタビューによる定性分析（質的研究法）を選択した。また、障害当事者自身の声を障害分野の調査に反映することは不可欠であり、DET受講経験者に加えて、障害当事者であるDETファシリテーターの語りを聞き取るための調査も実施した（e.g., Davidson, 2003; 森, 2010.）。

なお、本調査の視点として、社会や文化というようなマクロな視点ではなく、DET参加者自身が所属する組織や地域社会の中で起こる社会的行動に着目した（安倍, 1968; 東田・細江, 2003; 細江ほか, 1990）。

1. 対象者のサンプリング方法およびコンタクト方法

本調査の主な対象はDETを受講したことがある機関・団体に所属している人である。合目的的サンプリングにより、モデル事例となりうる対象候補者を選定した上で、インタビュー調査のためのアポイントを取った。2016年4月1日から2017年2月5日までにDETフォーラムが実施したのべ49回の実施実績リストの中からインタビュー対象候補者を選択した。選択の基準は、モデル事例と推測される情報や記録がDETフォーラム事務局にあり、かつ2017年2月6日から19日の間にアポイントが取れた団体である。その際、「地域社会の組織」、「教育機関」、「企業」の領域から対象候補団体を得られるように努めた。結果として、6機関・団体からインタビュー実施の承諾を得た（表1）。加えて、DETによる社会的行動の形成に関する障害当事者の視点を探索するために、DETファシリテーターを調査の対象に含めた。調査参加者としてのDETファシリテーターの選択方法は、上記のDET受講経験者と同じ市区町村で活動している人のうち、実質的にDETにかかる活動を積極的に行っているとともに、調査期間内にインタビューが実施できるとDETフォーラム事務局が判断した人である。結果として、東京都内で活動する2名（男女各1名）のDETファシリテーターから調査協力の承諾を得た。女性（H氏）は2014年頃からDETファシリテーターとして通算60回以上DETを実施し、男性（I氏）は2015年から20～30回ほど実施している。

表1. インタビュー調査における語り手の一覧

イニシャル	性別	所在地	領域	所属団体 ^{注1)}	役職等	所属先のDET 受講歴
A	男	東京都	地域	(特活)風雷社中	事務局長	2014年頃からスタッフ向けに3回程度受講
B	男	東京都	地域	(同)紅LCC	管理者	2017年1月に新人スタッフ向けに受講
C	男	群馬県	地域	(社福)群馬県社会福祉協議会	職員	2017年1月に1回受講
D	女	群馬県	地域	ハートバッチ(任意団体)	代表	2016年12月に1回受講 (教育関係者、議員等参加)
E	女	沖縄県	企業	(株)琉球銀行	営業総括	2016年6月に2回受講
F	女	東京都	企業	(株)日立システムズ	センター長	4回受講
G	女	東京都	企業	(株)日立システムズ	主任	—
H	女	東京都	障害	(特活)DET フォーラム	DET ファシリテーター	
I	男	東京都	障害	(特活)DET フォーラム	DET ファシリテーター	

注1) 団体より所属先の明記の希望がある場合のみ記載した。

2. データ収集方法

インタビュー調査者（以下、「聞き手」）は、男性1名の主担当者と、女性2名・男性1名の副担当者の計4名から構成された。その聞き手が半構造化面接によりDET受講経験者およびDETファシリテーター（以下、「語り手」）からナラティブ・データを収集した。語り手1名あたりにつき45分程度を目途に半構造化面接を行った。標準的体制として、1名の語り手に対して2名の聞き手がインタビューを行い、聞き手の1名が進行、別の1名が筆記による記録を行った。ただし、時間の制約上、場合によっては1名の聞き手によるインタビュー等を実施した。また、筆記記録に加えICレコーダによる録音を行った（「4. 倫理的配慮」参照）。

事前に聞き手間で共有したインタビュー・ガイドを用いながら、質的調査法に熟練している主担当者が他の副担当者にインタビューのブリーフィングとプレ・インタビューの実演を行うことで、インタビューにおけるデータ収集の質を担保するように努めた。とくに、本調査ではDET受講経験者の社会的行動の形成に焦点を当てるため、抽象的なイメージや意識（たとえば「なぜ？」）というよりは、実際のエピソード等を語り手から引き出すように努めることを調査者の共通認識とした。

DET受講経験者とDETファシリテーターへのインタビューでは、主調査者により異なる質問テーマによってインタビューを実施した。DET受講経験者については、5つのテーマ（添付資料D-6）に沿って、主にDET受講後の社会的行動の形成に関するエピソードに焦点を当てながら聞き取りを行った。また、DETファシリテーターへのインタビューでは障害当事者およびDET実施者の立場から、受講者の社会的行動の形成に関する経験や期待等を聞き取った。

3. データ分析方法

収集されたデータのテキスト解釈の方法として、探索的な質的分析を用いた（Flick, 2002）。その主な理由は、前章にて横断的な定量分析によりDET参加者の意識および社会的行動の変化を分析しているため、本調査ではモデル事例を追跡しその詳細な状況を探索的に捉えていくことが必要だったためである。合計9名のインタビュー・データからDET受講後の社会的行動の形成に関わるエピソードを抽出した。社会的行動形成に関連する背景及び意識レベルでの変化についての語りも補完的に抽出した。抽出したデータを象徴するテーマについてカテゴリー化し、主カテゴリーは『 』、副カテゴリーは< >として分類した。

4. 倫理的配慮

インタビュー実施前に、聞き手から語り手に対し、「インタビュー調査協力の同意書」（添付資料D-7）を元に、語り手の権利等を平易な言葉にて説明した。聞き手が同意した場合に同意書への署名を得てインタビューを開始した。なお、団体については正式名、個人名については個人情報保護の観点から仮名にて記載した。

参考文献

安倍淳吉. (1968). 『社会心理学』. 共立出版.

Davidson, L. (2003). *Living outside mental illness: qualitative studies of recovery in schizophrenia*. New York: NYU Press.

Flick, U. (2002). *An introduction to qualitative research*. London: Sage.

Greene, J. C., Caracelli, V. J. and Graham, W. F. (1989). Toward a conceptual framework for mixed-method evaluation designs. *Educational Evaluation and Policy Analysis*, 11(3), pp. 255-274.

Higashida, M., Kumara, M.S. and Nakashima, Y. (2016). Educational opportunity, post-school life and CBR: a multisectoral approach in rural Sri Lanka. *Disability, CBR & Inclusive Development*, 27(1), pp. 61-77.

東田全央・細江達郎. (2003). 「地域で生活する精神障害者の障害者としての「社会的位置づけ」に関する社会心理学的研究」『岩手フィールドワークモノグラフ』5, 15-29.

細江達郎・大江篤志・堀家一也・今城周造. (1990). 『いんとろだくしょん社会心理学』. 新曜社.

森壮也編. (2010). 『途上国障害者の貧困削減：かれらはどう生計を営んでいるのか』岩波書店.

添付資料D-6

インタビュー調査の質問テーマ

1・DET 受講前の障害（者）に関するエピソード

【個人・団体共通】

- ・障害当事者と接する機会はこれまでにありましたか？（いつ・どの程度、どこで、どのような状況で等）
- ・そのときのことで、記憶・印象に残っていることはどんなことですか？

2・DET 受講のきっかけ

【個人・団体共通】

- ・DET のことをはじめて知ったのはいつですか？（誰から、どのようにして）

【個人】

- ・DET のことを知ったとき、どのようなことを思いましたか？

【団体】

- ・どのような経緯で（いつ・誰を通じて）DET を受講することになりましたか？
- ・団体の中で、何人（誰が）参加することになりましたか？（どのように決めたか）

3・DET 受講時のエピソード

【個人・団体共通】

- ・当日、DET に参加してみてどのような体験をしましたか？

【団体】

- ・他の参加者はどのような感想を持っていましたか？

4・DET 受講後に具体的に取組もうとしたエピソード

【団体】

- ・どのようなことに取組もうと考えましたか？（いつ、どのようにして思ったか）

【個人】

- ・個人的に取組もうとしたことはありましたか？（いつ、どのようにして思ったか）

5・DET 受講後に具体的に実施したエピソード

【団体】

- ・実際に取組んだ（取組んでいる）ことはありますか？（いつ、どのようにして思ったか）

【個人】

- ・実際に取組んだ（取組んでいる）ことはありますか？（いつ、どのようにして思ったか）

留意点

- ・上記の質問をすべて織り込む必要はなく、主要なテーマを語り手から聞く。また、必要に応じて、カギとなるテーマを探るために、聞き手が追加的な問いを立てて、語りを引き出す。
- ・1-3のウエイトは小さく、4-5をできるだけ多く聞くようにする（ライフストーリーを聞くと1時間/1人では終わらないほどになるのと、今回の焦点が社会的行動の形成のため）。
- ・ひとまず、ウエイト的には【団体】>【個人】で聞いていくこととする。

インタビュー調査協力の同意書

「障害平等研修による『心のバリアフリー』推進に関する実態調査」へのご協力のご意向を示して頂き、心より御礼申し上げます。

- このインタビューには 45分程度の時間がかかります。
- インタビューへのご協力は任意です。
- もし、質問に答えたくない場合には、お答えにならなくても結構です。また、インタビュー調査へのご協力を中断・キャンセルしたい場合には、インタビュー中であっても、その旨お申し出があればいつでも中断・キャンセルします。
- このインタビューを通じてご提供いただいた情報に、調査実施機関以外の第三者が触れることはありません。
- 調査報告では、複数の協力者から収集したインタビューデータを統合した形で簡易的に分析するのに加え、事例として紹介させて頂く可能性があります。

機関名・部門名を記載させていただく方向で考えておりますが、表記についてご希望がある場合は適宜加工致しますので、2月27日までに下記連絡先へお知らせください。

- 調査データに誤りがないよう、インタビューの音声をICレコーダーにより記録させていただきます。この記録は調査データとして慎重に扱い、当調査実施機関以外の第三者が聞くことはありません。

以上の条件で、「障害平等研修による『心のバリアフリー』推進に関する実態調査」に協力することに同意します。

[特記事項:]

平成 29 年 2 月 日

ご協力者

お名前 []

ご所属(任意) []

ご連絡先(任意) []

調査実施機関 NPO 法人 障害平等研修フォーラム

調査代表者 久野 研二

所属機関住所 東京都大田区大森北 1-30-1

電話番号 070-5363-6443

インタビュー実施者 []

B r e m e nの調査隊 ～障害者当事者体験を通して
心のバリアフリーを実践～

株式会社ミライロ

「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査(ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査)」
 試行プロジェクト業務報告書

プロジェクト名	Bremen の調査隊_障害当事者体験を通して心のバリアフリー実践
実施者	株式会社ミライロ

試行プロジェクトの概要

(1)目的	①バリアフリー情報をアプリに蓄積する(情報のバリアを解消) ②障害当事者と交流しながら街のバリアを体験する(心のバリアを解消)	
(2)実施内容	大学生、企業、障害当事者と連携し、地域のバリアフリー情報をBmaps に投稿するイベント、「Bremen の調査隊」を実施する。調査隊員はグループごとに街のバリアフリーを調査し、入り口段差の数など 19 項目の情報についてBmaps に投稿する。 同時に、車いすへの試乗や、アイマスクをつけて白杖を持って歩くなど、障害当事者の体験をしながら街を歩く。車いすの操作だけでなく、日常生活に感じている困りごとや具体的なサポート方法などを障害当事者からレクチャーを受ける。	
(3)実施日程	①2/25(土)13:00 - 16:00 調査場所:品川エリア(北品川商店街周辺) ②2/26(日)11:00 - 14:00 調査場所:渋谷エリア(十号通り商店街周辺) ③2/26(日)13:00 - 16:00 調査他場所:天神エリア(西鉄福岡天神駅周辺)	
(4)成果	計画	実績
	①Bmaps に街中のバリアフリー情報が蓄積される。 ②障害当事者と障害のない人の交流。障害のない人による障害当事者の体験によって、「障害者」に対する意識改革を促し、心のバリアフリーを広める。	①投稿数 57 件、新規登録数 46 件 ②障害のない人による意識改革のみならず、障害のある当事者にとっても気づきの得られる体験となっている(後段アンケート結果参照)
(5)効果検証方法	計画	実績
	①Bmaps データの確認 ②アンケートの実施	①Bmaps データの確認 ②アンケートの実施
(6)評価	先進性	<ul style="list-style-type: none"> アナログで集めることが多いバリアフリー情報をアプリの活用によって手軽に調べられるようになること。 利用者側が蓄積するので、飲食店やホテル、施設を運営する事業者側の負担がないこと。 アプリを活用するので、2020 年にボランティアとして活躍することになる若年世代(10 代後半~20 代前半)に特に訴求効果が高い取り組みであること。

	<p>普遍性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報のバリアがなくなり、高齢者や障害者の外出意欲、外出機会が促進されること。 ● 高齢者や障害者が普段から安心して外出できる場所を Bmaps で見つけておくことで、災害時の避難先など有事の際の安全確保につながること。 ● 障害のない人が障害者と一緒に普段通学・通勤する街のバリアフリー状況を調査することによって、自分とは違う人の立場を理解し、そこで生まれた気づきを日々の生活の中で実践できるようになること。2020年以降も心のバリアフリーを体現する人を地域に増やすことができる(心のバリア解消)。
	<p>全国的な波及効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業のCSR活動の一環として2020年に向けて調査隊を全国で実施する。 ● 2020年オリンピック・パラリンピックの催事に事前合宿を誘致している自治体と共に調査隊を共催する。
<p>(7)改善策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● より幅広い障害当事者を巻き込む形で実施 ※Bmapsにボイスオーバー機能をつけるなど。 ● 日程と場所の考慮 人通りが多すぎる場所、日程を避けて実施する。 	
<p>(8)2020年又はそれ以降に向けた長期的展望</p>	<p>フェーズ1(2017-2018)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bmapsの登録スポット数、ユーザー数を増加させる。 ・自治体・企業と連携してプレーメンの調査隊を全国で実施する。 ・スポット(点)検索から経路(線)案内ができるように開発する。 ・各障害者団体から投稿項目を含めたユーザビリティについてフィードバックを受けながら改善を重ねていく。 <p>フェーズ2(2019-2020)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店舗などと連携してポイントやクーポンをBmapsから付与。 ・多言語対応を施し、外国の障害当事者のユーザー数を増やす。 <p>フェーズ3(2020年以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bmapsを世界展開。 ・日本発のバリアフリー情報アプリとして世界中の障害当事者やその家族がBmapsを使用している。 	

目次

- 1. プロジェクトの背景.....p.88
 - 1-1. 社会的バリア(環境、意識、情報)
 - 1-2. 情報バリアを解消する Bmaps
 - 1-3. Bremen の調査隊

- 2. 事前準備.....p.90
 - 2-1. 会場選定
 - 2-2. 備品調達
 - 2-3. 集客(企業、学生、障害当事者)

- 3. 実施報告.....p.93
 - 3-1. 実施概要
 - 参加者情報
 - イベントスケジュール

 - 3-2. 品川区北品川エリア
 - 参加者情報
 - アンケート

 - 3-3. 渋谷区笹塚エリア
 - 参加者情報
 - アンケート

 - 3-4. 福岡市中央区天神エリア
 - 参加者情報
 - アンケート

- 4. 総括.....p.114
 - 4-1. 成果
 - 4-2. 改善点
 - 4-3. 今後の展望

1. プロジェクトの背景

1-1. 社会的バリア(環境、意識、情報)

高齢者や障害者、その家族の日常における障害(バリア)は人ではなく社会に帰属する。具体的には環境のバリア、意識のバリア、情報のバリアに分けられると考える。環境のバリアとは、日常生活における物理的な障害であり、建物や乗り物の構造上の問題から生ずる。意識のバリアとは、人や企業、社会に内在する心理的障害であり、例えばレストランにおける入店拒否やタクシーの乗車拒否などがこれに当たる。最後の情報のバリアとは、社会参加の制約を生む情報障害を指し、コミュニケーションツールや情報保障の不足によって生じる。具体的には、買い物や食事、旅行の時にバリアフリーが整備されている店舗や施設を探す術がないことなどが挙げられる。

障害者が障害を乗り越えなければいけないのではなく、社会の側が引き起こしているこうしたバリアを取り除くことによって、障害者も移動や就学、就労機会を奪われずに能力を発揮し、社会参画することができるのである。

1-2. 情報バリアを解消する Bmaps

情報のバリアを解消するため、バリアフリー情報を発信している媒体(ウェブサイト、冊子)はたしかに存在する。しかし、多くのバリアフリーマップは更新に手間がかかるということで、古い情報しか掲載されていないことが多く、障害のある当事者やその同伴者にとっても使い勝手が悪い。つまり、バリアフリーマップは氾濫しているが、その多くが情報バリアの解消に至っていないのが課題である。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けては、誰もがリアルタイムなバリアフリー情報に手軽にアクセスできる仕組みが必要である。そこで弊社は、スマートフォンで誰もが口コミでバリアフリー情報を投稿でき、それを検索できるアプリケーション(以下 Bmaps)を企画・開発している。バリアフリーに関する情報をみんなで口コミ投稿することによって、よりリアルタイムな情報を大量に蓄積することができる。その情報を手軽に検索することで、高齢者や障害者、その周りの家族も「行きたい場所」「行けるのかどうか」を簡単に知ることが可能となる。

このように「情報のバリア」を解消し、誰もが安心して外出できる社会を目指して開発・普及を目指している。その上、バリアフリーに積極的に取り組むホテルや飲食店がより良いレビューを獲得できるので、事業者にとってもバリアフリーに取り組むインセンティブが生まれ、結果的には環境のバリア、意識のバリアの解消にも広がっていくのである。

<Bmas コンセプト>

私の行けたが明日の誰かの地図になる

<Bmaps でできること>

①投稿する

段差の数、オストメイトトイレの有無、ほじょ犬受け入れに好意的か等 19 項目

②検索する

自分の現在地や行きたい場所など、地図上で登録スポットを誰もが検索可能



初期登録画面



検索画面



記者発表会の様子

1-3. Bremen の調査隊

本プロジェクトで実施する Bremen の調査隊とは、この Bmaps (ビーマップ) を活用し、街中のバリアフリー情報を参加者とアプリで集めるイベントである。Bremen の調査隊では、障害のある当事者のレクチャーを受けながら、障害のない人も車いすに乗ったり、アイマスクをしながら白杖を持って街のバリアフリー調査を行う。そうした当事者体験を通して「心のバリアフリー」を実践しながら、そこで発見した地域のバリアフリー状況を Bmaps にみんなで蓄積、共有する。結果として、「心のバリア」と「情報のバリア」を解消し、高齢者や障害者の外出を促進するユニバーサルデザインの街づくりを実現するのが目的である。

< Bremen の調査隊実績 >

- ふくおかフィナンシャルグループ
- GE Japan
- シスコシステムズ
- 板宿商店街
- 品川女子学院
- 昭和女子大学
- 日本財団

< Bremen の調査隊メディア掲載 >



2016年3月17日ワールドビジネスサテライト



2016年7月22日ニッキン

2. 事前準備

2-1. 会場選定

<実施場所の変更>

東京開催において当初予定していた調査実施場所は恵比寿駅周辺、渋谷駅周辺だったが、調査実施をする商店街の許可を得られたのが、北品川商店街(品川区北品川)、十号通り商店街(渋谷区笹塚)だったため、エリアを変更した。

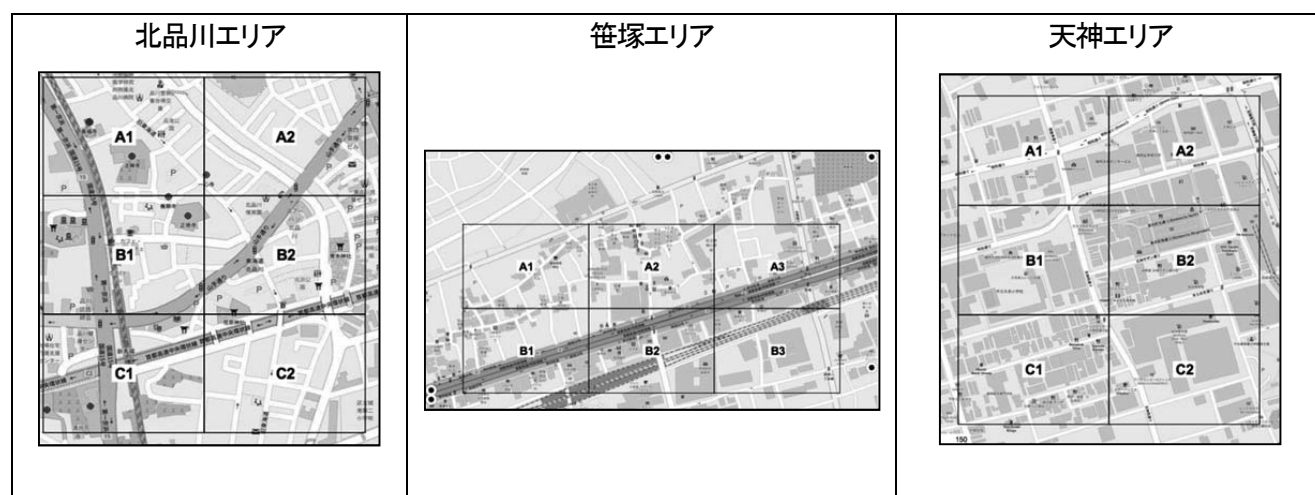
変更のきっかけは、公募結果通知を受けた2月10日に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当の丸川珠代大臣が調査時の視察を希望されているとの連絡を受けたことである。視察が実現し、メディア取材が入ることを鑑みれば商店街の承認は不可欠と判断したため、人通りが多すぎず、規模も小さすぎない商店街をピックアップし、結果的に調査実施の承認が得られた北品川商店街と十号通り商店街を実施場所と決定した。

北品川商店街は品川女子学院の協力を仰ぎ、集合場所及び説明会場も同校の教室をお借りした。また、十号通り商店街は渋谷区オリンピック・パラリンピック推進担当課の協力のもと、商店街使用の許可をいただき、渋谷区笹塚図書館に併設されている多目的ホールを会場としてお借りした。

一方、福岡市天神での開催においては、会場として貸し会議室を使用し、商店街は使用しなかったため、特定の商業施設・団体への許可申請はしていない。

<地図の作成>

各班がそれぞれの調査場所を分散して満遍なくバリアフリー情報を集積し、また他の買い物客や通行人に迷惑とならないよう下記のようにエリアごとに地図を作成した。エリアを6つに分けた地図を各班に配布している。



2-2. 備品調達

<車いす>

東京開催分は弊社所有の車いすが使用不可だったため、福祉用具レンタル業者から自走式車いすをレンタルした。福岡開催分は弊社福岡支店所有のものを使用した。最初のレクチャーで車いすの操作方法については弊社社員よりレクチャーを行なったが、調査が開始されてからは障害当事者から使い方の指導を受けている班が多く見受けられた。



<シニアポーズ>

高齢者体験をするためのキットは弊社所有のものを使用した。つける手間と時間がかかるのと、「心のバリアフリー」を実践する上で高齢者体験は重点項目ではないため、2日目(26日開催)からは使用せず、白内障の見え方が体験できるゴーグルと、聴力低下が体験できるイヤーマフを希望者に貸し出した。

ゴーグルやイヤーマフは障害当事者も積極的に体験として使用され、車いすユーザーが他の障害体験をすることで得られる気づきもあり好評であった。



<白杖+アイマスク>

視覚障害者の体験をするための白杖とアイマスクを使用した。視覚障害者の体験のみならず、誘導時のサポート方法について弊社社員より参加者にレクチャーを行なった。点字ブロックの意味や重要性など、車いすユーザーも知らない方が多く、障害当事者にとっても、自分とは異なるバリアを感じている人の目線に立つ気づきになっていた。



<告知チラシ>

リスク回避のため、各班と同行スタッフには下図のチラシを配布した。店内の調査を行うときに協力を仰ぐため、商店主に不審に思われた際の説明資料として活用するものである。なお、今回の3回の実施でトラブルは

一切なかったため、使用する機会はなかった。



<アンケート>

情報のバリアが解消されているかはBmapsへの投稿数で測ることができるが、心のバリアが解消されているかは参加者の意識変化など定性的に知る必要があるためアンケートを実施した。なお、Bmapsについてもフィードバックが得られる質問項目も追加している(質問項目は下記参照)。

- Q1. 本日の満足度をお聞かせください(理由付き)
- Q2. 本調査活動で印象に残った出来事やエピソードがあれば教えてください。
- Q3. 具体的な学びや気づき、発見があれば教えてください。
- Q4. Bmapsの使い勝手はいかがでしたか。
- Q5. Bmapsに「こんな機能が欲しい!」という要望がありましたらお聞かせください。

2-3. 集客

各エリアでの実施において参加協力をいただいた企業・団体は下記のとおりである。 ※実際の参加者数は後述する。

25日(土)品川区北品川エリア

- ・品川女子学院
- ・NPO 法人クロスフィールズ

26日(日)渋谷区笹塚エリア

- ・日本大学
- ・昭和女子大学
- ・お茶の水女子大学
- ・株式会社 FoundingBase

26日(日)福岡市中央区天神エリア

- ・株式会社アステム
- ・ハートフリー下関

- ・西南学院大学
- ・九州大学
- ・福岡女子大学

なお、障害当事者の参加は株式会社ミライロが手がけるミライロリサーチのモニター会員に協力をいただいた。

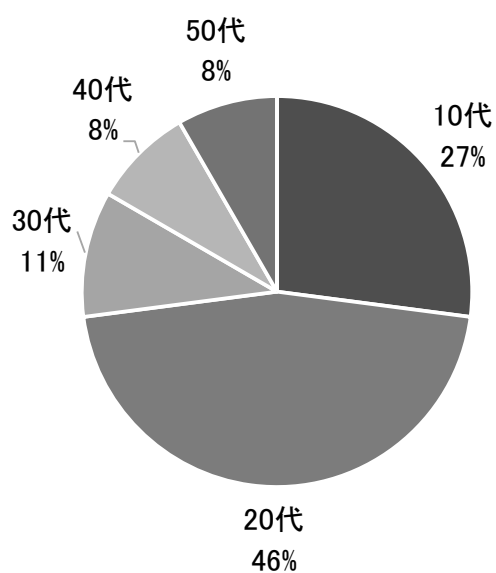
3. 実施報告

3-1. 実施概要

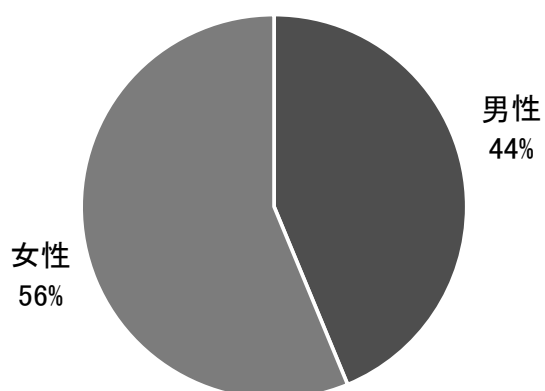
<参加者情報>

参加者合計:51名(アンケート回答数51名)

年代別



性別



<イベントスケジュール>

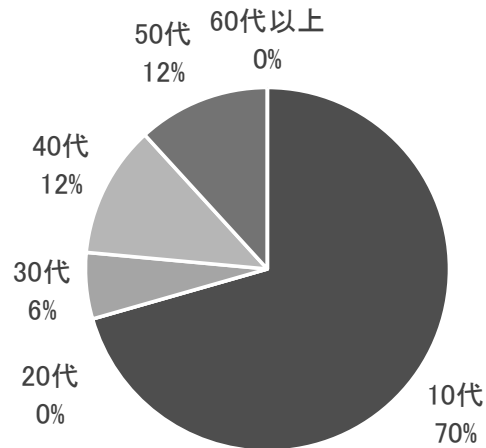
内容	分	25 日品川区北品川	26 日渋谷区笹塚	26 日福岡市中央区天神
集合及びガイダンス	30			
調査	70			

				
<p>振り返りワーク発表</p>	<p>45</p>	  	  	  
<p>閉会</p>	<p>10</p>			

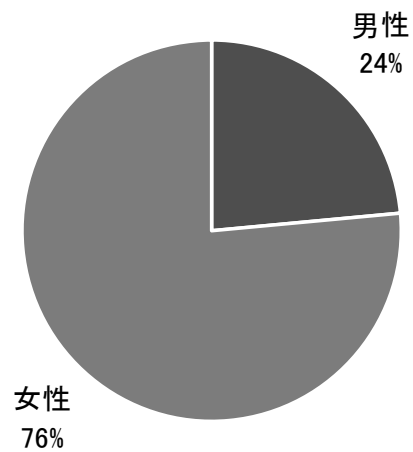
3-2. 品川区北品川エリア

<参加者情報>

年代別



性別

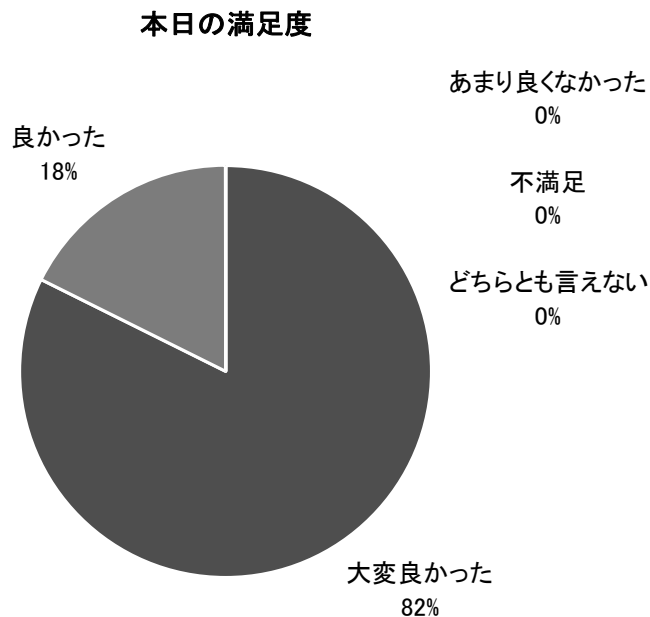


参加者数:20名 (アンケート回答数 20)

- 中高生(品川女子学院生徒):14名
- NPO 関係者:1名
- 障害当事者:3名(全て車いすユーザー)
- 介助者:2名

<アンケート>

Q1:本日の満足度とその理由(全員①大変良かった、②良かった に回答)



中高生

- 実際に障害を体験することで自分の配慮を広げることができたため。
- 自分の知らないことをたくさん知れたから。
- 普段は普通に歩いている道も、障害者の方にとっては、とても大変だということがわかったから。
- 体験してみないと分からなかったことや、誤解が多かったので良かったです。
- 障害者の立場に立てたから。
- 障害者の立場を体験できて良かった。一見配慮されているように見えても、不便なところが多くあったのを知れて良かった。
- 普段経験できないようなことができて、大変貴重な体験になりました。この先の生活で意識するようになるので、良かったです。
- 普段何気なく歩いていた平らな道が、体が少し不自由になることで坂になることに気がついた。
- 障害があるという状態が具体的にどのように日常生活の違いを生むのかを知ることができたから。
- 普段体験できないことが体験できた。

NPO 関係者

- 実際の街を歩きながら体験できるのが貴重でした。体験したことを Bmaps にフィードバックできるのも面白いですね。
- 体験してみないと気づかないこと、考えないことに気づかせてもらえたから。

障害当事者 ※3名 いずれも電動車いすユーザー

- 普段体験できないことが体験できたので、良い体験になった。
- いろんな人と街を歩いて良かった。
- 中高生の方が真剣に取り組んでいただいて、今後に繋がることを期待したいです。
- 自分は普段車いすを使っているが、点字ブロックが邪魔と思うことがあった。ただ、視覚障害者にとって点字ブロックが重要であることがよくわかった。同じ障害者でも一括りにすることはできず、それぞれに求めていることが違うことがわかり貴重な体験だった。

Q2: 本調査活動で印象に残った出来事やエピソードがあれば教えてください。

中高生

- 視覚障害体験をした際、何も見えない中、棒(白杖)とヘルパーだけが頼りでとても怖かった。
- 視覚障害者体験をしている時。点字ブロックが本当に役にたつ(まっすぐ歩くため)。
- アイマスクをしている時に、公園の入り口の柵を通ることで、とても大変そうだったことです。普通に歩いている時は、なんともない様に通るのですが、アイマスクをつけるだけで、とても大変になるということがわかりました。
- シニアポーズで実際お年寄りの状態を体験することができたので、お年寄りへの気遣い(席を譲るなど)がしやすくなった。
- 高齢者体験で腰が痛すぎて休みたいのに、休む場所がなかった。
- 白内障の方の体験。明るいと全く周りが見えなくて困った。
- 視覚障害の体験がすごく怖く感じました。
- 普段全く気にしていなかったことが、バリアの体験をしてとても怖く感じたこと。
- 「何も見えない」ということの恐さや、隣の人がいるというだけでどれだけ安心できるかを知ったこと。
- 車いすは座れるので楽だと思っていたが、実はすごく大変だった。少しの段差でも震動し、ドアを開けるのにも力が必要だった。

NPO 関係者

- 目が見えない人のガイド役をやった時に、自分としてはある程度できていると思ったが、相手はもっと色々な情報、具体的な情報を必要としているということがわかった。
- 視覚障害役の人のサポートをしている時に、点字ブロックの上に看板が倒れていて、普段だったら気づかないだろうかと、ハッとしました。

障害当事者 ※3名 いずれも電動車いすユーザー

- 他の障害の方の気持ちがわかったこと。
- 健常者と障害者と一緒にやることで、相互理解が増えたと思う。

Q3: 具体的な学びや気づき、発見があれば教えてください。

中高生

- 何も見えないと、とても心細く、また周りの状況もわからないため、会話に入ることも難しいというのは衝撃だった。
- 予想以上に車いすに乗った時の視点が低く不安になった。物(段差や坂なども)全てが大きく見えた。
- ちょっとガタガタしてるだけで不安になる(車いす)
- 腕が棒を揺らすと疲れる(視覚障害)
- 校内でもエレベーターがないので、障害者の方が来る時はとても大変だと思うし、街中でもあまりバリアフリーは発展していないと感じました。
- 耳が聞こえにくくなるヘッドフォンを使ってみると「お年寄りはこんなに聞こえづらいんだな」と理解することができました。
- ミラーや信号の位置が高すぎて見えない。
- 段差や道の傾きなど、普通では見れない景色を見れた気がします。
- 自分がこのような体験をしたのだから、このことを他の人に話すべきだと思った。Bmaps の存在を広めていくべきだと感じた。
- スロープをつけて満足してみても、その先に段差があったりスロープの高さが足りないと意味がないことに気づきました。
- 路面が斜めになっている点は改善が難しいと思いますが、車いすに乗ってみて、とても困りました。
- 車いすをこぐ時に、袖のある服を着ているとタイヤが服で汚れてしまう。
- 音や風など、いつも以上に周囲を気にしているので、とても疲れる。
- 木津さん(ミライロ社員)や石毛さん(調査モニター)など実際の車いすユーザーは自分たちができることを推しはかりながら生活していた。周りのサポートがあるだけで、彼らができることがもっと広がると感じた。
- 耳が聴こえないと、車の音も聞こえず、危険なのでもし近くにそのような人がいたら助けたいと思った。

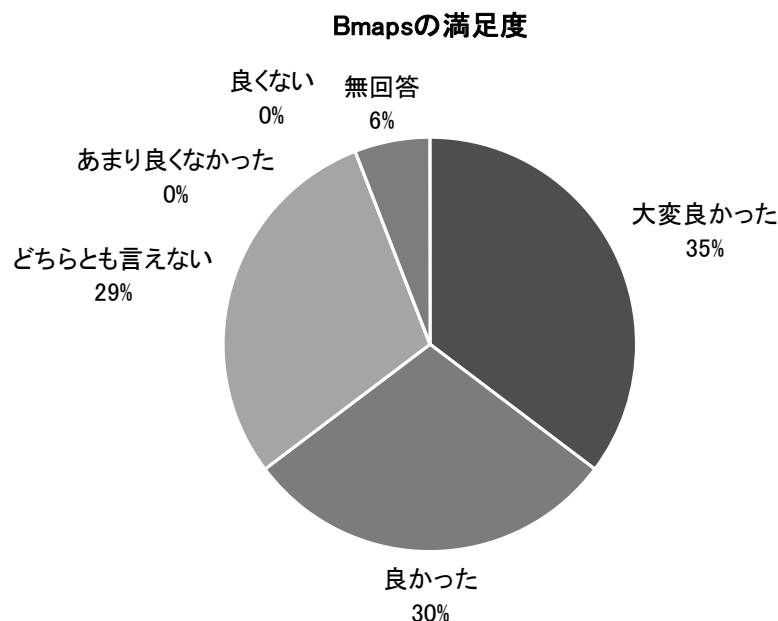
NPO 関係者

- まだまだ様々な部分にバリアがあることに自分が気づいていないこと。

障害当事者 ※3名 いずれも電動車いすユーザー

- 商店街のお店はスロープがほとんどついていましたが、実際には使えないスロープがあった。
- 自転車を利用している方々の配慮があるともう少し変わっていくと思う。
- 健常者の気づきや意見を直接聞けてよかった。

Q4: Bmaps の使い勝手はいかがでしたか？



中高生

- そこに実際にいく店の状況が見られるのは便利だと思った。
- 写真もコメントも載せられるのが良いと思った。
- 障害のある方にとって、行ったことがない場所のバリアフリー情報がわかるのは嬉しいし、普通の方にも嬉しいアプリだと思いました。
- 普通のマップとして使えるので、障害のある人もない人も使いやすいと思いました。
- 細かな情報や写真を様々な人に伝えられるから。
- 今から多くの人が情報を追加していけば、大変便利になるアプリになると感じた。
- 様々な人が知りたい情報を事前に調べることができるので、「出かけよう」と思えていいアプリだった。
- 障害のある方に、とても便利なアプリだと思いました。もっと広まって欲しいです。
- 新しい地点を登録する時が難しかった。

NPO 関係者

- 入力項目がそんなに多くないので気軽に使えそう。障害者の方以外にも便利な情報があるのが良いと思いました。
- 今回はヘルパー役で使っていないのでわからない。

障害当事者 ※3名 いずれも電動車いすユーザー

- 今後に期待したいと思います。

※肢体不自由(電動車いすユーザー)で自身で iphone を利用する人がいなかったため、「どちらとも言えない」の回答が多く見受けられた。

Q5: Bmapsに「こんな機能が欲しい！」という要望がありましたらお聞かせください。

中高生

- 視覚障害のある人もわかる音声機能をつける。
- 読み上げ機能があると、白内障や光で見づらい人などにも優しくなると思います。
- お店の室内温度がどれくらいか。
- ポイントを貯めたら何かと交換できる、などの機能が欲しいです。
- アプリの画面に出てくるボタン(ピクトサイン)が何を意味するのかわからないものがあったので、長押しするとそのボタンが何を意味するのかわかるようになったらもっと良い。
- マップに出てくる吹き出しが高齢者の方々には少し小さいかなと思いました。右下の3つの機能(投稿、現在地確認、新規スポット投稿)に説明をつけて欲しいです。
- 19のアイコン以外にも、店内の階段についても情報を投稿できたらいいともう。できれば、お店の人からもコメントを載せられたらもっと良くなると思う。
- 地図が使い慣れなくて、追加したいお店の場所がなかなか見つけられなかった。
- 間違えて登録してしまったお店の情報を修正できるようにして欲しい。
- 「ここにこんなものがあったら便利」などメモが残せる機能(ベンチが坂の途中にあったらいいなど)

NPO関係者

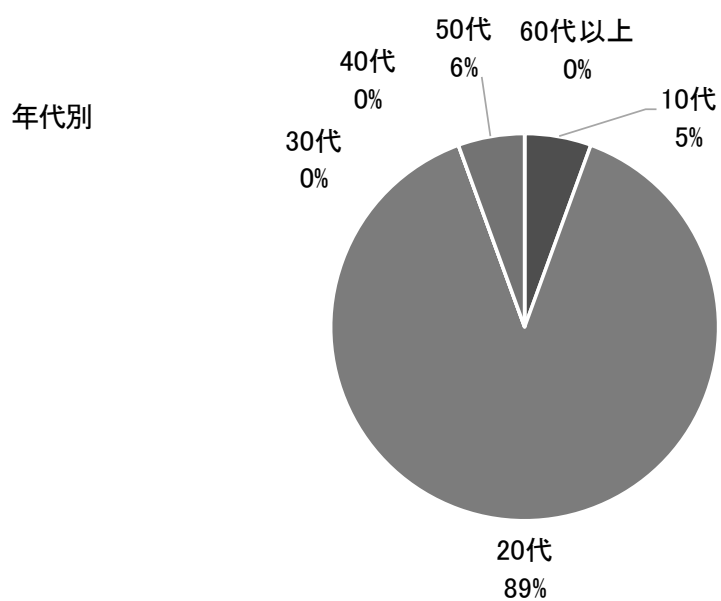
- 音声ガイド。

障害当事者 ※3名 いずれも電動車いすユーザー

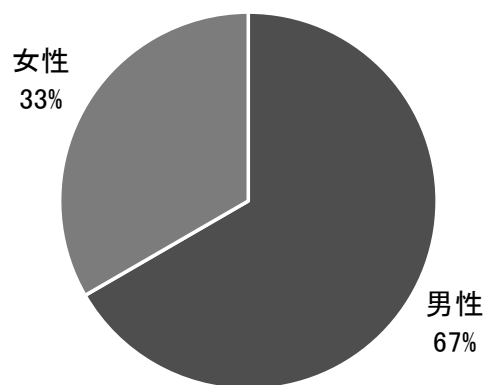
- 音声入力が欲しい。

3-3. 渋谷区笹塚エリア

<参加者情報>



性別

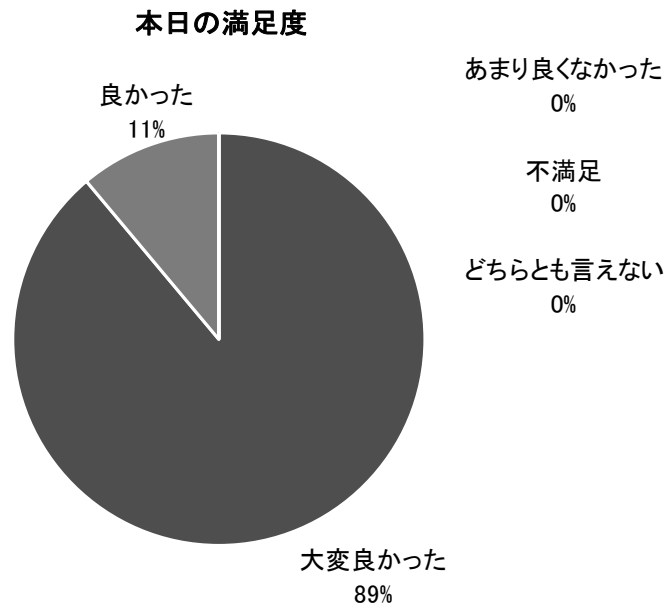


■参加者数: 18名(アンケート回答数 18)

- 大学生: 15名
- 企業: 1名
- 障害当事者: 2名(全て車いすユーザー)

<アンケート>

Q1:本日の満足度とその理由(全員①大変良かった、②良かった に回答)



大学生

- 元々、バリアフリー等には関心が少しあり、小学校や高校で体験したこともあったので、改めて障害を持つ人々の立場を考えることができよかった。街中に出て体験したのは今回が初めてで、昔体験した感覚とは違うものがあった。
- 実際に商店街を歩くにあたって、不便な点を見つけることができ、街の人の対応など、普段の生活では気づけないことに気づくことができたから。
- 改めてソフトでの対応って素晴らしいと感じました。お金もかからないことに加えて、誰でも身近でできるということで、今後もこのような形のモノを体験していきたいと思います。
- 今回初めてこのような体験をさせていただいて、今まで感じたことのない様な気づきなどに気づけ、これからの生活で注意して、不自由な方のお手伝いなどを積極的に行っていけたらいいなと思いました。
- 歩く距離やお店の数もちょうどよく、様々な体験ができてよかったです。
- 今まででは自分と関係のないように思えたことを身をもって体験することができ、新しい視点を持つことができました。
- 普段、経験できないような経験ができ、新たな発見がありました。特に車いすに関しては、私がこれまで思っている以上に小さな段差や路面の状況によって不自由を感じるなと思いました。
- 非日常的な生活の一部を普段の生活で体験できたことで、新しい気づき、考えが生まれた。サポートする側としても障害者への配慮する点を感じるがあった。
- 個人個人の小さなサポートが必要になることがよく理解できた。
- 今後、身体に不自由を抱えた方などのことを考えて、それを豊かにしていける世の中の実現に向けた可能性を感じた。
- 住宅街は情報登録することが難しかったので、商業施設が多くあるところに時間を使った方がいいと思いました。ぜひ、地域の方を含めて、このイベントを行ってほしいです。
- 自分では気づけなかった視点をたくさんの人と共有することができたから。

- 実際に体験してみて、想像だけではわからないことがたくさんあると気づくことができました。
- 特別支援学校の教員を目指しているため、今回の体験は障害を抱えた子供たちの視点から考えることができる貴重な体験になった。

企業参加者 1名

- 「実際に街を歩いてみる」という体験はなかなかできないものなので、とても貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございます。この体験を伝えていくことが、自分ができる一番大切なことかなと思います。

障害当事者 ※2名(いずれも車いすユーザー)

- 実体験でバリアフリーについて考えることができる良い企画だと思った。
- 視覚障害者の普段の困っていることなど、新しい視点を得ることができた。
- 自分の普段の体験等を参加者の皆さんが興味を持って聞いてくれてよかった。

Q2:本調査活動で印象に残った出来事やエピソードがあれば教えてください。

大学生

- 車いすの操作は、支援者側にも様々な責務があり、体力も求められる。段差を上る際に、車いすをどううまく持ち上げるか等、微妙な調整も必要だ。
- 白杖とアイマスクをしていた時、日向から日陰に入っただけなのに、店内に入ったと勘違いをしてしまい、見えないことは恐怖だと感じた。
- 私たちにとっては何も感じない小さな段差や引き戸などが、車いすであったりするとすごい障害なのだなと印象に残りました。
- お店の方が車いすの補助に自分から来てくれることがあってよかったと思いました。また、自転車の方が通る時に「ごめんね。通るよ。」と声をかけてくださったことも安心につながりました。
- 信号が変わる長さが歩くときは何も思わなかったのですが、体が不自由な状態になると、とても短く感じました。
- 車いすの操作に最初慣れず、まっすぐ進むのが難しかったです。
- 車いすでのスロープ利用や通常の歩道でさえ、傾斜に対応する技術や補助者のサポートの必要性を感じた。
- 白杖を使い、視覚が奪われることがとても恐怖であり、そのような人たちへの支援をしていきたい。
- 和菓子屋さんを調査しに入った際、店員さんがドアを開けてくれた。
- 視覚障害者の体験で視覚が失われた分、聴覚や嗅覚などが研ぎ澄まされていることを実感した。
- 健常者の人が、自転車を駐めるのにも、例えばコンビニの前とかに駐めるにあたって、気を配れるのではないかと思った。
- 車いすに乗っていると小さな段差が大きな障害になるんだ、ということがショックでした。また、視覚情報がないことの怖さも感じました。
- 視覚障害の体験では、普段生活していて気にしないような段差が怖かった。
- 「アイマスク+白杖」のとき、マンホールの穴に白杖がはまってしまい、取れなかった。車通りがないところだったが、怖かった。

企業参加者 1名

- ささいな声かけで心理的な負担が軽減されるなあと身をもって体験できました。一緒にペアを組んでくれた子が丁寧に状況を伝えてくれました。

障害当事者 ※2名(いずれも車いすユーザー)

- 視覚障害者の不便さ。
- 学生の皆さんが一生懸命取り組んでいるのが印象的でした。

Q3: 具体的な学びや気づき、発見があれば教えてください。

大学生

- 自分で感じたことだけでなく、同じ班のメンバーの意見も納得できることが多かった。車いすに乗ったときの視点で、坂が登りか下りかが分かりづらいという意見から、車いす利用者向けの標識を立てておくの良いのでは、と思った。
- 小さな段差でつまづくだけのところを、車いすでは通れない。
- 普段は何も思わない受付台も、車いすでは威圧感を覚えた。
- 障害を持っている方は、少し外に出るだけでもこんなにも恐怖で大変なことばかりなのだ気づくことができました。
- 介助者にも腕力が必要なこと。
- お店や道路の構造上、仕方がないことはあるにしろ、声をかける、車いすを押すなどの気持ち1つでできることをしっかりすることが一番大切だと実感しました。
- 目が見えない人は距離感に乏しいところがある点。
- 障害者の立場になって考えることをもっと伝えていきたいと思った。
- 普段の生活ではわからないような不便を感じることでできたため。今後の生活で改善、支援を広めていきたい。
- 視覚障害の体験をしていた方はとても大変そうだった。
- 上記の内容に関して、サポートの方の歩くスピードだったり、指示に頼るところが大きかったので、サポートの方の重要性に気づいた。
- 店先の商品が障害になる。視覚障害の方には点字ブロックが手助けのツールだが、車いすユーザーには小さな障害になるということ。
- 知らないということはなかなか普段生活していて気づけないので、全く知らなかったという事実を知ったことが大きな学びでした。今日で知れたことはほんの一部だと思うので、この機会をきっかけとして今後につなげていきたいです。
- 視覚などの障害がある場合、他の感覚器官が重要であると身をもって感じた。
- 車いすのサポートなど、どこまでしていいのか迷うことがありました。しかし「どのくらい、何をしてほしいか」相手に聞けば解決するものがほとんどだったので、改めてコミュニケーションの大切さを感じました。

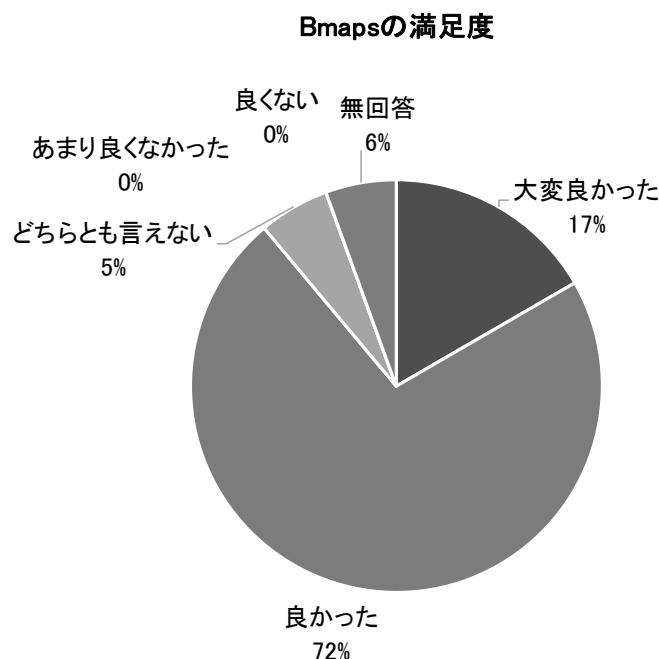
企業参加者 1名

- Bmapsのようなアプリが社会的に必要とされているということ。

障害当事者 ※2名(いずれも車いすユーザー)

- 都市のインフラにおいてまだまだ改善の余地が多いこと。
- バリアフリーに関心がある若い人たちが多くいることを知ったこと。

Q4: Bmaps の使い勝手はいかがでしたか？



大学生

- 使い慣れるまで少し時間がかかりそうだが、便利だと思う。
- 操作が簡単でわかりやすい。
- お店の人によるコメントや、“女性向け”などの情報が知れるような機能があればもっといいかなと思いました。
- google maps と連動しているということで地図が見やすくて良かったです。
- 色々な機能がついており、未完成ではありながらも非常に期待できるなと感じました。
- まだ研究段階であるためか、実際の利用者の活用を感じる機会がなかった。まずは街ごと(自治体などと連携して)整備していく必要があると感じた。
- 細かく内容を書き込めるため、障害のある方にとっても役立つと思う。
- まだ改善点などありそうだったが、障害者も健常者も誰でも便利に利用できそうなアプリだった。
- 使いやすく、その店の写真も撮ったりできるのが良いと思う。
- オリンピックに向けてなど、たくさんの方がいろんな場所を使うにあたって、こういったアプリがあると嬉しいと思った。
- 写真を載せられるのでよくわかる。
- とても良かったです。が、カメラのアクセスを許可する方法がよくわかりませんでした。これからも使いたいと思います。

企業参加者 1名

- 詳細な地図でわかりやすい。
- 「参考になったよ！ありがとう！」など投稿された情報に対するレビューがあれば、投稿に対する信頼性が増し、投稿する側のモチベーションが上がるのでは！

障害当事者 ※2名(いずれも車いすユーザー)

- すみませんが、もっと使ってみないとわかりません。
- 車いすを漕ぎながら音声で案内できると良い。

Q5: Bmaps に「こんな機能が欲しい！」という要望がありましたらお聞かせください。

大学生

- 道路情報があると良いです(狭い、人が多い等)。
- お店の雰囲気(女子会、宴会向きかどうかなど)。
- 坂道があること、道幅を載せてくれると使いやすいと思いました。
- もうちょっと登録店舗を増やして欲しいのと、写真の投稿をもっと簡単にできるようにして欲しい。
- 音声機能(視覚障害者のために)。
- 行きつけの店を登録できる機能。
- お店からの情報が登録できるといいのでは(ハード面、ソフト面、お得情報など)
- 動画を掲載できるようにしてもいいのかなと思った。

企業参加者 1名

- 障害のない人も積極的に投稿できる仕掛けをもっと考えたいです。

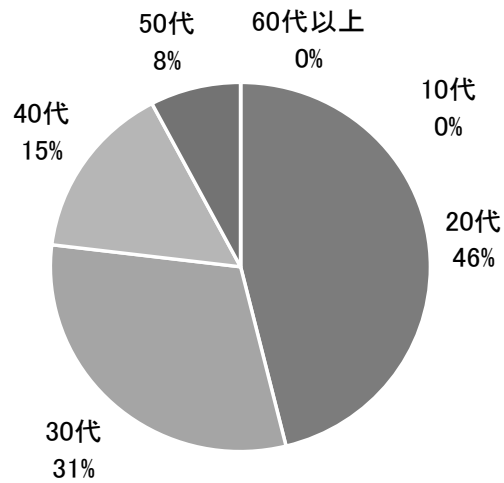
障害当事者 ※2名(いずれも車いすユーザー)

- 経路案内があると良い。
- 坂の傾斜なども検索時にわかるとありがたい。

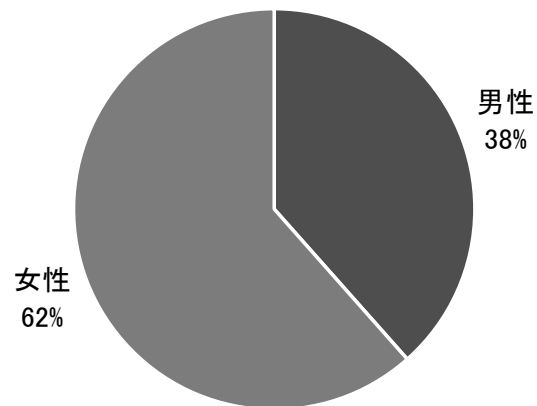
3-4. 福岡市中央区天神エリア

<参加者情報>

年代別



性別

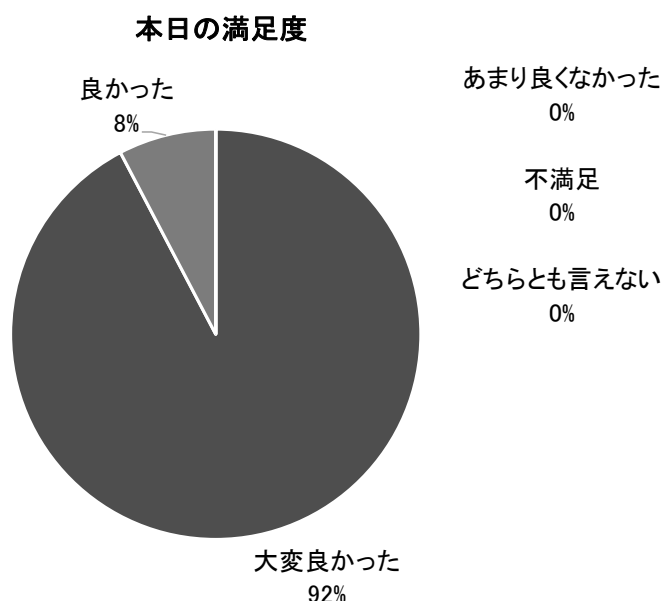


■参加者数:13名(アンケート回答数13)

- 大学生:3名
- 企業:4名
- 主婦:1名
- 公務員:1名
- 障害当事者:4名(車いすユーザー3名、聴覚障害者1名)

<アンケート>

Q1:本日の満足度とその理由(全員①大変良かった、②良かった に回答)



会社員

- 天神の街中での体験は貴重でした。当事者の体験はもちろんだが、車椅子を長時間押したことがなかったので、手が疲れました。
- 町の中を体験できて、勉強になりました。知らなかったことの多くを学べて勉強になりました。
- 今回体験をしてみて、普段通っている道や利用しているお店が、いかに障害のある方を困らせているかを感じることができました。生活をしていて車椅子の方や白杖を使っている方に出会いましたが、声かけだったり、少しスピードを緩めたりと配慮の仕方を学ぶことができてとても良かったです。もっとこういう場が増え、参加する人が増えたらいいなと思いました。

公務員

- 視覚障害や車椅子の乗車など体験でき、よかったです。

主婦

- 実際に街中を体験できて、とても良い常識を持つことができた。

大学生

- アイマスクをして歩行体験、車椅子での体験というのを、実際に町へ出てすることは中々出来る事ではなく、日頃自分が歩いている道や立ち寄る建物の見え方が変わりました。
- 違う視点で身の回りを体験できてよかったです。

- 体験や調査を通して、普段とは異なる目線で街を見ることができた。

障害当事者

- 車椅子の目線、視覚・聴覚障害の目線で町歩きできた。
- 初めての参加をされた方(初めて車椅子を押す、視覚障害の体験)たちと、人混みの中で町歩きをして、改めて乗っている方も、押す方も大変だなと感じました。都会的で便利だけど、人が多すぎて恐怖感がありました。だけど、とても行きたい場所の一つなので、こういう研修をしてもっともっとたくさんの障害のある方が出かけ、町の人たちにも意識していただけるといいなと思いました。
- 研修の時と違い、様々なことに気づけた。
- 今まで入れると思っていなかった店に入れた。思ったより、西通りは心のバリアフリーが進んでいた。
- 普段から車椅子に乗って生活しているが、他の障害のある方の目線で街を見れてよかった。

Q2:本調査活動で印象に残った出来事やエピソードがあれば教えてください。

会社員

- コンビニなどでスロープをつけている店もいくつかあったが、角度によって全然違った。
- パタゴニアの店員さんの対応が良かった。車椅子の方へのサポートがしっかりできている。街中にいる方々が思った以上に親切だった。
- 初めて車椅子に乗りましたが、駐輪場に置いてある自転車のタイヤが自分の顔の目の前だったり、とても怖かったです。普通に歩いている人も横を歩かれると怖かったです。
- 狭い(幅)と、車椅子の人は入れない(エレベーターなしで階段のみのお店もあった)。
- エレベーターの動き(開閉)が速いこと。

主婦

- 車椅子でお店に入る時、ドアを開けてくださったり、待ってくださったりと気配りを受けて優しい方が多いんだと感じた。

大学生

- お店の段差によって入りにくいところがたくさんありました。特に段差が高く、自動ドアじゃないところは、入るのを諦めるようになりました。
- アイマスクをつけて歩行をしている際、車のクラクションが鳴り、少し怖かったのを覚えています。また、CDショップに入った時に床がツルツルしていて、歩きやすかったものの、自分がどこを歩いているのかわからないと感じました。またアイマスクでも車椅子でも共通して感じたのは、速さの面です。普段と体感スピードが異なりました。
- 車椅子は押す人にも大きな振動が伝わること。斜めになっている道はサポートにつきにくい。

障害当事者

- North Face にスロープがあったこと、特に案内もないので気づかない。そういうことがたくさんあった。
- 全盲体験で音はもちろん、匂いや入室時の温度で気付くなど、見えなくなると他のデータで補おうと必死

になりました。

- ある施設でエレベーターの入り口は普通なのに、中はとても広く、車椅子2-3台くらいは入れそうなスペースがあるのに驚きました。また、入り口はスロープで入れると思ったのに、お店の中に段差があり、入れないところが多い場所があったのでびっくりしました。
- 大名の North Face に裏口からスロープで入れる。

Q3: 具体的な学びや気づき、発見があれば教えてください。

会社員

- 点字ブロックが消えている。(途中で)
- 段が多い、入るお店が限られて不便さを感じた。
- 視覚を奪われた状態で歩きましたが、点字のないところはどこを歩いているのかがわからなくて、本当に怖かったです。点字のある場所がもっと増えればいいなと思います。また、私が普段行くお店や段差もいろいろなトラップになってしまうんだと思いました。
- 車椅子を押すのは、本当に大変だった。天神の街中は人が多く、障害者には大変だと思う。
- 点字ブロックの作り方や設置場所。
- 舗装の仕方によって様々な感じ方。
- 車椅子は手動と電動で違うのだろうか？

公務員

- 歩道の傾斜で車椅子が押しにくかった。

主婦

- コンビニなどは商品の高いものは見えない、取れない。なので、スタッフの方のマナーで声掛けや対応が必要となってくると思いました。人は個人個人違うものなので、すべての人が満足できる環境はすぐには変えられない。ハード面だけを変えるのではなく、人としてお互い頼る、支え合うことも大切だと感じました。

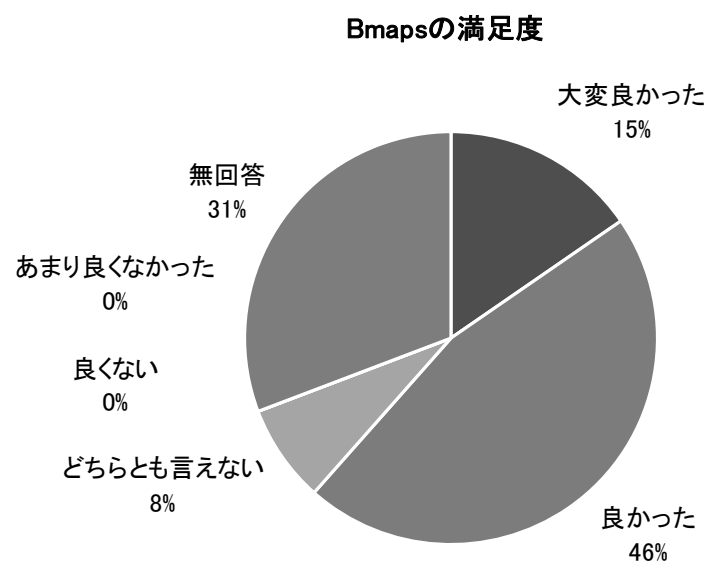
大学生

- 建築を学んでいるが、あまりバリアフリーについて学んできていないので、建築家コースのある大学でユニバーサルデザインや体験を授業に取り入れてほしい。
- 今回様々な立場を体験させていただいて、一つ一つの物の見え方が変わったというか、広くなった気がします。車椅子でいうと段差だけでなく道の舗装されていない場所であったり、タイルの種類であったりと見えていなかった部分がバリアになっているのだと感じました。また視覚体験の方で補助をさせていただいて、声掛けがあることの大切さを知りました。
- お店のテーブルの高さも大事だと感じました。あまり高いところに商品が置いてあると、車椅子の方には見えにくい点があります。

障害当事者

- 点字でも分かりやすいものとわかりにくいもの(凹凸の高さ)がある。
- まだまだ車椅子ユーザーの方が一人で出かけるには厳しい状況だなどつくづく案じました。しかしこういう体験型の研修が増えて、人の意識が変わりお手伝いしてくれる人が増えたらいいなと思います。
- (視覚障害体験時)コーヒーショップの前を通る時に匂いで気づき、コンビニ入店時には温度で気づきました。基本どんなところに自分がいるのかを描けないことが多かった。
- 思っていたよりも大名や西通りの狭い店もバリアフリーが整っていたことを知れた。知らないことが多い。

Q4: Bmaps の使い勝手はいかがでしたか？



会社員

- 使いやすく、わかりやすい。
- あまり登録する時間がなかった。新規の登録がちょっと手間とりそう。
- 操作がわかりやすく簡単で、初めて利用しましたが、苦になりませんでした。登録するとコインが貯まるので、ゲーム感覚でスポットを集められるのがとても面白いと思う。
- 見やすい、使用しやすい。

主婦

- 今回は登録の係ではなかったが、今後自分でも登録していきたい。

大学生

- 今回はまだ実際に登録作業などは行って見ていない。地図上に表示されるお店や星の数は、見やすくもって生活の中に活用していければなと考えました。
- まだあまり使えていない。

障害当事者

- もっと登録スポットが増えると使いやすくなりそう。
- 今回は使えていません。
- 見やすい、シンプルでいい。

Q5: Bmaps に「こんな機能が欲しい！」という要望がありましたらお聞かせください。

会社員

- QRコードの読み取り

公務員

- 人通りの多さや、歩道の広さや傾斜などがアップできたら使いやすいと思いました。
- 日常にあるもので、障害者目線で「使いやすい」「使いにくい」の写真をアップして情報発信できればと思いました。

大学生

- QRコードの読み取り
- 自動販売機の仕様を書き込める機能

障害当事者

- 要望機能(QRコードなどを使った、商品の見える化機能。この店舗には何があるか、棚の上部には何があるかなど。)
- 音声案内

4. 総括

4-1. 成果

<情報のバリアの解消>

	Bmaps 投稿数	Bmaps 新規スポット登録数
品川区北品川エリア	15	11
渋谷区笹塚エリア	19	19
福岡市中央区天神エリア	23	16
合計	57	46

<心のバリアの解消>

上述のアンケートからもわかるように、心のバリアを解消するにあたって下記2点が成果としてあげられる。

①障害当事者体験による障害(バリア)の理解促進。

(コメント例)

- 信号が変わる長さが歩くときは何も思わなかったのですが、体が不自由な状態になると、とても短く感じました。
- 元々、バリアフリー等には関心が少しあり、小学校や高校で体験したこともあったので、改めて障害を持つ人々の立場を考えることができてよかった。街中に出て体験したのは今回が初めてで、昔体験した感覚とは違うものがあった。
- 特別支援学校の教員を目指しているため、今回の体験は障害を抱えた子供たちの視点から考えることができる貴重な体験になった。

②他の障害理解による障害当事者の意識変化。

(コメント例)

- 視覚障害者の普段の困っていることなど、新しい視点を得ることができた。(車いすユーザー)。
- 点字ブロックの意味を知らなかった。普段邪魔だと思っていたけど、視覚障害者にとって重要なものだとして知れてよかった(車いすユーザー)。
- これまで行けないと思っていた店も、実は別のスロープ付きの入り口を用意しているところや、店員さんがフレンドリーでサポートをしてくれるお店があった。外からみて段差があれば行けないと決めすぎていたけど、こちらから勇気を出してお店の人にサポートを申し出てみようと思う(車いすユーザー)。

4-2. 改善点

① Bmaps への投稿数

投稿数が予想より伸びなかったのは下記の要因が考えられる。

- 障害当事者との交流や当事者体験に夢中となり、Bmaps に投稿する意識を参加者間で共有することが不十分だったこと。
- 特に品川区北品川エリアは平日営業の店舗が多く、週末は定休日のため開いているお店が少なかったこと。
- 渋谷区笹塚エリアや福岡市中央区天神エリアは人通り車通りが多く、立ち止まってスマートフォンを操作しながら街歩きをする余裕がなかったこと。
- コメントや写真の投稿など、集積される情報の「質」を重視したため、投稿数や登録数を増やすコンペ形式は実施せず、参加者にとって Bmaps に投稿することの動機付けが弱かったこと。

<今後の改善点>

- ◆ 人通りや車通りが多いエリアで実施する場合、調査中の投稿が安全面への配慮により困難な場合は、調査後に投稿する時間を設けるなどスケジュールを工夫する。
- ◆ 各班につくスタッフが投稿を促すようファシリテーションを行う。今回はスタッフが障害当事者と障害のない人の交流を促すファシリテーションをすることを重要視しすぎてしまった。

② 障害当事者の参加と交流について

今回 51 名の参加者のうち、障害当事者は 9 名だった。各回で障害当事者と障害のない人が交流するには十分な人数が集まったものの、そのうち 8 名が車いすユーザー、他 1 名が聴覚障害者だったため、視覚障害者を含めてバランスよく様々な障害当事者を集めるべきだったと反省している。意図して車いすユーザーを多く集めたわけではないが、ボイスオーバー機能がついていなかったことで、視覚障害者がある方の参加を阻んでいたことは否めない。

また、アンケートへの回答の中で障害当事者体験に「怖かった」というコメントが多く見受けられた。そうした恐怖体験に対して周囲が「具体的にどのようなサポートをすることができるか」といった視点が十分でなかったと反省している。

<今後の改善点>

- ◆ アンケートにも Bmaps の改善点として「音声機能が欲しい」との声を多く頂戴していたが、ボイスオーバーなどを活用した読み上げ機能は今後 Bmaps に追加する予定である。現時点では車いすユーザーにとって必要な情報項目が多くなっているが、今後多様な障害のある人からのフィードバックを踏まえて開発段階に活かし、イベントを行う際も様々な障害当事者に協力を仰げるよう工夫する。
- ◆ 交流のあり方については、単に障害のない人が障害者体験するのではなく、体験からわかった恐怖・生活上の困難に対して自分ならどのようなサポートができるかということ、運営スタッフや障害のある当事者からレクチャーするような交流のあり方を徹底したい。単なる体験で終わらず、気づきや学びの経験に落とし込める機会となるよう検討していく。

4-3. 今後の展望

今回の試行プロジェクトでは、Bremen の調査隊が「心のバリア」と「情報のバリア」を解消することに寄与するか検証した。まず、Bremen の調査隊が「心のバリア」を解消する手段としては有効であることがわかった。今回、一般から障害当事者を集めて Bremen の調査隊を実施したのは初めてであったが、障害のない人のみならず障害当事者にとっても気づきの多いイベントであったことは我々にとっても大きな学びであった。障害のない人と障害当事者が同じ目的のもと交流し、楽しみながら互いに気づきを共有する過程は、心のバリアフリーを推進していく上で非常に有効な手段であると確信した。

一方で、「情報のバリア」解消については、Bmaps への情報投稿数にまだまだ課題を感じている。今後、短期的には自治体との連携から街のバリアフリー情報を共有するプラットフォームとして Bmaps を広めつつ、情報が投稿された店舗や投稿する個人に対してポイントやクーポンを付与することでユーザー数とスポット数を増やしていく。その過程では、障害者団体や社会福祉協議会の協力を仰ぎ、Bmaps のユーザビリティ改善に努めていきたい。

<Bmaps の今後の展開>

2017 年

Bremen の調査隊を通してスポット数、ユーザー数を増やす。

- ◆ 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致活動をしている自治体を中心に Bremen の調査隊を実施していく。

2018 年

- ◆ 蓄積されたデータを活用して鉄道会社、タクシー会社などと連携することで、スポット(点)でしかなかった情報を線とする。障害特性に応じて経路案内なども Bmaps で可能にする。

2019 年

- ◆ スポット(点)と経路(線)から面へ移行する。具体的には、飲食店舗などに対して Bmaps を活用した集客をあげるコンサルティングを実施する。

2020 年

- ◆ 多言語対応を施して、東京オリンピック・パラリンピック時に来日した外国人が Bmaps を通してバリアフリー設備が整備されている飲食店やホテルを予約できるようにする。

2020 年以降

- ◆ 2020 年来日時に Bmaps をインストールした外国人が、自国でもバリアフリー情報を投稿し、「情報バリア」を解消する日本発のユニバーサルデザインの街づくりモデルが世界に拡散する。

観光地のバリアフリー評価ツールを用いた モデル評価・検証調査

特定非営利活動法人日本バリアフリー観光推進機構

「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査(ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査)」
 試行プロジェクト業務報告書

プロジェクト名	観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査
実施者	日本バリアフリー観光推進機構

試行プロジェクトの概要

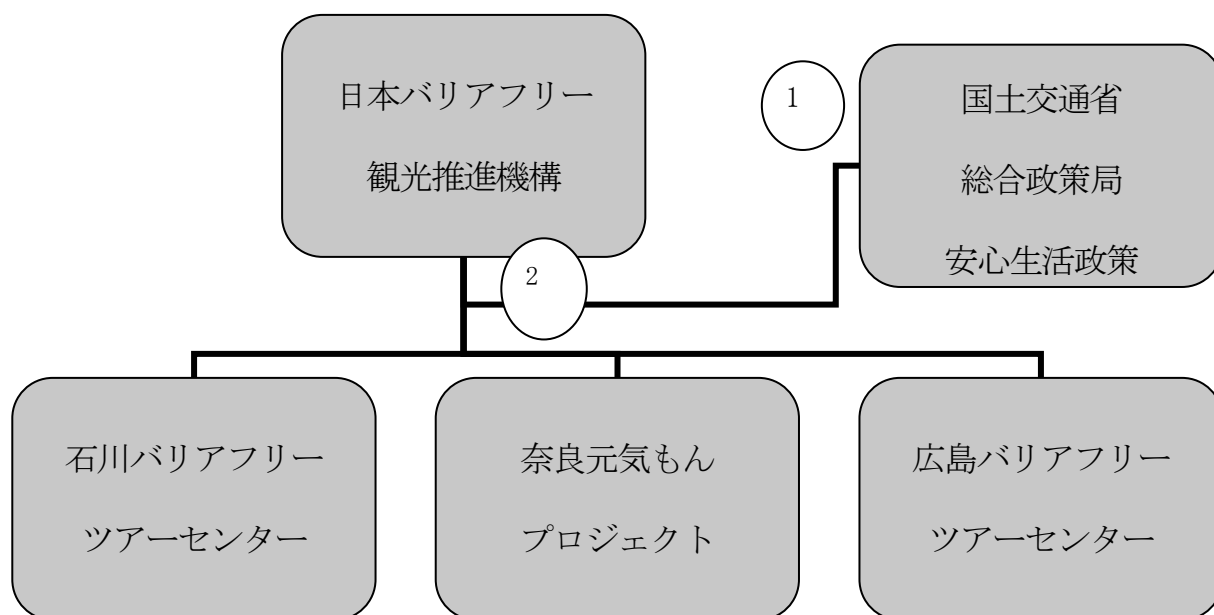
(1)目的	国土交通省が作成し、平成28年4月に公表した「バリアフリー評価指標」(評価ツール)について、その課題の洗い出しと今後の活用に向けて提案を行う。	
(2)実施内容	①評価ツールに関する要点整理 ②各地における検証調査(評価ツールを使用) ・石川県金沢市、小松市 20 施設 ・奈良県奈良市、16 施設 ・広島県、広島宮島地区、東部、北部、中部、38 施設 ③検証調査の成果と課題の整理＝当団体・国交省担当部局・調査団体による検討会 ④検証調査の報告検討会議(当団体、国交省、各調査団体)	
(3)実施日程	①2/17 打合せ(広島バリアフリーツアーセンター) ②2/20 打合せ(国土交通省) ③2/14～23 各地域でのバリアフリー調査(委託・外注) ④2/28 報告検討会議(国土交通省会議室)	
(4)成果	計画	実績
	・調査データ(評価ツール) ・報告書 ・報告書の HP への掲載	・調査データ(エクセルデータ) 6書類 ※但し今回の調査データは公表しない ・報告書 ・HP への掲載
(5)効果検証方法	計画	実績
	今プロジェクトに関わっていない第三者からの評価	大阪府高槻市都市創造部都市づくり推進課担当者より意見を頂いた。 ・実際に調査を行ったことは、課題を具体的に抽出するために必要な過程であった。 ・以前に利用した調査表との比較やこれまでの経験から述べているので出席者の意見には妥当性がある。 ・もっと活用できる形になれば自治体としても利用価値が高くなると思われる。

(6)評価	先進性	観光地のバリアフリー情報を提供の促進
	普遍性	移動制約を抱える人が観光を楽しめる社会の実現
	全国的な波及効果	評価ツールを活用する自治体や観光地が増加することで波及効果が評価できる
(7)改善策	情報を提供することに対するメリットの提示やヒアリング等を通じた改善	
(8)2020年又はそれ以降に向けた長期的展望	<p>2020年に向けて各地ではユニバーサルデザイン、バリアフリーへの取り組みは各地で加速的に促進されていくと考えられる。こうした状況の中で当団体として下記の項目のような内容を柱として取り組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価の公平性や中立性を担保するための枠組みづくりに協力(評価マニュアルの作成等)。 ・地元自治体や施設管理者等がバリア情報を明らかにすることへの抵抗感を払拭し、自己評価と関係者の協力を促すための方策に協力(プロモーションにつなげる好事例の公表等)。 ・当団体のHP等での一元的な情報提供への取り組み、観光案内所等との連携による相談体制の充実化に協力。 ・外国人対応についても的確な評価を行い、世界に先駆けたバリアフリー観光先進国としての発展につなげる。 <p>今後の事業展開:</p> <p>本事業は、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議において平成 28 年 8 月 2 日にとりまとめられた「中間とりまとめ」に記載されている施策に関し、具体的には「観光地のバリアフリー化」に対応している(下記、注参照)。</p> <p>この施策の具体化への協力を今後も引き続き、下記の点を柱として進めて行く。</p> <p>①「障害の社会モデル」の観点を踏まえた事業方針</p> <p>障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定など、日本社会も障害のモデルは「医療モデル」から「社会モデル」への変化に対応してきている。この点を踏まえると、観光における障害者の旅行機会の平等な提供、環境の整備は進みつつあると言えるが、バリアフリーではないから使えないといったサービス提供者の考えは未だすべて払拭されたとは言えない。従って、より多くの人の旅行機会が保証される環境を整えていくことを目指し、今後の事業では、評価ツールを当団体による観光地のバリアフリー調査や利用者への案内に活用するとともに、障害のある人が何を旅行時に求めているのか、施設のバリアフリー化とともに合理的配慮の提供の方法、サービス時の接遇等についても積極的に研修等を通じて観光関連事業者に伝える事業を行っていく。</p>	

	<p>②多様な人への対応と当事者参加の事業展開</p> <p>当団体ではこれまでも、観光地や施設のバリアフリー調査時や、利用者への相談時に障害当事者がスタッフとなって活動してきた。近年の傾向として、当初はスタッフ側も利用者側も、車いすを利用する人など肢体障害者が多かったが、次第に様々な人からの相談を受けられるようになってきた。スタッフも肢体障害者だけでなく、知的・精神障害や発達障害の人とともに活動するようになってきた。これまでの事業者へのアドバイスや接遇研修等では、主に車いす利用者を想定した内容が中心であったが、今後は多様な障害にどう向き合うかを考え、調査や研修のテーマの幅を広げ、可能であれば研修講師としても障害当事者によるレクチャーを組み入れていくなど行っていきたいと考えている。</p> <p>(注)</p> <p>「中間とりまとめ」Ⅲ-3-2)</p> <p>②観光地のバリアフリー化</p> <p>様々な移動制約を抱える人が訪れやすい観光地づくりに向け、個別の観光施設のみならず、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進する。</p> <p>(具体的施策)</p> <p>ー観光地のバリアフリー情報提供促進[国土交通省]</p> <p>i)関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数力所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現ーを目指す。</p>
(9)添付資料一覧	<p>「観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査」報告書</p> <p>調査データ(エクセルデータ)(参考のために提出するが公表しない)</p>

試行プロジェクトの実施内容詳細

(表、図、写真等も入れて具体的に)



事業の協力体制

①調査まとめに関する連携

- ・評価ツールに関する意見交換、事業等に関する打合せ(2017.2.20)
- ・報告検討会議(2017.2.28)

②現地調査

- ・打合せ等・広島バリアフリーツアーセンター(2017.2.17)
- ・石川県内(金沢市、小松市)におけるバリアフリー調査(石川バリアフリーツアーセンター) (2017.2.14~23)
- ・奈良県(奈良市)におけるバリアフリー調査(奈良元気もんプロジェクト) (2017.2.14~23)
- ・広島県(広島宮島地区、県北部地区、呉東広島地区、県東部福山・尾道地区)におけるバリアフリー調査(広島バリアフリーツアーセンター) (2017.2.15~23)

・報告検討会議(2017.2.28)

国土交通省 3号館 4F-AB 会議室 13:00~15:00

**「観光地のバリアフリー評価ツール
を用いたモデル評価・検証調査」
プロジェクト**

報告書

特定非営利活動法人 日本バリアフリー観光推進機構

目次

1. プロジェクト概要	125
1-1：プロジェクトの背景と目的	
1-2：日本バリアフリー観光推進機構について	
1-3：国土交通省「評価ツール」について	
1-4：「評価ツール」検証の必要性について	
2. 事業内容とスケジュール	129
2-1：各地における調査	
2-2：関係者との打合せ等	
2-3：報告・検討会議	
3. 論点整理と提言	140
3-1：評価ツールの検証	
3-2：課題解決法と改善案	
3-3：今後の活用についての意見、提言	
3-4：今後の事業展開について	
4. プロジェクトの検証結果と成果	144
5. 事業に対する検証、妥当性の検証	144

1. プロジェクト概要

1-1 : プロジェクトの背景と目的

日本バリアフリー観光推進機構は、全国で約 20 カ所のバリアフリー観光相談窓口（バリアフリースターセンター）のネットワーク組織の中心として機能する団体で、各地の会員は観光バリアフリー調査、利用者への相談、観光事業者や行政との連携による観光地のバリアフリー化を行い、全国的に統一された調査・相談のノウハウを蓄積し活動している。

国土交通省では平成 27 年度に「オリンピック・パラリンピックを見据えたバリアフリー化の推進に関する調査研究」（主要な観光地のバリアフリー化評価指標の検討）を行い、平成 28 年 4 月に「バリアフリー評価指標」（評価ツール）を公表するとともに、観光地を有する地方公共団体や観光協会等に周知・浸透を図り、自己点検による改善や情報公開によるアピールにつなげる取組みが進められているところである（評価ツールは国土交通省のホームページで公開されている）。この背景として、地方の観光地でどのようなバリアフリー化が求められているのか、また、どの程度進められているのかが把握できていないことに加え、観光地におけるバリアフリー情報の提供のあり方が明確ではないため、移動制約者にとってそれぞれの観光地がどの程度バリアフリー化されているのか、また、どのようなバリアが存在するのかを事前に知り、旅行先を選択することが困難なことなどがあげられる。こうした課題に対し、評価ツールを活用した情報提供を促すことで、だれもが安心して観光を楽しめる地域づくりに資することが可能になると考えられている。

当団体においては、これまでの調査手法やその考え方、当事者参加による調査やバリアフリー化への提言、利用者の個別的状況に応じた相談方法などの蓄積があることから、上記の調査において国土交通省の担当部局と課題意識を共有し、評価ツール作成における現地調査、調査票の作成、検討委員会での委員としての参加等、協力を行ってきたところである。

しかし、公表された評価ツールには、地方自治体等の自己評価作業に用いるには不足している点もあるのではないかと認識を当団体は有している。例えば、評価ツールにある調査項目が適切で施設等のバリアフリー化を実態に即して評価できているか、調査者の主観や恣意性に左右される結果を生むものになっていないか、調査時の注意点や利用法の説明が不足していないか、評価結果を地域のバリアフリー観光に反映させるための指針が明確にされているか等があげられる。

当団体ではバリアフリー調査においては調査員への事前研修、デモ調査研修等を行い、調査データは利用者への情報発信、相談に活用する仕組みを有している。これらの経験と知見を評価ツールの改善と活用に向けた検証、提言に生かすことで、広く観光地のバリアフリー化に寄与することになると認識し、今事業に応募した次第である。

1-2 : 日本バリアフリー観光推進機構について

日本バリアフリー観光推進機構は、現在正規会員 18 団体・個人、会友 7 団体からなる法人である。会員は各地でバリアフリー観光相談窓口（バリアフリースターセンター）を運営し、地域のバリアフリー状況の調査、観光バリアフリー情報の HP 等での発信、利用者からの相談受付、地元での宿泊施設等へのバリアフリー化改修アドバイス事業等を行っている。バリアフリー調査は、障害や観光時の状況は個人によって異なることを前提に、一人一人にあった相談対応を行うことを理念とした、「パーソナルバリアフリー基準」の考え方を共通の指針としている。観光地におけるバリアフリー調査は、「バリア調査」であり、バリアフリー化されているか否かではなく、どのようなバリアがあるのかを調べるのが基本となっている。このことで相談者の状況や不安に即した、適切な情報提供ができると考えている。当団体における調査は、例えば段差であれば段差の数、段差の高さ、幅などを計測し調査票に書き込む手法である。トイレについても、ドア幅や奥行きを計測、付帯設備の確認などを行う。写真も必ず撮ることになっている。

このような手法で収集された調査データはすべてホームページで公開されているわけではなく、旅行者からの相談時の資料としてスタッフが活用している。また、「パーソナルバリアフリー基準」の考え方では、ハード設備のバリアフリーだけでなく、バリアがあっても人的介助の体制が整っている施設、積極的に障害のある人を受け入れる意向の施設等を高く評価することとし、そうした施設のPRも行っている。また接遇研修、障害者差別解消法のセミナーなども行い、観光地での事業者や関係者の意識向上にも尽力している。このような活動の成果として、地元の観光施設の対応、ハードのバリアフリーにも取り組む姿勢などにも変化が見られてきているとの認識を持っているところである。

1-3 : 国土交通省「評価ツール」について

国土交通省では2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、地方の観光地のバリアフリー化を通じた受入環境の向上を図る重要性は理解されているものの、観光地におけるバリアフリー情報の提供のあり方が明確ではないため、移動制約者にとってそれぞれの観光地がどの程度バリアフリー化されているのか、また、どのようなバリアが存在するのかを事前に知り、旅行先を選択することは困難な状況にあるとの認識がある。

そこで国土交通省では平成27年度に「オリンピック・パラリンピックを見据えた観光地のバリアフリー化の評価に関する検討会」を設置し2020年型観光地づくりのための、バリア情報の発信といった、観光地のバリアフリー化促進に向けた目標や方策についてとりまとめるとともに、段差解消や多機能トイレの有無など、観光地における移動制約者の多様なニーズへの対応状況を把握するためのバリアフリー評価ツールを作成した。作成にあたっては、モデル地域（奈良県、富山県、石川県）を選定し、実地調査を行った。

実地調査にあたり、当団体は実地調査団体（調査団体：石川バリアフリーツアーセンター、奈良元気もんプロジェクト）のとりまとめとともに、基本となる調査票の作成、実地調査の実施、調査データの収集・分析等を行い評価ツール作成のための基本データとした。

また、作成した評価ツールはエクセル方式のもので、調査者がこのシートに従って観光施設等の状況を評価項目ごとに○×を記入することにより、自動的に調査対象とした地域全体のバリアフリー化の総合評価が点数で表示される仕組みである。

※参考：国交省プレスリリース2016.4.28 <http://www.mlit.go.jp/common/001129803.pdf>

評価ツール <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

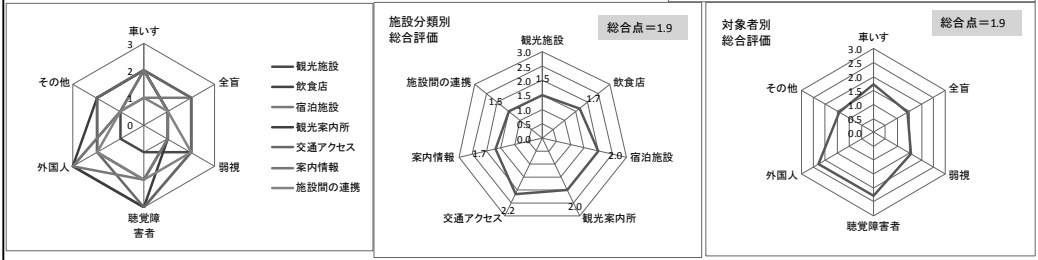
観光施設個別シート		対象者					
評価視点	評価項目	評価	対象者				
			車いす対応	視覚障害者対応 全盲 弱視	聴覚障害者 者対応	外国人 対応	その他の 対応
駐車場	障害者用駐車場の有無	○					
	駐車場から入口までの案内図の有無	○					
	駐車場から入口までの外国語案内の有無	○					
入口・通路	入口・通路の段差解消	○					
	通路上の梁や柱など危険個所の有無と注意喚起	○					
	施設内の配置図の有無	○					
段差解消	階段	○					
	スロープ	○					
	エスカレーター	○					
	エレベーター	音声案内の有無	○				
		車いすが無理なく入ることができる大きさ、車いすに配慮された操作盤	○				
		行先階等の表示の有無	○				
		行先階等の音声案内の有無	○				
トイレ	多機能トイレの有無	○					
	トイレ内配置の触知図の有無	○					
	乳幼児連れ用設備(ベビーベッド、おむつ換え等)の有無	○					
施設、展示場等の案内	車いすの高さからの視線を考慮した対応	○					
	聴覚情報(イヤホンガイド、アナウンス、音声案内)の有無	○					
	文字情報の充実	○					
	多言語表記の有無	○					
人的対応	外国人受入の実績	○					
	視覚障害者受入の実績	○					
	聴覚障害者受入の実績	○					
	外国人受入の実績	○					
	その他の障害者受入の実績	○					
	従業員への障害者対応研修実施の有無	○					
	評価点						
アピールポイント (自由記述)	記入例: 触れる仏像がある、音楽が楽しめる、眺めの良い広々とした車いすスペースあり						

総合評価
シート構成・利用方法

全体評価

施設	車いす対応	視覚障害者対応		聴覚障害者 対応	外国人 対応	その他の 対応	施設分類別 総合評価
		全盲	弱視				
観光施設							施設別の 総合点
飲食店							
宿泊施設							
観光案内所							
交通アクセス							
案内情報							
施設間の連携							
対象者別総合評価	対象者別の総合点						

次ページからの個別評価結果を基に、概要と点数を記入



	車いす	全盲	弱視	聴覚障害者	外国人	その他	総合評価
観光施設	2	2	2	1	1	1	1.5
飲食店	2	1	1	2	2	2	1.7
宿泊施設	1	2	2	3	3	1	2.0
観光案内所	2	1	1	3	3	2	2.0
交通アクセス	2	2	2	3	2	2	2.2
案内情報	2	1	1	2	3	1	1.7
施設間の連携	1	1	2	2	2	1	1.5
総合評価	1.7	1.4	1.6	2.3	2.3	1.4	1.8

— 評価ツールの内容 (国土交通省 HP からダウンロード) —

施設ジャンルごとに分かれた調査シートに項目に従って○×を入れる。評価欄の○の数から点数がでる仕組みとなっており、総合評価として調査箇所の地域が点数として表示される。(図の数字は見本)

1-4 : 「評価ツール」 検証の必要性について

当団体としては、評価ツールについて、以下のような意見を持っている。これらはこれまでの経験に基づく意見であり実証性に欠けるため本事業での検証を通じて、より具体的な提案を行うこととする。

- ・作成された評価ツールでは、各施設のバリアフリー化はある程度把握できるが観光地を線・面的に捉えた観光地のバリアフリー状況の把握が可能か。
- ・評価ツールは〇×方式になっており簡便に調査できる点は評価できるものの、趣旨や使い方の説明などが作成されていないため、調査者（評価者）の主観による判断が評価に影響するケースがあるのではないか。
- ・評価ツールによる情報収集のみで実際の観光者（利用者）に対する情報提供は十分であるのか。例えば、評価ツールに合わせて写真等の資料、過去の利用者の意見や受入実績の詳細も合わせて提供することや、個別相談でのアドバイスなどが必要になるのではないか。その段階に至るまでどのように評価ツール活用を組み込んで体制を整えていくかの検討が必要である。
- ・実地調査団体からは、基礎調査票で収集したデータと評価ツールで収集したデータが若干の乖離があるような印象を受けたことが指摘されている。この点がどこに起因するのか、評価ツールの項目を増やす必要があるのか、あるいは項目の表現の仕方の問題なのか等、再度評価ツールでの検証の必要性を指摘されている。

2	14	火	ダイワロイネットホテル	金沢
2	14	火	みよっさ・曳山展示館	小松
2	15	水	小松歌劇場(うらら)	小松
2	16	木	安宅ビューテラス	小松
2	16	木	勸進帳ものがたり館	小松
2	16	木	こまつの社	小松
2	16	木	わくわくコマツ館	小松
2	17	金	はくさん街道	金沢
2	17	金	尾小屋町鉱山資料館	小松
2	17	金	埋蔵文化財センター	小松
2	18	土	辰口まつさき旅館	小松
2	19	日		
2	20	月	金沢マンテンホテル駅前	金沢
2	20	月	加賀屋金沢店	金沢
2	20	月	金沢じわもん料理波の花	金沢
2	21	火	ルートイン金沢	金沢
2	21	火	大名茶屋	金沢
2	21	火	底引き割烹もんぜん	金沢
2	22	水	兼六園 (再検証)	金沢
2	23	水	金沢城址公園 (再検証)	金沢
2	23	木	ホテルルートイン美川	小松

調査日程

②奈良県(奈良市)

- ・調査団体：奈良元気もんプロジェクト

※奈良元気もんプロジェクトは平成27年度のモデル地域における実地調査で、基礎調査表を用いて調査を行った。基礎調査表は評価ツールを作成する際の元になっている。この理由から今回の評価ツールを利用しての検証調査を当該団体に依頼することになった。

※調査では平成27年度に調査した箇所(11)と新規調査箇所(5)で実施した。

- ・調査期間：平成29年2月14日～23日
- ・調査件数等：宿泊施設2、観光施設11、公共交通機関2、観光案内所1
 交通施設 JR奈良駅ほか
 観光施設 東大寺、春日大社ほか
 飲食施設 旬菜みかさ、菊屋ほか
 その他宿泊施設、案内所など合計16箇所の調査

- ・調査時の風景



③広島県（広島宮島地区、県北部地区、呉東広島地区、県東部福山・尾道地区）

・調査団体：広島バリアフリーツアーセンター

※広島バリアフリーツアーセンターは平成27年度のモデル地域における実地調査には関わっていない。そのため、評価ツールを今事業で初めて知った。初めて評価ツールに触れる団体が調査することで、他の2団体とは異なる知見が得られると思い、検証調査を当該団体に依頼することになった。

※調査では宮島地区（広島市内と市内からの移動含む）をはじめ、4エリアを想定しエリアごとに調査を行った。

※広島バリアフリーツアーセンターは評価ツールを今回初めて使用するため、ツールの説明、事業のこれまでの経緯、調査の仕方などを当団体から打合せにて説明し、ツールを利用した調査をデモ調査しながらレクチャーを行った。

・調査期間：平成29年2月15日～23日

・調査件数等：広島宮島地域13、県北地域7、呉東広島7、県東部地域11（計38）

・調査時の風景



2-2：関係者との打合せ等

事業遂行にともない、以下の打合せ、会議を行った。

日付	時間・場所	項目	出席者	内容
平成29年 2月17日	9:00～14:00 広島バリアフリーツ アーセンター会議室	プロジェク ト打合せ、レ クチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・中村崇、本岡孝一（広島バ リアフリーツアーセンタ ー） ・中村元（日本バリアフリー 観光推進機構） 	<p>下記内容について打合せ、評価ツ ール利用についてのレクチャーを 行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のスケジュール ・調査箇所確認 ・評価ツールの説明 <p>その他：評価ツールを利用したデ モ調査による習得も行った。</p>
2月20日	13:30～14:30 国土交通省総合政策 局安心生活政策課	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省総合政策局安心 生活政策課 ・中子富貴子（日本バリアフ リー観光推進機構） 	<p>下記内容についての打合せ、意見 交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトのスケジュール確 認と報告・検討会議の日程と内 容。 ・評価ツールに関する意見交換。 ・評価ツール活用における国土交 通省の考え方のヒアリング
2月28日	9:30～11:00 日本バリアフリー観 光推進機構事務所	打合せ、報 告・検討会事 前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・坂井さゆり（石川バリアフ リーツアーセンター） ・中子富貴子（日本バリアフ リー観光推進機構） 	<p>午後の報告・検討会に先立ち、石 川バリアフリーツアーセンターだ けが行った事業についてまとめ、 整理をするために打合せを行っ た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングした自治体の意見の とりまとめ。 ・昨年度の調査表と評価ツールの 違いなどの確認。
2月28日	13:00～15:00 国土交通省 3 号館 4F-AB 会議室	報告・検討会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・本岡孝一（広島バリアフリ ーツアーセンター） ・朝廣佳子（奈良元気もんブ ロジェクト） ・坂井さゆり（石川バリアフ リーツアーセンター） ・国土交通省総合政策局安心 生活政策課 ・中子富貴子（日本バリアフ リー観光推進機構） ・オブザーバー（高槻市 都市 創造部都市づくり推進課） 	<p>調査事業修了にあたり、各団体か らの報告と課題・検証に関する議 論を進めた。オブザーバーとして 大阪府高槻市都市創造部都市づく り推進課にも参加いただき、参考 意見と今事業の効果等についての 検証意見を頂いた。</p> <p>※会議での議論の内容は後述。</p>

2-3 : 報告・検討会議

検証調査事業終了後に、各団体からの報告と課題・検証に関する議論を進めた。会議の内容は以下の通りである。

会議では、各団体からの報告と評価ツールの課題点、課題を踏まえた改善点の提案が出され、国土交通省担当部局との意見交換も活発に行われた。また、オブザーバーとして大阪府高槻市都市創造部都市づくり推進課は、まちのバリアフリーマップの作成や評価ツールの活用の経験があることから、自治体としての意見等を頂いた。

会議での論点整理、今事業成果としての報告書(本書)作成にあたっての内容についての整理を行った。

報告・検討会

「観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査」プロジェクト

日時：2017年2月28日(火)

13:00~15:00

場所：国土交通省 3号館 4F-AB 会議室

参加者：

- ・広島バリアフリーツアーセンター 本岡孝一
- ・奈良元気もんプロジェクト 理事長 朝廣佳子
- ・石川バリアフリーツアーセンター 理事長 坂井さゆり
- ・国土交通省総合政策局安心生活政策課
- ・高槻市 都市創造部 都市づくり推進課 (オブザーバー)
- ・日本バリアフリー観光推進機構 事務局長 中子富貴子

議事次第：

1. 当会の趣旨説明等
2. 調査団体報告(各15分程度)
 - 2-1 広島バリアフリーツアーセンター
 - 2-2 奈良元気もんプロジェクト
 - 2-3 石川バリアフリーツアーセンター
3. 高槻市報告(10分程度)
4. 国土交通省総合政策局安心生活政策課
5. 意見交換
 - 評価ツールの使い勝手など
 - 項目の検討
 - 事前研修の内容
 - 今後の活用の仕方
 - 報告書への記載内容確認
6. 高槻市からの事業への意見
7. 事務連絡等確認
 - 各団体からの提出資料の確認など

議事内容：

開会 (13:00)

1. 挨拶、趣旨説明

中子より本日の会議参加への御礼と目的と趣旨の説明。

各参加者より、自己紹介。

2. 調査団体報告

(中子) 次第では各団体15分になっているが、後の議論に時間を使うため簡単に、各団体から調査の報告、調査の様子や印象などを報告して欲しい。

2-1 広島バリアフリーツアーセンター (本岡)

広島では4エリアに分けて調査を行い、38箇所の調査を行った。調査員は2名が中心になり、車いすの調査員が一部に加わった。案内所への調査では自治体の観光課などに申し入れ、調査の説明を行った。評価ツールの印象では、エリアごとに分けて結果を出したが、エリアごとに傾向がわかること、数字がでることわかりやすい。○×方式は用紙への記入が簡単という面があるが、どの程度のバリアフリーなら○にするのか判断に迷うケースも多かった。

2-2 奈良元気もんプロジェクト (朝廣)

奈良では奈良市を中心に、昨年度の調査箇所の一部に新規箇所を加えて16箇所の調査を行った。自治体には事前に話をして進めた。調査場所の選定は、奈良駅からルートを想定し、そのルートを回る際の立ち寄る施設という観点で行った。評価ツールの項目で問われている意味がわからないところが多いように感じた。また○×にする際の判断に迷うケースも多く、調査結果はあいまいな部分があるがそれでも数字になってしまっているのが怖い。項目が単純すぎる印象。

2-3 石川バリアフリーツアーセンター (坂井)

調査箇所は昨年度行った箇所(金沢)と新規に小松市で行った。金沢市は金沢駅の周辺に絞って調査した。両市とも市役所の担当課に連絡をいれ、必要な調査アポイントメントなどの協力をしてもらった。調査員は、シルバーと障害当事者でグループを組み行った。当センターでは評価ツールだけでなく、昨年度使用した基礎調査表も併せて利用した。昨年度の調査表も簡単なものだと感じていたが、今回の評価ツールはさらに簡単でどのレベルのバリアフリー化を○×にするのかわからなかったため、事前に相談し○×の基準を我々なりに線引きをした。

3. 高槻市

(中子) オブザーバーとして高槻市で行った調査についてお話をしたい。

(高槻市担当者) 高槻市では、昨年度に高槻駅周辺のバリアフリーマップを製作している。その関連で、このマップをベースにしてバリアフリー化の状況を評価ツールを使って評価してみようと思いき、有名な観光スポットではないが、歴史資源の残るエリアを選定し試験的に取り組んだ。評価ツールは判断に迷うケースが多かった。また項目にソフト面に対するものが少ないため、数値的な結果を出してしまうことでソフト的な対応がよい店舗などが低い点数になることが気になった。

4. 国土交通省総合政策局安心生活政策課

(国土交通省担当者) 国土交通省では平成28年4月にこの評価ツールを公開した。問題意識として、各地の観光地がどの程度バリアフリー化されているかわからないことや、観光地としてもどのようなバリアフリー化を求められているか把握できていないといった状況があり、こうした中で観光地の集客や施設整備に係わる関係者がバリアフリーの自己点検を実施し、必要な整備や情報提供を促すことが重要と考え、ツールを作成した。今後、評価ツールの普及、促進が必要だが、普及促進に向けた課題、改善点を知りたいと思っている。2月20日に決定された政府の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」でも国土交通省として観光地のバリアフリー化に取り組むことが記載されており、利用者が手軽に観光地のバリアフリー情報を見ることができるよう一元的な情報提供の実現なども考えていきたいと思っている。

(中子) この評価ツールに関しては、今度どのような取り組みの方向を考えていらっしゃるのか？

(国交省担当者) 評価ツールについては必要に応じて修正を行うとともに、普及・促進のために必要な評価者のためのマニュアル作成が必要と考えている。

5. 意見交換

(中子) 評価ツールについての課題など、それぞれ出していただきたい。

・評価ツールの使い勝手や項目、活用について

(坂井) ×の場合について、×にするとすべてがないように思われる。例えば自施設のトイレはないが同じ建物の別のトイレを使うことができるといったホテル内のレストランなどはどう評価するのか。補足説明ができるようにしたい。

(朝廣) この調査データをもとに利用者が訪れる前に見る情報とするのは無理だと思う。項目はもっときめ細かくてもよい。実際はバリアフリー化されていると思うのに点数が低くなるなど、状況との逆転現象がおきた。

(坂井) うちの調査でも逆転がおきている。障害当事者の調査員がこちらの施設の方がバリアフリー化されているし、受入もいつも親切だということところが、そうでない施設より点数が低くなっている。

(本岡) この調査の結果で案内や情報発信ができるという考え方だと使えないと思うが、○×でやりやすい点もあり、活用の仕方によってはバリアフリー化への意識のきっかけになるなどあると思われる。この結果に合わせてフォロー体制を考えれば活用の仕方はある。

(坂井) 小松には空港があり、そこから観光客は県内に散らばっていく。その時に問題になるのはバスや公共交通機関だが、この調査表では交通機関とアクセスの線が見えてこない。そもそも交通機関に対して普段から対応を訴えかけているが私たちの意見が届かない部分もある。公共交通機関の項目をもっと増やして、国交省からも働きかけて欲しい。評価ツールがあることで交通機関の調査がやりやすくなると思う。

(朝廣) 点数自体は必要なのか。奈良では寺社が多く砂利道がある。この評価ツールでは寺社はすべて得点が低くなってしまふ。そもそも寺社すべてをバリアフリー化する必要もなく、場所によっては事前連絡で対応してくれるところもあり、寺社も対応に努力している。そのような対応がこのツールでは表れないので、調査した私たちとしてはこのデータは公表できないと考えている。公表してしまうと点数が低いことでせっかく協力してくれたところに迷惑をかけてしまう。

(坂井) 同感。ソフト的な対応を入れるべき。このツールではいい施設でもダメなバリアフリーになってしまうのが怖い。例えば今回のデータを公開してしまえば、バリアフリー化に取り組もうという意識を萎えさせてしまう可能性もある。

(高槻市担当者) 高槻市でやった経験からも民間施設への調査は難しいと感じた。調査を了解するところはバリアフリー化に前向きなところなどが多く、結果としてそのような施設ばかりを調査することになりツール上の得点が高くなる可能性もある。また、もしバリアフリー化に取り組んだとしても、このツールの項目から漏れてしまう場合、取り組みの「見える化」ができないことや、項目にあっても総合評価には反映されない状況があり得るので、努力が見えるような形であって欲しい。

・事前研修の必要性や内容について

(坂井) 項目の○×の判断は難しかった。事前に研修か○×の評価基準を決めておくべき。調査員の主観が入りすぎる。我々はこれまで調査を行ってきた経験があるので自分たちなりの基準はあるが、全く初めての人は戸惑う。

(朝廣) 調査員間で決めるしかない。

・エリア内でのアクセスや移動の評価は可能か

(本岡) 施設間の移動を記入する表は、よくわからなかった。とりあえず書いてある項目を埋める作業でしかなかった。このツールで面的に状況はわからない。

(朝廣) 交通機関の調査シートの使い方がわからなかった。これだと駅の調査ができない作りではないだろうか。

(坂井) 交通機関を利用して移動する人にとってはこれは情報とはならないと思う。

・今後の活用の仕方

(朝廣) 見取り図をつけるようにした方が良い。

(坂井) 写真も必要。

(本岡) 確かに記入自体は簡単で使い勝手はよいが、調査のための許可をとるなどの手間もあり、それほど全体の作業は簡単ではない。また調査を断る(嫌がる)施設も多くある。

(国交省担当者) 高槻などではマップを作って集客に寄与したなどという事例はないか？

(高槻市担当者) マップによる集客への影響は、現実には把握が難しくわからない。しかし意識付けなどのきっかけになると思っている。ただ施設を自治体が評価することで民間施設へのメリットは何かを説明するのは難しいと感じる。評価すること自体や、評価ツールを活用したバリアフリー化に対して補助制度などがあると活用しやすい。

(坂井) 我々はすでにパーソナルバリアフリー基準の考え方で調査してきた経験があり、その経験から言えば、自治体の人からアポイントや許可の依頼をお願いすることも有効だ。自治体の担当者がいっしょに歩いてくれることもあり、現場の状況を知ってくれる、施設への働きかけもしてくれる、そういうことで地域全体の意識が同じ方向に向かっていくようになる。このツールもそういう活用の仕方がよいと思う。

(中子) これまでの議論から、評価ツールの項目には課題があるように思われる。実際、現場の意見とツールの結果の点数の逆転が起こるのは問題だと思う。報告書への記載も含めて、今回の調査データはどう扱うか？ 各地のバリアフリーツアーセンターではこれまで調査内容は整理して情報発信と相談にいかしているが、今回の事業はデータの公表自体は目的としていない。

(坂井) 今回も含めて、今のツールで調査したデータを公表するのは反対。また、この評価ツールが一人歩きしていくのは怖い。

(本岡) 取り組みへのきっかけとしては活用して欲しいが、仮に公開された数字を見た人が現実のバリアフリー状況を表していると思わないで欲しいと思う。

(朝廣) むしろ相談できる場所があるとか、案内所でどんな相談を受けているかとかいう項目も入れた方がよい。

(坂井) ツールの中にバリアフリーツアーセンターのような相談窓口があるかどうかの項目があれば、もう少しその地域が行きやすいとか質問できる場所があるとかわかると思う。

(中子) むしろ、このツールを使って取り組み始めたということの評価できるようにすればいいのではないか。観光地のバリアフリー化にはいくつかステップがあって、そのステップの最初に位置づけるなど。

(国交省担当者) このツールを使うこと自体は評価できると思う。これでステップ1という考え方もある。

(坂井) バリアフリー化に取り組む入口としてはよいもの。

(高槻市担当者) 高槻市でも試験的に使ってみたが、これをきっかけに民間の飲食店などが取り組みを増やしてくれればよい。

(坂井) 特に地方はどこでも高齢化でバリアフリー化自体はどこでも考えている。「2020」というキーワードは地域のバリアフリー化に拍車をかける大変強いキーワードになる。このキーワードとこのツールを使いこれまで対応が遅かった施設も含めて求めていける。障害というどうしても車いすのイメージが強く、飲食店で盲導犬と気軽に入れる店がまだ石川では少ない。観光客にとって地元の人のお薦めの店を聞いてそこにいって、もし入れなくても他の店もあり選択肢は多いのが普通だ。しかし、盲導犬と気軽に入れる店は少ないため、実際には存在してもなかなか地元の人には教えたがらない。それは、その店に人がいっぱいきてしまって自分たちの場所がなくなってしまうことを恐れてしまうからだ。もっと選択肢を多くして、入店できる店舗を増やすべきだ。この評価ツールの活用がそのようなことに活用できることを願っている。

(本岡) 現在の評価ツールでは地域間の比較は難しい。

(朝廣) 自己評価のためという位置づけも考えられる。調査データではなく、調査を行った自治体を公表するなどの方法もある。

・とりまとめ

(中子) これまでのご意見から、報告書には各自の意見を反映する形でまとめたいと思う。評価ツールの課題の整理、改善案、今後の活用の仕方の提案を作る。

6. 高槻市からの事業への意見

今事業の妥当性について検証するため、担当者から意見を頂いた。

7. 事務連絡等確認

各団体からの提出資料の確認などを行った。

閉会 (15:00)

会議添資料：「評価ツール検証による課題について」各団体からの意見

ツール記入について	広島バリアフリーツアーセンター	数値での評価は分かりやすく、施設のバリアフリー化を計ることが出来る。施設の対応優先順位が分かる。
	石川バリアフリーツアーセンター	飲食店・店舗の項目で入り口項目、駐車場からの建屋入り口と店内入り口と分けたら良いと思われる。
	奈良元気もんプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・○か×をつけるだけでやりやすい。 ・ただし、それだけで(○か×かだけで)役に立つのだろうかとの疑問。 ・数字(幅や高さなど)を入れる必要があるところは記入箇所がある方がいい。 ・設問の意味がわからないところが多々あった。 <p>Ex 空港、幹線鉄道駅における対応とは？ 最寄り駅から各観光施設等までの車いす移動経路の案内の有無。駅から各観光施設等までの経路の視覚障害者への案内の有無(点字ブロック、音声案内等) バス停から・・・も同等。</p>
調査項目について	石川バリアフリーツアーセンター	全体的に簡素化されており記載は簡単で良いが、内容は調査対象によっては不足かと考える。例えばホテルなどはロビーの情報なども必要かと考える。
	奈良元気もんプロジェクト	<p>不足している項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に活用を考えた項目になっていない。 ・多言語の内容を明記するほうがよい(単に多言語ではなく、案内所なら英、中、韓の案内人がいる、英、中、韓のパンフレットがあるなど) ・宿泊施設は調査項目が不足。部屋の内容、浴場のことなどを入れるべき。 ・駅の調査表に、タクシーへの項目がない。 ・すべてにおいて、盲導犬可かどうかの項目もほしい。 ・飲食店、ホテルなどについては、そもそもバリアフリー云々の前に「車いすでの受け入れは可能かどうか」の設問がある。バリアがあっても手厚く対応してくれるところもある。 <p>不要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅については、大きな駅を想定した設問になっているのでは。 ・①で記入した項目は不要。

		<ul style="list-style-type: none"> この項目だけで評価点をつけてしまうのはいかがなものか。たとえば寺社など案内情報がたくさんあればいいというものではない場所もある。あるいは、バリアフリーになっていないから悪いかというと、そうではなく、おもてなしにあふれているところもある。この評価を今後どうしようとしているのか？ 介助者がいる場合といない場合では変わってくるが、いと想定しているのか？
施設のバリアフリー状況と調査結果	広島バリアフリーツアーセンター	必ずしも評価と実際は合致していない。 施設にバリアがある際に、従業員・ボランティアガイド等の対応でバリアを賄っている所は評価が低くなってしまふ。
	石川バリアフリーツアーセンター	バリアフリー対応の部屋などは完備しているのに公開していないホテルが多い。実地調査だけでなく聞き取りする事でより明確な返答を頂く事ができ、実際に開示されていないバリアフリー対策が実は出来ている（お手伝いが必要な時は声をかけてもらったり、事前連絡により対応してもらえ）ことが多いことを知ることが多々ある。
評価ツールに組み合わせるべきもの	広島バリアフリーツアーセンター	写真・施設（or 案内所 or バリアフリーセンター）の問合せ連絡先
	石川バリアフリーツアーセンター	聞き取り調査、事前研修、写真
	奈良元気もんプロジェクト	日本BF観光推進機構の調査用紙
評価ツール利用時の調査員への事前研修	広島バリアフリーツアーセンター	ツールとしては、誰でも判断・記入できるように、基準を〇×で決めており、講習を受けなくても作成できる。しかし評価の一貫性・他所との比較を考えると、調査員は一定の講習を受けるのが望ましい。
	石川バリアフリーツアーセンター	<ul style="list-style-type: none"> 的確な調査を実施するためには事前に調査員の意識や考え方、調査目的を明確に理解するための研修が必要である。 高齢者、障害者目線での調査方法の事例を用いて研修する。 個々の考え方での調査になり、統一した見解での情報収集が困難である。また記載に関しても理解の仕方によって記載情報に違いが出る。
	奈良元気もんプロジェクト	事前研修は必要。何をポイントにチェックすればいいのかわかりやすく把握すべき。スロープや長さなどは具体的に計測すればいいので、そんなに主観が入ることはないと思うが、障害のことはやはり当事者に直接体験してもらったが一番よくわかる。
案内や相談への活用	広島バリアフリーツアーセンター	<ul style="list-style-type: none"> 相談して頂いた方に、観光地・宿泊等を提案する際のファーストチョイスに利用できる。 今回の評価ツールでは、「バリアを明らかにする」「相談者に満足な旅を提案する」というパーソナルバリアフリー基準とは目的が異なっている。評価ツールが全く使えないわけではないが、旅行の相談の際に評価ツールでの提案は出来ない。
	石川バリアフリーツアーセンター	<ul style="list-style-type: none"> 大変簡素化されているツールなので急な問い合わせ時の確認用には良いかと思う。ただし現状では必要項目の見直しが必要かと考えられる。 調査項目が少ないので一つ一つの内容について調査員全員の調査前の打ち合わせがしやすい。しかし、情報量が少なく発信した場合、お問い合わせに対応できるか不安である。
	奈良元気もんプロジェクト	不十分すぎて使えない。日本BF観光推進機構の調査用紙は、観光客が実際に交通機関を使ってやってきて、そこから観光先を回ることを考え

		た、当事者の立場にたった内容になっているが、今回の評価ツールは何を目的にしているのかが見えない。何をどう示したいのか、中途半端な気がする。
参加した障害当事者の意見	広島バリアフリーツアーセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・人の対応が評価できないので、実際使いづらいのではないか。 ・施設・観光地の傾向が分かるのは良い。 ・飲食店の点数がどうしても低くなる。 ・調査しないよりは調査した方が100倍まし。
	石川バリアフリーツアーセンター	私自身が車椅子の為、似た立場の方に必要な介助や配慮にはある程度、理解があるため聞き取り内容が明確であった。また直接、施設の方とお話しすることでお互いに理解が深まったと感じる。しかし、同じ立場以外（視覚障害、聴覚障害）の方に対する必要な配慮や介助は何なのかは解らない事であり、細かな聞き取りをするには、事前研修が必要であると思われた。
	奈良元気もんプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者用トイレに背もたれがなくなっているところが多いが、あった方が使いやすい。 ・車いす専用駐車場は横のスペースはとれているが、縦のスペースが短いところが多く、結構危険である。 ・駅内のエレベーターは端に設置してあり、距離が長い。 ・各ジャンル（交通、案内所、宿泊施設、観光施設、飲食施設）などを同じように調査することは大事だが、障害者の方々からも特に飲食施設をもっと知りたいという意見があった。どこかに食事に行きたいと思っても、今まで何度も断られているとのこと。まず駅周辺で調べてみるなどが有効ではないか。

3. 論点整理と提言

報告・検討会における議論を元に、論点整理と評価ツール活用についての提案を行う。

3-1：評価ツールの検証

主な検証項目とそれに対する検証結果は以下の通りである。

- ・観光地を線・面的に捉えた観光地のバリアフリー状況の把握は可能か。
⇒現行の評価ツールではエリア全体の傾向や評価は難しい。個別施設の項目の精査とともに、それらを基礎としてエリアのアクセスについて評価する項目を追加するなど検討すべきではないか。
- ・評価ツールは〇×方式になっており簡便に調査できる点は評価できるものの、趣旨や使い方の説明などが作成されていないため、調査者（評価者）の主観によって評価が異なってくる可能性があるのではないか。
⇒〇×方式の記入は誰でも取り組めるなどの利点があるが、〇×の基準は明確にするべき。調査者が判断に困るケースが多い。また、事前の研修等が必要。
- ・評価ツールによるデータは観光者（利用者）に対する情報提供は十分か。
⇒現行の評価ツールのデータは公表しても詳細な現場の状況を反映したものにならないのではないかと。写真資料、聞き取り作業、調査項目の追加などが望まれる。

上記に各団体から出された課題を加え、整理すると以下のようなになる。

評価ツールの課題

- ①〇×方式の記入は簡単でバリアフリー調査を行う人にとっては簡便で使いやすいが、調査項目（設問）が不足している。意味が伝わらない場合等も多いのではないかと。
- ②調査者によって〇×の基準が明確でなく、主観がはいる可能性があり、また調査者が判断に迷うケースが多く想定される。
- ③評価ツールで調査したデータは、現状を反映していないケースもあることから結果の公表に対して、施設側に抵抗感もあるのではないかと。
- ④聞き取り調査や写真データなどを記載する欄が必要ではないかと。
- ⑤数値的な評価を下すことに抵抗がある。また観光エリアのとらえ方が評価主体によってまちまちになるので地域間の比較が難しいのではないかと。
- ⑥調査地域へのアクセス方法や移動手段については、調査したデータからは読み取れないのではないかと。

- ⑦調査を受け入れる施設にばらつきがあり、調査ができる施設はバリアフリー化に熱心なところが多くなり、結果的に数値が上がるという選択バイアスがあるのではないか。
- ⑧人的対応や受入姿勢（おもてなし意識）が評価しにくく、その結果が点数に反映されづらいのではないか。
- ⑨段差等のバリアがある観光地（寺社など）の点数が低くなるのではないか。
- ⑩現地相談窓口等での案内に活用することやインターネット等を通じて旅行者に施設の詳細情報を伝えるツールとしての位置づけは〇×のみの評価では難しいのではないか。

3-2：課題解決法と改善案

上記の課題から、解決法・改善案は以下の通りである。

評価ツールの改善案

① 項目の精査

- ・追加項目と削除する項目の検討

例) アクセスや移動に関する調査項目の検討

例) 人的介助や受入姿勢を評価する項目が必要

例) 相談窓口の有無、バリアフリー情報の発信の有無の項目が必要

- ・調査者にわかりやすい表現が必要

② 評価の基準

- ・〇×の評価基準をある程度明確にする

- ・例示などを提示しマニュアル等で説明

③ 評価ツール以外に必要なものを追加する

- ・調査データとともに聞き取りを行う

- 写真データが必要（例：経路やトイレの写真など）

④事前研修

- 調査委員に対する事前研修を行う
- その際、障害当事者の参加や共有化が必要

⑤評価ツールの位置づけ

- 評価ツールを利用することでバリアフリー化への取り組みを始める意識付け、きっかけとして活用する
- 評価ツールの利用後は評価結果を各種計画づくりにあたっての参考とすべき

3-3：今後の活用についての意見、提言

以上、上述したとおり、評価ツールは観光地においてバリアフリー化に取り組むはじめのステップとして評価されるべきものと考えられる。

一方、今回の検証調査では現行の評価ツールで調査したデータについては、ソフト面の対応が反映されづらい等として、公表をためらう意見もあったため、本報告書では個別施設の評価結果の公表は行わないこととした。

バリアフリー化にまだ意識が遠い施設や、障害のある人の受け入れを断るような施設が存在していることを考えると、評価ツールの役割はそうした意識の払拭、取り組みへの働きかけとしても有効なものと考えられる。

今後は、本課題分析等を通じて、評価結果の公表が観光地にとっても利用者にとっても有効なものになるよう、必要に応じて評価ツールの改善を行うとともに、評価者が客観的な評価方法を身につけるためのマニュアル等の整備が求められる。また、将来的には利用者が各観光地の評価を手軽に比較できるようなポータルサイト等を用いた情報提供を充実させていくことも重要である。

また、評価ツールによる情報提供だけでなく、観光地のバリアフリー化に向けた取組み内容（注1）や、バリアフリーに関する観光相談窓口（注2）といった付加情報も、利用者にとって重要であるとともに、これらも適切な方法・タイミングで評価結果とあわせて公表することは、観光地側にとっても評価結果の公表に向けたインセンティブになると考えられ、こうした方策もあわせて検討することが望ましい。

（注1）

バリアフリー化や集客に向けた協力体制がある。勉強会や研修会が行われている。マップなどの作成が行われている。

（注2）

地域内にバリアフリー観光の相談窓口がある。バリアフリー情報を公開している。観光案内所でバリアフリーの案内がある。その他、配慮の必要な利用者へのサービスを行っている。

3-4：今後の事業展開について

本事業は、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議において平成 28 年 8 月 2 日にとりまとめられた「中間とりまとめ」に記載されている施策に関し、具体的には「観光地のバリアフリー化」に対応している（注3）。

この施策の具体化への協力を今後も引き続き、下記の点を柱として進めて行く。

①「障害の社会モデル」の観点を踏まえた事業方針

障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定など、日本社会も障害のモデルは「医療モデル」から「社会モデル」への変化に対応してきている。この点を踏まえると、観光における障害者の旅行機会の平等な提供、環境の整備は進みつつあると言えるが、バリアフリーではないから使えないといったサービス提供者の考えは未だすべて払拭されたとは言えない。従って、より多くの人の旅行機会が保証される環境を整えていくことを目指し、今後の事業では、評価ツールを当団体による観光地のバリアフリー調査や利用者への案内に活用するとともに、障害のある人が何を旅行時に求めているのか、施設のバリアフリー化とともに合理的配慮の提供の方法、サービス時の接遇等についても積極的に研修等を通じて観光関連事業者に伝える事業を行っていく。

②多様な人への対応と当事者参加の事業展開

当団体ではこれまでも、観光地や施設のバリアフリー調査時や、利用者への相談時に障害当事者がスタッフとなって活動してきた。近年の傾向として、当初はスタッフ側も利用者側も、車いすを利用する人など肢体障害者が多かったが、次第に様々な人からの相談を受けるようになってきた。スタッフも肢体障害者だけでなく、知的・精神障害や発達障害の人とともに活動するようになってきた。これまでの事業者へのアドバイスや接遇研修等では、主に車いす利用者を想定した内容が中心であったが、今後は多様な障害にどう向き合うかを考え、調査や研修のテーマの幅を広げ、可能であれば研修講師としても障害当事者によるレクチャーを組み入れていくなど行っていきたいと考えている。

（注3）

「中間とりまとめ」Ⅲ-3-2)

②観光地のバリアフリー化

様々な移動制約を抱える人が訪れやすい観光地づくりに向け、個別の観光施設のみならず、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進する。

（具体的施策）

ー観光地のバリアフリー情報提供促進[国土交通省]

i) 関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現ーを目指す。

4. プロジェクトの検証結果と成果

今プロジェクトの成果として、本書（報告書）を位置づけ、各関連機関に配布する。
また、当団体HP からリンクでダウンロードできるようにする。

関連機関の例：

国土交通省、各地のバリアフリースペースセンター、関係地方自治体等

5. 事業に対する検証、妥当性の検証

今プロジェクトに対する検証として、報告・検討委員会にオブザーバーとして参加した大阪府高槻市都市創造部都市づくり推進課担当者より意見を頂いた。

- ・実際に調査を行ったことは、課題を具体的に抽出するために必要な過程であった。
- ・以前に利用した調査表との比較やこれまでの経験から述べているので出席者の意見には妥当性がある。
- ・もっと活用できる形になれば自治体としても利用価値が高くなると思われる。

以上

「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに
必要な評価基準作成を目的とした事前調査事業

一般社団法人コ・イノベーション研究所

**「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査(ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査)」
試行プロジェクト業務報告書**

プロジェクト名	「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに必要な評価基準作成を目的とした事前調査事業
実施者	一般社団法人コ・イノベーション研究所

試行プロジェクトの概要

(1)目的	<p>今回申請する事業では全体計画の中の①「指標開発」を目的とした事前調査を事業の対象としています。</p> <p>① 障害者理解研修・教育(こころのバリアフリー・行動変容)に関する指標を開発 ② 指標を達成するためのモデルカリキュラムを開発 ③ カリキュラムの評価指標の開発 ④ 各指標に関する知見の普及・啓蒙 ⑤ 共生化社会実現を目的としたこころのバリアフリー研修・教育を実施できるインストラクターを養成</p> <p>※積極的に障害者を取り込み、障害当事者が講師として活躍できるようにするとともに、障害者雇用の増加につなげる。</p>	
(2)実施内容	<p>本施行プロジェクトにおいては、「障害者理解研修・教育(こころのバリアフリー・行動変容)に関する指標を開発」するための、事前調査を実施する。</p> <p>1. ロンドン大会の事後調査 2. 障害理解教育に関する先行研究調査・聞き取り調査 3. 指標作成のための聞き取り調査 4. 提言書の作成 5. 効果検証に関する聞き取り調査 6. 提言書の修正</p>	
(3)実施日程	平成29年2月10日～平成29年2月28日	
(4)成果	計画	実績
	<u>提言書</u>	<u>提言書</u> 評価のためのロジック・モデル(例)
(5)効果検証方法	計画	実績
	<u>専門家へのヒアリング</u>	<u>専門家へのヒアリング</u>
(6)評価	先進性	<p><計画> ロンドンパラリンピックでは、「人々の態度や認識に影響を与え、障害者に対する態度を変えること」がレガシーとして掲げられたが、先行研究では、一般の障害者に対する態度・認識・行動変容にはつながらなかったことが示唆されている。本施行プロジェクトでは、共生化社会の実現に必要な行動変容を指標開発のキーにしており、本施行プロジェクトの実施により、ロンドンパラリンピックを踏まえ、共生化社会の実現をレガシーとして掲げる東京オリンピック・パラリンピックのキーとなるこころのバリアフリー推進に寄与することができる。</p> <p><実績></p>

		<p>1. 調査を通してロンドン大会、リオ大会ともに共生社会の実現というレガシーに失敗したことが判明した。専門家への聞き取り調査を基に、パラリンピックのレガシーとして実施する共生社会の実現が、構造的に持つ課題を明確にし、提言書で指摘した。これまでに英国の障害者福祉施策とロンドン大会の課題を関連付けて指摘した国内資料はほとんどなく、先進的な成果物であるといえる。</p> <p>2. これまでの先行研究や、聞き取り調査を基に、社会的インパクト評価のツールセットを活用して、共生社会の実現に向けたロジック・モデルを成果物として提出した。心のバリアフリーと共生社会の実現を、プロセスを細分化して視覚化した事例はこれまでにない。</p>
	普遍性	<p><計画> 各カリキュラムの評価ではなく、行動変容に関する指標を開発することで、2020年以降も、学習指導要領の改訂にもとづく教育の推進、企業での研修の推進に寄与することができる。</p> <p><実績></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロンドン大会、リオ大会のレガシーの失敗要因を構造的に解析し、提言書に盛り込んだ。この事実は、国内でまだ広く知られておらず、国内に普及・啓蒙することで、全国での共生社会への取り組みを行っている個人・団体の意識変容が可能である。 2. 評価作成のためのロジック・モデルは、多岐の分野にわたる共生社会の実現のために、2020年以降も活用が可能である。 3. ロジック・モデルにより、多様な利害関係者にとっての共生社会実現へのコンセンサス形成が可能と判明した。これにより、企業、学校だけでなく、地域、当事者、行政を巻き込んだ共生社会モデルの構築に寄与が可能である。
	全国的な波及効果	<p><計画> 開発した指標を公開することで、さまざまな団体が広く活用できる。これにより、成果を全国に波及することができる。本施行プロジェクトでは、株式会社産業経済新聞社と連携することにより、メディアを活用した周知・広報が可能となり、成果の啓蒙を促進することができる。</p> <p><実績> 今回の調査結果や開発したロジック・モデルを公開することで、さまざまな団体が広く活用できる。これにより、成果を全国に波及することができる。本施行プロジェクトでは、記事化の日程は明確ではないが、株式会社産業経済新聞社の取材を受けた。これにより、メディアを活用した周知・広報が可能となり、成果の啓蒙を促進することができる。</p>
(7)改善策		<p>今回の調査によって、パラリンピックのレガシーとして共生社会の実現をかかげる構造的な課題が判明した。得られた知見の全国的な波及は急務であり、現実的な実行手段を検討する必要がある。</p> <p>今回の調査では、車いすを使用する肢体不自由障害者のみを、評価のためのロジック・モデルを作成するための聞き取り調査の対象とした。今後は、他の障害種別にも聞き取り調査の対象を広げ、障害種別を限定しないロジック・モデルの開発</p>

	<p>を実施する必要がある。</p>
<p>(8)2020年又はそれ以降に向けた長期的展望</p>	<p>今回の試行プロジェクトで指標開発のための事前調査が終了した。今後は下記の通り、事業を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の開発 <p>※今回の試行プロジェクトでは聞き取り調査の対象を限定したが、今後のプロジェクトにおいては対象を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルカリキュラムの作成 ・フィールド調査による指標とカリキュラムの検証 ・心のバリアフリープログラムのファシリテーター要請 <p>※モデルカリキュラムの作成により、それらを実施するファシリテーターの養成が可能となる。ここに障害のあるファシリテーターを要請することで、心のバリアフリー教育における新たな雇用の創出を図る</p> <p>詳細な事業計画については【2020年及び2020年以降までの実施計画】に記載する。</p> <p>本事業実施により、中間とりまとめに記載される下記の施策の推進が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 ●すべての教員が「心のバリアフリー」を理解 ●高等教育(大学)での取組 <p>本試行プロジェクトの成果物である提言書では、心のバリアフリー教育が実施者の意図に反し、障害の医学モデルを強調してしまう構造を指摘した。本提言書が公開され、その知見が広まることにより、先行研究が指摘したリスクを回避し、障害の社会モデルの理解を基本とした心のバリアフリー教育が促進されることが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開 <p>本事業計画では、障害者ファシリテーターの養成が含まれる。心のバリアフリー教育における障害当事者ファシリテーターの役割は大きい。十分な教育が必要であり、モデルカリキュラム作成後に、ファシリテーター養成を行うことで、2020年度の学習指導要領改訂以降に活躍できる人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施 ●障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 <p>本試行プロジェクトの成果物として提出した評価のためのロジック・モデルは、教育の実施者を含めた利害関係者の理解を深めることが期待される。企業における心のバリアフリー教育自体に対する理解の促進により、導入環境が改善されることで、社員教育の促進に留まらず、理解を深めた企業による障害者雇用の促進が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動 <p>本試行プロジェクトの成果物として提出した提言書では、ロンドンパラリンピックの事後調査を通し、パラリンピックのレガシーとして共生社会を実現することの課題や、障害理解教育に関する先行研究を通した障害の医学モデルを強調する教育</p>

	の構造を、明確に提示した。 これらが公開されることにより、国民全体に広く心のバリアフリーに関する知見が普及されることが期待される。
(9)添付資料一覧	提言書 ロジック・モデル(案)

【2020年及び2020年以降までの実施計画】

No.	事業枠組み	内容	達成目標	実施時期
1	事前調査	先行研究及び専門家聞き取り調査を行い、指標の選定、開発の指針を決定する	指標開発のための方針が決定している	2017年2月
2	指標の作成	事前調査を元に指標を作成する	指標が開発されている	2017年3月から6月
3	モデルカリキュラム作成	指標を達成するためのカリキュラムを開発する	指標を達成するためのカリキュラムが開発されている	2017年7月から9月
4	実地調査、評価	開発したカリキュラムを用いた実地調査を通して、指標、カリキュラムの評価を行う	開発したカリキュラムを企業、教育などの現場で実践し、評価を行うための調査を行う	2017年10月から2018年3月
5	指標、カリキュラムの再検討	実地調査の結果を元に、指標、カリキュラムを再検討する No.4 実地調査とNo.5 再検討は複数回実施する	指標、カリキュラムが評価結果を元に改善されている	↓
6	指標、モデルカリキュラムの確定	指標、カリキュラムを確定する	指標、カリキュラムの開発が終了している	
7	公開、普及	開発した成果を公開し、一般への普及を行う	成果物を一般公開し、普及する仕組みが整っている	2019年度
8	人材育成	「こころのバリアフリー教育・研修」を実施できる人材を育成する。障害当事者を講師として育成することで新たな障害者雇用につなげる	育成した人材が、各所でこころのバリアフリー教育・研修を行う	2020年度及び2020年度以降

オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査
(ユニバーサルデザインの社会づくりに向けた調査)
試行プロジェクト

「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに
必要な評価基準作成に関する提言書

2017年2月

内容

エクゼクティブ・サマリー.....	153
イントロダクション.....	155
1. 過去のパラリンピックの結果と考察.....	157
1-1.ロンドン大会の反省.....	157
1-2.リオ大会のレガシー.....	160
1-3.高度競技化に伴う影響.....	161
2. 障害理解教育に関する先行研究調査.....	162
2-1.障害理解の発達段階とプログラミング.....	162
2-2.学校における障害理解教育.....	164
2-3.企業における障害理解研修の現状.....	165
3. 現在実施されているプログラムのリスク.....	167
3-1.ステレオタイプのイメージが生成されるリスク.....	168
3-2.障害をネガティブに捉えてしまう・多様性を理解できないリスク.....	169
3-3.超人的な能力など一般の障害者と異なる認識をもつリスク.....	170
3-4.障害当事者への聞き取り調査によって指摘されたリスク.....	170
4. 心のバリアフリー教育・研修に必要な評価基準作成に関する提言.....	172
4-1.提言の背景.....	172
4-2.社会的インパクト評価のツールセット.....	174
4-3.評価基準の在り方とロジック・モデルの作成事例.....	175
4-4.評価基準についての効果検証.....	176
5. 総括.....	179
研究方法.....	180
参考・引用文献.....	180

エグゼクティブ・サマリー

今回の提言書作成において、文献研究と聞き取り調査を実施した。その結果、特に留意すべきことは以下のことである。

1. パラリンピックのレガシープランをそのまま実行に移すだけでは共生社会の実現は困難

一般的には2012年のロンドンパラリンピック(以下、ロンドン大会)は成功したとされている。しかし、英国政府の評価と民間による調査(障害当事者の評価)では結果に乖離がある。当研究所では、ロンドン大会の評価に携わった専門家に対する聞き取り調査を実施した。その結果から、パラリンピックのレガシーはロンドン大会、リオ・デ・ジャネイロ大会(以下、リオ大会)とも2連続で失敗していることがわかっている。

本来、国の施策として数十年かけて取り組むべき共生社会の実現を単一のメガイイベントであるパラリンピックにレガシーとして盛り込み、数年で実施すること自体に無理があるという指摘がある。パラリンピックの誘致から実行までの間に起こる外的要因(経済環境の変化など)にも懸念がある。

パラリンピックまでの一定期間で相応の結果を出すためには、過去の大会から得られる教訓とアクション&レガシープランの抱える問題点に配慮したうえで適切な取り組みを行う必要がある。

2. 現在行われている心のバリアフリー教育・研修では、逆に障害者への偏見が助長される危険性がある

心のバリアフリー教育・研修はこれまで障害理解教育として随分行われてきているが、その理解は十分定着していない現状がある。「障害者は能力が劣る」「障害者はかわいそう」もしくは「障害者は特別な能力がある」など、障害者の能力を過小もしくは過大評価する教育・研修は、障害者に対するステレオタイプなイメージを形成し、偏見を助長する危険性があることは30年前から指摘されている。こうした現状や先行研究の結果も踏まえずに教育・研修が行われることには弊害の恐れがある。

パラリンピックの開催決定以後、教育・研修は盛んになってきている。しかし、パラリンピックが高度に競技化した今日ではパラリンピアンと一般の障害者の間に乖離が生じている。パラリンピアンに対する理解に留まらず、一般の障害者への理解浸透に繋がるような心のバリアフリー教育・研修とする配慮が求められる。

心のバリアフリーを達成するためには、障害理解の発達段階を登らなければいけないが、そのためには、適切な研修・教育内容が必要である。現在行われているプログラムは研修・教育内容の適切さという観点ではなく、講師が障害者であることだけを理由に行われるものもある。これでは広く一般の障害者に対する適切な理解とはならない。障害当事者に対する聞き取り調査では、適切な講師となれるような障害当事者の育成も指摘されている。

3. 評価作成に関する提言

東京大会のアクション&レガシープランである共生社会を実現するためには、心のバリアフリー教育・研修が適切に実施される必要がある。それには、教育・研修自体が適切であるかを評価する評価基準が求められる。当研究所は心のバリアフリー教育・研修が適切に行われるよう評価基準

を作成するに当たり必要とされる基本的な考え方を提示する。

先行研究に見られるように、従来の評価は態度を基準とするものである。例えば、「障害者と〇〇したいと感じますか？（〇〇＝一緒に働きたい、交流したいなど）」といった自己評価式のアンケートで実施するもので、回答者のバイアスが除けない、障害者の多様性に対応していない、態度によって行動が完全に説明できるわけではない、など問題が多い。また、「障害者と・・・？」という設問自体が障害の特別視につながるため、障害の社会モデルを尊重する心のバリアフリー教育の指標としては適当でない。先行研究では、心のバリアフリー教育の目的として行動の発現が設定されているが、共生社会は発現した行動が持続した結果として実現するものであるため新たな尺度が必要となる。

当研究所は、適切な心のバリアフリー教育・研修が持続的な行動を促し、結果として共生社会の実現となるような定性・定量的な評価基準の在り方を提言する。まず、曖昧な定義で語られる共生社会をステークホルダーごとに明確化する。そのうえで、達成に向けての詳細なロジック・モデルを構築し、達成段階ごとに評価基準を視覚化する。ロジック・モデル構築ではそのプロセスにおいてステークホルダー間のコンセンサスを形成することもできる。

本提言を導入した場合の効果として、企業での取り組み促進が挙げられる。従来、企業における心のバリアフリー研修導入の要因は障害者に対するコンプライアンス対策として行われるケースが多い。研修費用はコスト部門の経費と見做され、十分な時間も割いてもらえないため、心のバリアフリー達成に至らないケースも多い。ロジック・モデルを導入することで企業はその効果、具体的な利益に着目することができる。障害者を含むダイバーシティの実現、ダイバーシティ社会に適応する企業経営として前向きに取り組んでもらえる可能性がある。

ただし、これだけでは企業の心のバリアフリー研修導入の動機づけには十分ではない。今回提言したロジック・モデルを作成し、その効果に関する評価基準を達成した企業を評価する仕組みが行政側にもあれば企業にインセンティブが働く。

今回の試行プロジェクトでは、基本的な考え方と参考事例を提示する（添付資料『「心のバリアフリー研修」のロジック・モデル作成による評価指標作成（例） ●小売業・サービス業（店舗）編』参照）。こうしたものをもとに仮説検証のうえ、行政側が施策として取り上げられるような体制作りが求められる。施策とすることで行政側が企業の積極的な研修導入を促進することが可能となると考えられる。

イントロダクション

これらの提言をするに至った経緯と研究

2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピックに向け、社会的影響を計画的に後世に残すため、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会はアクション&レガシープランを作成し、実行している(東京オリンピック・パラリンピック組織委員会, 2016)。その一部に、「パラリンピックを契機とした共生社会の実現」が挙げられ、共生社会実現のために、「心のバリアフリーの理解・定着促進」が掲げられている。

心のバリアフリーは「知識不足、認識不足、誤解、偏見、経験不足などが原因で、対等に、人格を尊重して付き合えない…というような心のバリアを解消すること」と定義され(徳田, 2005, p. 8-10)、学術的用語である「障害理解」とほぼ同義であると理解されている。心のバリアフリーは共生社会の実現のための基礎をなすものとみなされており、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議(2016)の提示した「中間とりまとめ」では繰り返し心のバリアフリーの実現の重要性が示唆されている。

<課題認識>

このプロジェクトにおいて、当研究所が問題だと考えているのは以下の2点である。

- (1) 最も成功したと評価されているロンドン大会において障害者に関して共生社会の実現に不利となる事後調査結果が報告されている。
- (2) 教育・研修カリキュラム及びその効果に関する明確な評価指標がない。

(1) ロンドン大会の事後調査

最も成功したといわれるロンドン大会においては「人々の態度や認識に影響を与え、障害者に対する態度を変えること」がレガシーとして掲げられていた。Ipsos MORI(2012)によって、大会直後に一般人を対象に実施された調査では、障害者へのイメージが改善したと答えた方が81%と報告されている。しかし、Scope(2014)によって実施された民間の障害当事者に対する調査では、大会後の障害者への態度について「変化を感じない(53%)」「悪化した(22%)」という結果が出ており、「改善した(9%)」を大きく上回り、一般人を対象とした調査結果と相対する結果となっている。Scope(2014)では、以下のような報告もなされている(表 1)。

表1 イギリスで行われた調査(Opium, 2013 及び 2014, Scope, 2014 の調査報告より抜粋)

における心のバリアフリーに関する質問内容とその回答

質問項目	質問に対して肯定的な回答をした割合	調査期間	調査対象条件	標本数(人)	調査方法	参考
障害者に話しかけるときの不快感を感じる	67%	2014/4/11～4/14	障害のない人(18歳以上)	2001	オンラインインタビュー	Opnium(2014)
障害者は、障害のない人よりも生産的でないと考えられる傾向がある	38%	2013/11/11～11/19	障害のない人(18歳以上)	2081	オンラインインタビュー	Opnium(2013)
障害者は、何らかの偏見に直面している	85%	2013/11/11～11/19	障害のない人(18歳以上)	2081	オンラインインタビュー	Opnium(2013)
期待されないという経験を他者から受けたことがある	24%	2013/6/7～6/17	障害者(18歳以上)	1014	オンラインインタビュー	Opnium(2013)
障害者と話すことを避けている	21%	2014/4/11～4/14	障害のない人(18～34歳)	2001	オンラインインタビュー	Opnium(2014)

特に、「障害者に話しかける」という行動や、「障害者の能力を適切に判断する」という能力は、ユニバーサルデザイン2020中間取りまとめに提唱される「共に支えあい、多様な個人の能力が発揮される社会」の実現に関連性の高い指標であるにも関わらず、好ましくない結果が報告されている。

(2) 明確な評価指標がない

2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピックに向け、各所でパラリンピアンへの講演や、障害者スポーツ体験などの様々なプログラムが行われている。そのプログラムでは共生社会の実現のための心のバリアフリーが掲げられているが、その効果を検証する研究はほとんどない。一方で、それらのプログラムで実施されている心のバリアフリーを達成するための事業の要素に対する批判は絶えない。例えば、パラリンピアンへの講演に対しては、障害者スポーツがプロ化した現代では、パラリンピアンは障害者を代表する存在ではなくなっているため、障害理解にあまり効果がないという批判(小野, 2016)や、障害者体験プログラムでは、不便さだけが強調され、障害者への偏見が悪化する危険性があるとの批判(谷内, 2012)などがある。このようなプログラムが実際に共生社会を実現するための心のバリアフリーを達成するために効果があるのかは、適切な評価指標がないために評価が困難である。

<実施目的>

当研究所では、これらの観点から、共生社会実現を目的として、障害者理解研修・教育(心のバリアフリー・行動変容)に関する指標の開発を目的とした事前調査を実施した。

1. 過去のパラリンピックの結果と考察

1-1. ロンドン大会の反省

BrittainとBeacom (2016)の論文では、ロンドン大会のレガシーの一部である「障害者に対する態度の変容」について、態度が改善されたという政府側の主張と態度はむしろ悪化したという障害者団体側の主張に食い違いがあったことに関して、社会的背景を文化的、政治的、そして経済的な観点から考察した。以下、このセクションは、BrittainとBeacomの論文及びBrittainへの聞き取り調査を基に、その背景を紹介する。

表2 政府と障害当事者団体の調査結果の比較(Brittain(2016)及びBrittainへの聞き取り調査より)

項目	政府調査	民間・障害当事者団体調査
障害者に対する態度の改善	<p><u>一般への調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン大会は障害者の評価にポジティブな影響を与えた(81%) 	<p><u>当事者への調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のない人の態度はロンドン大会12か月後も変化がない(59%) / 悪化した(22%) ・ロンドン大会後、敵対的な行為や恐怖を感じる行為を経験した(17%) ・配慮を拒否され、違う扱いを受ける(75%)
経済的なインクルージョン	<ul style="list-style-type: none"> ・リオ大会に向けてパラリンピックに関する財源を増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障費カットにより生活費に困難を抱える(16%) ・障害者の高利、ハイリスクローンの利用が3倍
障害者のスポーツ参加	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者のスポーツ人口の増加 ・地域でのスポーツ参加、支援のアクセスに向けた財源の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン大会を通して新しいスポーツへの動機づけが得られなかった(77%) ・地方財源カットにより、2500のスポーツ施設が閉鎖

まず BrittainとBeacom (2016)は社会に広く浸透している「ableism」について、それが正常であることの至上主義を産み、共生社会に進むための障壁となっていることを指摘した。Ableismとは、「健常であること」を最高点としてそこから逸脱するものの価値を低く見る傾向であり、障害者に対する偏見的態度や差別的行動を産むものがある。Ableismは、意識的もしくは無意識的に広く社会で行われている。例えば、車いすで移動することよりも歩くことが良しとされたり、手話で話すよりも口で話すことが良しとされたり、点字を読むことよりも印刷されたものを読むことが良しとされたりする(Hehir, 2002 in Brittain, 2016)。以上のように、ableismは社会文化的に広く浸透しており、障害者への態度に影響を与えているものである。

ロンドン大会に向けた動きを追うときに経済的な背景、そしてその影響を押さえておくことは重要である。2000年代後半、世界的な経済危機が続いていた時にロンドン大会開催が決定した。その中で、ネオリベリズムの

思想が蔓延していった。BrittainとBeacom(2016)は、経済の低迷を背景として、ネオリベリズムが社会進化論の特徴をもち、「生産性のない人の排除」や、「適者生存」の考えが広く浸透し、結果として社会を勝ち組と負け組に分割し、その差の拡大が進んだ。社会進化論の考えの中では、生産性のない者、例えば障害者は、「社会的寄生虫」などと批判される。特に経済的な危機が長期にわたって続いてきた状況下では、持つ者と持たざる者の格差の拡大は見過ごされ、むしろその社会的「お荷物」に対する厳しい対応、つまり支援の縮小はむしろ一般大衆を安心させるものとさえなる。このように、ネオリベリズム及び社会進化論が障害者を排除する行動を正当化する背景になっている。

社会進化論は障害を医学モデルで見る傾向がある。社会進化論の文脈では、自立が規範とされ、障害を乗り越えて自立することが美德とされ、自立のできない障害者を非難する根拠とされる。また、障害者にその規範を信じさせることにより、障害者が自立するための社会的な支援の要求を抑える手段ともされている。この立場は障害の社会モデルと全く逆である。Morris (1996, in Brittain & Beacom, 2016)は、障害があるからといって自立ができないというわけではない、自立ができないのはむしろ社会的支援が不十分であるからだ述べている。

ロンドン大会と障害者への態度の影響を考えると、パラリンピックの歴史的背景を押さえておくことは重要である。グットマン博士がパラリンピックの前身となるストーク・マンデビル大会を始めた黎明期では、リハビリテーションや障害啓発(awareness)に焦点が置かれていた。しかし、オリンピックの変化と同様、パラリンピックも創成期の頃とは様相が大きく異なっている。現在のパラリンピックは競技パフォーマンスがより重視されている。特に最近10年間を見ると、明らかにリハビリテーションや障害啓発から離れ、スポーツに重きを置くようになってきている。2000年にIPCはIOC傘下に入った。それによってIOCからの経済的支援を受けるとともに、IOCのスポーツマーケティングの影響も強く受けるようになった。それからというもの、IPCは利益をあげるパラリンピック、売れるスポーツ、誰もが認める選手を作り出さなければならなくなった。スポーツの競技パフォーマンスを強調し始めたのはそのような背景があるからである。このような志向の変化は、IPCの言葉の使い方も明らかに表れているという。IPCは「障害」という言葉を公然と使用するのを避け、パラリンピックをオリンピックと並行するものであるということを強調してきた。IPCの立場からすれば、この姿勢は組織としてのアドボカシーの表れであったようであるが、SilvaとHowe(2012)は意図的に「障害」とそれに関する言葉を使わない姿勢はableismを助長する危険性があると述べている。

パラリンピックのレガシーに疑問を投げかける人物は元パラリンピアンにも見られる。元車いすバスケットボール選手であったPeers(2012)は、IPCがその目的と存在意義の正当化のために、「悲劇の障害者」像を再生産していると述べている。また、元陸上競技選手であったHoweは、IPCがパラリンピックをその独自の世界、つ

まり社会が持つ障害に対する意識などは横に置いておいて、競技パフォーマンスのみに焦点があてられる世界として成立させようとしていると述べている(Purdue & Howe, 2012)。

元陸上競技選手であったBrayeの研究では、32人のイギリス障害者協議会メンバーに聞き取り調査を行った。その結論として、「パラリンピックにおける平等の描写というのは、一般の障害者たちの生活と比べたら明らかな誤称であるといえる」(Braye, Dixon, & Gibbons, 2013, p, 20)と述べている。また、ある一人の研究参加者は、「エリートパラリンピアンを使って障害者のポジティブなイメージを促進しようとしているが、そのイメージは典型的な障害者とかげ離れている。これによってむしろ一般の人々の障害理解が阻害されていると思う。」と述べたという。近年のパラリンピックの競技パフォーマンスがますます向上する中、パラリンピックに出場できるのは競技に専念したエリートだけである。その姿はもはや一般の障害者とは重ならない。

BrittainとBeacom(2016)が懸念しているのはそのようなエリートパラリンピアンのイメージが蔓延し、それが標準となってしまうことである。そのことによって、一般の障害者はその標準に達していないと判断され、その孤立を深めてしまう危険性がある。また、2000年に行われたシドニーパラリンピックでは、一般の障害者は「パラリンピアンと自分は重ならない」と捉えていたと報告されている(Purdue & Howe, 2012)。

ここで、ロンドン大会までの社会的、経済的背景に話を戻す。世界的な経済の低迷の中にあったということは上で述べたとおりであるが、イギリス政府はロンドン大会直前に大規模な障害者支援縮小を行っている。それまで障害者の生活を支えてきたIndependent Living Fundを廃止し、Personal Independence Paymentを導入した。Personal Independence Paymentはコストの大幅削減を狙ったものであり、それによって支援を打ち切られるものや、大幅な収入減により生活が困難になった例が報告されている(McVeigh, 2016)。この障害者支援縮小は、現在の障害者の生活を困難にするだけでなく、将来のパラリンピアン発掘にも多大なる悪影響を与えるであろうとDisability Rights UK(2013)は報じた。

BrittainとBeacom(2016)はその障害者支援縮小の中心にいたAtosという企業に焦点をあて、レガシーとして障害者不信を残したと主張した。Atosはフランスを本社とするIT企業で、当時パラリンピックのスポンサーにもなっていた。Atosはその一方で、Personal Independence Paymentの導入のためのWork Capacity Assessmentを請け負った。その厳格な審査により多くの人が就労不可能にもかかわらず「就労可能」と査定され、支援を失った。報道では、それに起因するいくつかの自殺事例が報告されている。しかしそれにも勝り、障害者に対するネガティブなニュースが大幅に増えたという。Briant, Watson, and Philo(2011)の研究によると、2004～2005年に比べ、2010～2011年には障害者給付金の不正受給などのニュースの割合が2.8%から6.1%に増えている。ま

た、「たかり屋」、「ずる」、「さぼり」などの言葉の使用が2010～2011年に大幅に増え、障害者給付を申請する人がそれを享受するに値しないというイメージを増強した。このように、Atos によって推し進められた障害者支援縮小は、社会の障害者不信に多く影響を残した。

表3 社会保障制度改革による削減例

社会保障制度			影響		
制度名	目的	状況	対象	人数	状況
インディペンデント・リビング・ファンド	障害者支援を目的とした基金	廃止	重度障害者	19373人	給付資格失効
ベッドルーム税	住宅補助手当	削減	障害者	42万人	年間728ポンドの給付カット
個人自立手当	障害生活手当から移行	新設	障害者	50万人	年間3000ポンドの給付を失う

※一連の緊縮財政政策の結果、英国は国連障害者権利条約の定めにより、障害者の基本的人権に対して「重大かつ組織的な侵害」があったとして、政府として初めて国連の調査を受けることとなった。

このように、ロンドン大会を取り巻く環境はとても複雑であり、ロンドン大会が障害者に対する態度が変容しなかった理由を断定するのは容易ではない。しかし、パラリンピックを扱って障害者に対する態度を変容させようとすることはとても難しいということが言えるであろう。そして、視点を日本で現在行われているパラリンピックを基軸とした障害理解教育に移せば、そこには越えられない壁があると言わざるを得ない。大林(2015)の研究では、日本のパラリンピック教育では、障害者との共生を達成するために歴史的に取り組んできたと述べているが、共生社会実現のために最も重要であろうと思われる課題である「障害者に対する認識や態度の変化を促すこと」に対する具体的な事業等はまったく言及されていない。さらに、パラリンピアンズ協会(2016)は元パラリンピアンズの講演を通して教育活動を行っているが、実際に行われているパラリンピアンズの講演ではアスリートとしての価値観に焦点がおかれ、一般の障害者への認識や行動に変化を及ぼすことができるかは検証されていない。

1-2. リオ大会のレガシー

リオ大会は、2009年にオリンピック・パラリンピック大会の招致が決定した。その後、資源価格の暴落によりブラジルの経済は悪化し、スポーツ以外のレガシーは全く実施できなかった(Ian Brittain 氏の現地機関への聞

き取り調査による)。Brittain は、「レガシーに組み込まれる計画は、本来数十年をかけて国の施策として取り組むべきものである。特に障害者のインクルージョンに関連するレガシーは、招致から約 7 年で実施が完了するものではなく、10 年単位の期間で実現すべき計画であるため、大会終了後の責任者が不明確になってしまうレガシープランで実施することに限界があり、外的要因の影響を受けやすい」と指摘している。

1-3.高度競技化に伴う影響

最後に、パラリンピック関係のメディア報道で問題とされる「スーパークリップ」(Silva & Howe, 2012) と呼ばれるメディアモデルについて紹介しておく。ここでいう「クリップ」とは、英語で cripple と書き、障害者の蔑称として使われている言葉である。「スーパークリップ」とは障害があるにもかかわらずそれを乗り越えて偉業を成し遂げたというような人達のことをいう。この概念がなぜ重要かという、「障害があるにも関わらずそれを乗り越える」というこの言葉及びストーリー仕立ての裏には、障害者たちにはそのようなことは絶対にできないという障害者の能力を軽視する、もしくは障害者を劣った者であると捉える姿勢が見えるからである。スーパークリップとして描かれたストーリーでは、正確な障害者の能力を伝えることは難しい。またそれだけではなく、スーパークリップのストーリーが蔓延することによって、社会的な障害に対する見方がスーパークリップ基準になってしまうことにより、重い障害者たちにとってはむしろ悪影響があるという。パラリンピアン¹の報道及び講演などではそのようなストーリー構成をとることが多いが、そのナラティブが普及することによる意図しない悪影響があることに留意する必要があるであろう。

2. 障害理解教育に関する先行研究調査

2-1. 障害理解の発達段階とプログラミング

共生社会の礎をなすものとして、社会における個人の心のバリアフリーが説かれているが、どのようにすれば心のバリアフリーが達成できるのでしょうか。徳田(2005)は、心のバリアフリーを達成するためのステップを、「障害理解の発達段階」として以下の五段階を示している。

第一段階: 気づきの段階

第二段階: 知識化の段階

第三段階: 情緒的理解の段階

第四段階: 態度形成的段階

第五段階: 受容的行動の段階

つまり、障害者に気付くことさえなければ障害理解は始まらないし、適切な障害に関する知識がなければ適切な支援行動にはつながらない。そして、交流を通じた障害者達の経験している障害やハンディキャップを心で感じるができなければ、障害者を受け入れることが困難になる。また、知識や情緒理解を基とした態度形成がなければ、その後の障害者への援助行動が自然に行われることは難しいであろう。山本ら(2007)の研究では、小学6年生の生徒に対し視覚障害理解教育として疑似体験授業(45分: シミュレーションレンズ、アイマスク、点字等を使用)を行い、授業の感想をKJ法を用いて分析した。その結果、生徒は視覚障害に対してマイナスのイメージの感想が多く見られたという。山本らは考察において、生徒の成熟段階及び学習段階に見合ったプログラムではなかったかもしれないと述べていたが、徳田(2005)の五段階に照らし合わせてみれば、確かに参加した生徒らは第一段階の気づきや第二段階の知識化が欠けていたのかもしれない。このように、段階を無視したプログラムの提供は誤った理解を促す危険性すらあることが示唆される。心のバリアフリーを目指した障害理解プログラムは、その受講者の段階を登らせるように整えなければならない。

徳田(2005)の示した障害理解の発達段階は、心のバリアフリー教育・研修プログラムの効果を最大限に保障するために欠かすことのできない原理である。もし障害者に対する利他的行動がその段階を踏まなければ表出しないということであれば、心のバリアフリー教育・研修は気づき・知識化・情緒的理解・態度形成・受容的行動の段階を登れるように、それに対応した内容を段階的に提供する必要があるであろう。ここでロンドン大会の影響に再度焦点を当てれば、そのパラリンピック事業によって障害者に対する態度が改善しなかったという結果(Scope, 2014)は、(障害者に対する否定的メディア報道はあったにしろ)障害理解の発達段階を登らせるため

の支援が不十分であったことの表れではないかとも考えられる。Brittain と Beacom(2016)は、パラリンピックによって多くの人が障害者に気付くことができたかもしれないが(第一段階の達成)、その先の知識化、情緒的理解は一部のエリートパラリンピアンに断片的なものであり、一般の障害者に対する知識化(第二段階)、情緒的理解(第三段階)にはつながらない。よって、次の段階である態度形成につながらなかったのではと考えられる。

東京パラリンピックを控え、現在心のバリアフリーを目指す取り組みがいくつも行われているが、以上のように、障害理解の発達段階を踏まえたアプローチが必要であることを提言したい。現在までに障害理解を促す方法やその効果の研究は盛んに行われてきている。例えば、障害者スポーツの競技や選手のドキュメンタリーなどの映像法がある。小野ら(2016)の研究の結果によると、障害者スポーツの競技の映像を見た中学生・高校生は、情緒的なドキュメンタリーを見た群と比べて、障害者を共生する他者としてとらえていたという。映像法は、第一段階の気付きを促すことに長けているが、小野ら(2016)は、障害者への偏見、例えば「障害者は援助を必要としていない」という誤った認識を誘発したという結果が示唆する通り、映像法は、メディア特有の誇張的表現や、聴衆の気を引くための美談化などにより、正確な知識の伝達には難がある(小野, 2016)。また、上で述べたスーパークリップの問題(Silva & Howe, 2012)にも気を付けなければならない。そのため、映像法から第二段階の知識化の段階へうまく導くためには工夫を要するであろう。例えば、映像視聴と合わせ、障害に関する知識の伝達をしっかりと行う必要がある。また、第二段階の知識化及び第三段階の情緒的理解を促すために体験学習が効果的であると考えられる。谷内(2012)は体験学習の4ステップにまとめ(体験する→指摘する(体験の内容と観察)→分析する(一般化する)→仮説化する)、現状の多くの障害理解プログラムの抱える問題である「やりっぱなし」を批判し、体験を理解へと高めるための「ふりかえり学習」の重要性を主張した。段階的に第二・第三段階を登らせるのであれば谷内(2012)が勧めるように、「講義→体験→ふりかえり学習」(p. 65)のプロセスを踏むのが効果的かもしれない。

共生社会を実現するためには一般の人々が障害者への適切な支援を自然に行っていく必要があるが、そのためには、基本的な障害に関する知識を身に着ける必要がある(第二段階: 徳田, 2005)。しかし、その知識は容易に身につくものではない。視覚障害者の講演を聞いたからといって身体障害者の理解に学習転移することは稀である。楠ら(2012a)は、大学・学校・福祉機関が連携し、小学1年生から6年生までを通した児童の発達段階に合わせた系統的プログラム(小学1年生と2年生は各2時間、3年生から6年生は各5時間)を開発した。そのプログラムでは、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、知的障害、高齢者に関して各テーマを2時間~5時間かけて学習するように組まれている。楠らの行った効果検証の結果からは、各障害に関するいくつかの態度尺度の項目に改善が見られたと報告している。このように、様々な障害に個別に時間をかけてアプローチする方

法をとることは肯定的な結果を生み出す可能性がある。

障害者への支援行動の難しさは、障害種別だけでなく、その重さにもよって個人個人の状態が違うこととも関係する。Brittain と Beacom (2016)が述べたように、パラリンピアンが一般の障害者の代表ではもはやなくなっていることは、明らかな事実である。障害の軽いパラリンピアンを超人的な活躍を見て、一般のもっと障害の重い人に対する支援行動が身につくことはほとんど考えられないであろう。日本では元パラリンピアン講演が盛んにおこなわれており、障害者への偏見を解消するための目的が一部含まれているが、そのメッセージの傾向は、パラリンピアンとして、アスリートとしての価値観を反映したもので(日本パラリンピアンズ協会, 2016)、その内容は Silva と Howe (2012)も述べたように、他の障害者へ一般化できるものではない。心のバリアフリーの目的はあくまでも一般の障害者への自然な支援行動を促進することにある。そのため、その教育・研修プログラムは一般の障害者を想定した障害知識や支援方法の伝達およびファシリテーションに努めるべきである。

2-2.学校における障害理解教育

学校における障害理解教育は10年以上前から実践・研究ともに盛んにおこなわれている(徳田, 2005; 山本, 2007; 今枝 2013, 2014)。大学と学校が連携した、段階的な障害理解教育プログラムは久保山(2006)や前田他(2008)などに見ることができる。それぞれの研究でよりよい障害理解教育をするための課題を報告しているが、楠ら(2012a)は、「障害者はかわいそうだと思う」という項目に影響を与えることができなかったことについて考察し、体験学習等で、例えば視覚障害体験で、自由に歩き回ることができない体験をさせたり、見えないことで怖い体験をさせたりする中で、生徒らが「できない、怖い体験」をしているということを指摘し、障害理解教育プログラムではそのような障害があっても工夫や支援があればしっかりと必要なことが「できる体験」を通してその課題を解決できるのではないかと述べている。

障害理解教育の最終的な目的として、障害者への支援行動が挙げられるが、その行動を促進するための研究がいくつか見られた。岩橋(2012)は、児童生徒の、関わり行動を促進するために、事前アセスメントを行い行動が生起しやすい場面を設定し、それを使用して主体性のある授業を行い、関わり行動の一般化が見られたことを報告している。岩橋は児童生徒に自ら考えさせ、ロールプレイをさせるという児童生徒が主体的に関わることによって高い教育効果が得られたと述べている。谷内(2012)は、障害理解教育において単なる表面的知識を与えるのではなく、現実的にどうなのかということを理解することが重要であることを述べた。谷内は障害理解の中で体験すること、そしてその振り返りを行うことで、現実性を理解するところまで到達することができる述べた。

学校で行われている障害理解教育は研究が盛んに行われており、そこから学ぶことは多い。特に、障害者への支援行動を促進するためのプログラミング(岩橋ら, 2012; 谷内, 2012)は注目に値する。

岩橋ら(2012)の取り組みは、障害のある生徒と障害のない生徒の両方の事前アセスメントを実施し、交流のためのプログラムを作成した。受講者のニーズ(交流プログラムであれば障害者も)をしっかりと把握することによって、そのグループに適したプログラムを作成するということは、障害理解の発達段階(徳田, 2005)を登らせる上で特に有効な手段であろう。また、障害理解プログラムは講師が受講者に話す、というトップダウン型のものが多いが、岩橋らの行った、受講生に考えさせ行動させるという主体性を持たせた活動を盛り込むことは実際の行動につなげるためにも重要であろう。

谷内(2012)は体験を重視し、その体験学習後の話し合いが、本当の理解への架け橋であると述べた。障害者が日々抱える問題や苦労は、障害のない人にはなかなかわかるものではない、しかし、同じような体験をしただけでそれがわかるかというそうではない。障害者は彼らが抱える障害と常時向き合っている。一時的な体験は、その不便さだけが強調されることが多い(例えば山本, 2007)。体験にどうコンテキストを加えるのか、という作業が必要不可欠なものなはずける。

2-3.企業における障害理解研修の現状

企業における障害理解教育は2000年前後にいくつかの文献(望月, 1997; 高見, 2002)が見つかるだけで最近あまり報告されていない。現存する文献においては、障害理解研修は効果があったと述べられており、実際に仕事上で活用された例も挙げられていた。現在、障害理解教育は企業に対しても行わなければならなくなってきた。現在社会人として活躍している人々はこれまでに系統的な障害理解教育を受けてこなかったことにより、障害に対する理解は個人個人によって異なることが予想される。現在まで積み重ねのある学校での障害理解教育のノウハウを使い、今後、企業における障害理解研修を強化していくことは共生社会を達成していく上で欠かすことのできないことであると思われる。

企業における障害理解教育がどのように捉えられ、実施されているのかを調査することを目的として、講演、研修、商品開発など多様な分野で企業と連携して活動している上原大祐氏(特定非営利活動法人 D-SHIPS32 代表/バンクーバーパラリンピックアイススレッジホッケー銀メダリスト/車いす利用者)及び企業の心のバリアフ

リー教育の現状に詳しい青木高氏(公益社団法人 日本フィランソロピー協会 事務局次長)に聞き取り調査を行ったところ下記の状況が確認された。

- ① 多くの企業が障害理解教育を実施するインセンティブは、厳格化する障害者関連法制への対応などを目的としたコンプライアンスである。その実施に係る費用はコスト部門の経費として捉えられている。そのため、実施の予算、時間に制約があり、十分な内容の研修を実施することが難しい。
- ② 接遇研修以外では、CSR 部門のボランティア研修として実施されることが多いが、障害当事者の講師としての参画が推奨されているため、外部から障害当事者を含む講師を招聘することが増えると考えられる。営業部門として人材教育研修に組み込むなど研修の価値を高めていかないと、研修の提供者がサービスを継続することが難しい。これより、企業における心のバリアフリーの推進には、研修の付加価値を高め、企業の利益とマッチングすることで、企業の意識改革を行っていくことが重要だと考えられる。

3. 現在実施されているプログラムのリスク

障害理解に関する先行研究においては、心のバリアフリーは「知識不足、認識不足、誤解、偏見、経験不足などが原因で、対等に、人格を尊重して付き合えない…というような心のバリアを解消すること」と定義され(徳田, 2005, p. 8-10)、学校での障害理解教育、福祉教育、企業での接遇研修など、さまざまな教育プログラムや尺度についての研究が行われている。特に教育プログラムについては、現在、心のバリアフリー教育・研修として実施されているプログラムとの類似点が多い。

表4 今枝ら(2013)による小中学校での障害理解教育の調査

実施内容	小学校(N=142)		中学校(N=77)	
	実施数	実施率	実施数	実施率
障害疑似体験	77	54%	29	43%
在籍児童生徒説明	77	54%	30	45%
交流及び共同学習	37	37%	36	54%
読書教材	36	25%	8	12%
障害者講演	32	22%	17	25%
保護者講演	19	13%	8	12%
専門家講演	17	11%	7	10%
施設交流	11	7%	11	16%
ビデオ教材	8	5%	16	24%
その他	7	4%	2	3%

調査対象: 小学校 299 校及び中学校 130 校(計 429 校)

調査期間: 2012 年 2 月

調査方法: 郵送による質問紙の送付・回答。各学校の障害理解教育に詳しい教員が回答

※東京オリンピック・パラリンピック大会の招致により、現在はパラリンピアン講演、障害者スポーツ体験といったパラリンピックに関連する内容での実施が増加していると考えられる。

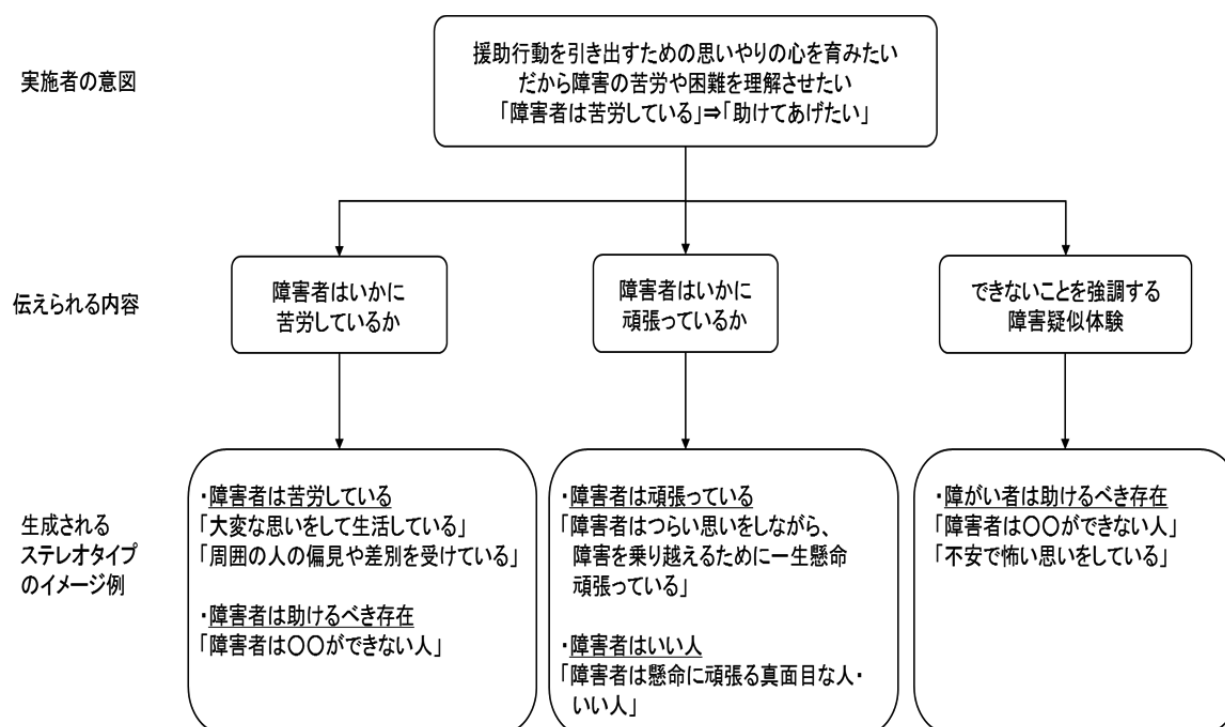
それらの先行研究においては、障害者への偏った見方、つまり「障害者は能力が劣る」「障害者はかわいそう」もしくは「障害者は特別な能力がある」など、障害者の能力を過小もしくは過大評価するような研修・教育が、障害者に対するステレオタイプなイメージを形成し、偏見を助長する危険性があることが指摘されている。このため、これらの研究成果は今後実施される心のバリアフリー教育にも積極的に活用すべきである。しかし、現在実施されているプログラムの中には、先行研究を踏襲していないものが少なくない。

このため、以下のリスクが生じている。

3-1.ステレオタイプのイメージが生成されるリスク

援助行動を引き出すことを目的として、障害者の苦労を強調して伝えることで、ステレオタイプなイメージが生成されるリスクが指摘されている。苦労を強調する方法として、「障害者が障害を乗り越えるために頑張っている」という美談仕立てのストーリーや、「できない」ことが強調される障害疑似体験が用いられる。近年では、「〇〇を失っても〇〇のアスリートになった」などパラリンピアン体験が活用される場合が増えている。先行研究では苦労を強調しすぎることによるリスクがあるにもかかわらず、教育・研修の場面で、障害者を情緒的に扱う内容に資料やトピックスが偏る傾向があることが指摘されている。

図1 苦労の強調によって生成され得るイメージの例



一つの問題として、障害者に対する援助行動の発現を目的として「やさしさの育成」や「思いやりの育成」というあいまいな教育目標を掲げることがある(西館, 2005)。「やさしさ」、「思いやり」などのあいまいな教育目標では、「障害者の苦労を強調し、助けてあげたいという気持ちを育てる」という考えにつながりやすく、苦労や困難を強調してしまう危険性があると西館(2005)は指摘している。

3-2.障害をネガティブに捉えてしまう・多様性を理解できないリスク

障害理解教育・研修では、視覚障害歩行体験、車いす体験などの障害疑似体験が、参加者の興味を引きやすい能動的に参加できる体験型学習として「障害があるとはどういうことか」ということを理解させるために多く活用されている。近年では、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、体験型学習の素材として障害者スポーツを採用する事例が増えている。障害疑似体験は有効な手段である(Goddardら, 1998)が、不適切な実施方法により、かえって体験者の障害に対する認識を歪めてしまう危険性が多くの研究者によって指摘されている(表5を参照)。障害疑似体験では、体験者にアイマスクをつけさせたり車いすに乗せたりして、障害がある状態を体験させる。問題となるのは、普段障害のない状態の人が障害を一時的に体験することによって感じるのは概してその辛さでしかないということである(Gillespie-Sellsら, 1991)。障害者は一生涯その障害と付き合っていく人が多いが、一時的な障害疑似体験ではその感覚を伝えることは難しく、むしろ障害があることによって「できない」「不便」「怖い」などのネガティブな見方を強化してしまう可能性がある。稲田ら(2011)は、各地で行われている障害疑似体験には、適切に行われていないものが多く、疑似体験を行うために配慮すべきポイントを社会に広く認知させることの重要性を指摘している。

表5 不適切な実施方法の例

種類	体験方法	リスク
歩行体験	体験を通して「できないこと」や「不便さ」を感じさせ、情緒的反応(つらさ、こわさなど)を引き出すことだけに重きをおいた体験	・障害に対する適切な認識が得られない(小野, 2006) ・障害に関する十分な知識を身に付けられない(小野, 2006)
	体験時間が短すぎることで、体験者の恐怖心や不安心を喚起する体験	・視覚障害者に対する誤ったイメージを形成(西館, 2005)
	平地ではなく、階段など起伏のある場所での体験	・障害者の苦労が強調される(徳田, 2004)
点字体験	触読が難しい点字をさわる体験	・視覚障害者は特殊な能力を持つというイメージを形成(石上, 2005)

こういった体験が実施される理由として小野ら(2006)は、インパクトのある体験をさせることや、それにより障害者の苦労を伝えることを目的として教育を行うものが多いことを指摘している。障害疑似体験においては、「できない」だけで終わらずに「どうしたら解決できるのか」を体験する必要がある、そのためにはある程度の体験時間と事後学習が重要であることが徳田ら(2005)によって指摘されている。しかし、①特に車いす体験において十分な数の用具を揃えるのが難しい、②限られた時間内に複数の障害疑似体験が実施される、などの理由から、体験時間の確保は難しく、特に②のケースでは体験の時間配分が多くなるため、十分な事

後学習の時間が確保できない。

「ユニバーサルデザイン2020心のバリアフリー分科会 DPI 日本会議意見」では、障害当事者が参画した交流及び質疑応答の重要性が指摘されている。また障害疑似体験においては、点字、手話、車いすなどは興味を持ってもらいやすい利点があるが、それだけでは障害やニーズの多様性を知ることができないことが徳田ら(2005)によって指摘されている。

3-3.超人的な能力など一般の障害者と異なる認識をもつリスク

障害者の能力を適正に知ってもらうという点に関しては、意図的であるかどうかに関わらず、パラリンピアン等の超人的な能力が強調されてしまうプログラムには大きな問題がある。小野ら(2016)が報告したように、障害者が超人的な活躍をしている内容から影響を受け、障害者たちにすごい能力があると思うようになるという。しかし、そのような活躍をする障害者は一般の障害者の中のごく一部であり、「障害者たち(全てに)にすごい能力がある」という理解は正しくない。それだけではなく、すごい能力のない障害者たちに対する差別的な行動を誘発する恐れがある。また、上で述べた「スーパークリップ」(Silva & Howe, 2012)として障害がある人が「障害があるにもかかわらずそれを乗り越えて偉業を成し遂げた」というストーリー仕立てをすることによって、「障害者たちには本来そのような能力はない」という無意識的な障害者の能力の軽視が強化されてしまう。このように、パラリンピアン等の超人的な能力が強調されてしまうプログラムには障害者への偏見が助長されてしまう危険性がある。

ただし、辻ら(2014)が長野パラリンピックを通してパラリンピックの認知が進んだと指摘するように、先行研究からはパラリンピックやパラリンピアンが、これまで障害者に関心がなかった層に、気づきを与える存在であることは明白であり、パラリンピアンズ協会などとの連携により、興味・関心を持った層に対して速やかな心のバリアフリーの導入を促すことで、東京オリンピック・パラリンピックを通して一般の心のバリアフリーの促進が期待できる。

3-4.障害当事者への聞き取り調査によって指摘されたリスク

オリンピック・パラリンピック大会の実施に向けて社会の関心が高まり、心のバリアフリーへの取り組みが増

えてきているが、この現状について、障害理解教育に関する専門的な知識を有する今西正義氏(特定非営利活動法人 DPI 日本会議 監事/バリアフリー担当顧問/電動車いす利用)と高橋秀子氏(一般社団法人コ・イノベーション研究所 相談役 元大手衛生機器メーカー/電動車いす利用)に聞き取り調査を行った。

両名共に東京オリンピック・パラリンピックは、障害に関する行政、一般の関心を引き出す大きなチャンスであるとしながらも、障害者へのステレオタイプのイメージを助長してしまうリスクのある教育が心のバリアフリー研修として実施されていることを指摘した。

高橋氏からは、通常スポーツを活用した研修を実施していない高橋氏の元に、「障害者スポーツ体験を通じた心のバリアフリー教育」の依頼が来るほど、パラリンピックを通じた一般の関心が高まっていることに理解は示しつつも、一般の障害者から乖離した存在であるパラリンピアンによる講演によって障害者の画一的なイメージ(障害者はすごい能力を持っている、障害者は頑張っている、など)が助長するリスクや、障害者スポーツ体験が心のバリアフリー教育のツールとして有効であるかについての疑問が指摘された。

今西氏からは、障害疑似体験を伴う接遇研修で、障害に対する固定観念が生じることへの懸念や、障害者が不在で実施される心のバリアフリー教育の効果について疑問が提示された。また、障害者が教育や研修を実施するための特別な知識を有することなく、「障害者であること」だけを理由に「自らの体験だけを以て」、教育の講師やバリアフリーのアドバイザーを実施することのリスクについても指摘があった。こういった誤った見方を助長する心のバリアフリー教育が一般で広く行われている状況を回避するために教育の効果を判定することで、プログラムの質を評価する手法の開発、啓蒙が急務であると考えられる。

4. 心のバリアフリー教育・研修に必要な評価基準作成に関する提言

4-1. 提言の背景

これまでの文献調査及び聞き取り調査により、下記のことが示唆された。

1. パラリンピックのレガシープランとして共生社会を目指すこと自体の困難さ

- ・ レガシーが外的要因の影響を受けやすいこと
- ・ 大会の高度競技化に伴い、エリートアスリートとしてのパラリンピアンが、一般の障害者とは大きく異なる障害に対するイメージを構築し、心のバリアフリー達成を阻害する

2. 心のバリアフリー達成を目的とした教育・研修で障害者への偏見が助長されるリスク

- ・ 障害者の能力(できないこと)のみに焦点があたり、障害の医学モデルが強調される
- ・ 教育・研修の実施者(教育・企業・地域など)や外部講師としての障害当事者の知識不足により、意図の有無に関わらず、誤った障害のイメージが形成される
- ・ 特に企業では、研修費用がコスト部門の経費と見做され、実施時間が短く、十分な理解を得ることができない

パラリンピックへの関心の高まりによって、特に、パラリンピックに関連した教育・研修(パラリンピアンへの講演、障害者スポーツの体験、パラリンピアンに関する視聴など)を中心とした心のバリアフリーの取り組みが増加している。しかし、こういった教育・研修の実施を通して、実施者の(意図に関わらず)知識や時間の不足によって、障害に対する誤ったイメージが形成されてしまうことで、障害の医学モデルを強調されることはこれまで指摘したとおりである。

このリスクを回避し、障害の社会モデルを尊重する心の共生社会の実現を達成するためには、教育・研修の実施者に対して、これまでに指摘したパラリンピックが内包するリスクや教育・研修に関する知見を普及・啓蒙することが急務である。リスクの啓蒙だけでなく、教育・研修の評価基準に関する知見を合わせて普及することが重要である。

先行研究では心のバリアフリー教育の効果測定として態度を測定する尺度が使われている。この理由は、行動の変容には態度の変容が必要であるためである。これらの測定には自己評価式のアンケートで行われることが多い。楠(2012b)が提言した障害理解教育の成果を測定する尺度も、徳田(1990)が開発した多次元的態度尺度を基に自己評価式のアンケートで作成されている(例「障害者と積極的に交流してみたいと思う」)。このような尺度には下記の課題があり、共生社会を目標とした心のバリアフリーの指標をこの指標だけで測定することは十分でないと考ええる。

- ① 障害者は多様であるため、回答者が設問から想起する障害者に差異が生じる。
- ② 社会的にセンシティブな事項に対して自己申告制のアンケートを行う際に、社会的望ましさのバイアスが掛かる。
- ③ 障害者は、障害者である前に人であり、「障害者と交流したいか」という設問は、心のバリアフリーの指標としてはふさわしくない。

先行研究では、心のバリアフリー達成の最終段階は行動の発現であると定義されており、具体的な行動の発現を目的として、その達成までのプロセスを細かく分解し、各プロセスで小さな目標をクリアさせながら教育する重要性が指摘されている。しかし、共生社会の実現は、行動の発現に留まらず、発現した行動が維持され、個人及び周囲に様々な肯定的な変化が生じている状態であると考えられる。そのため、共生社会の実現を目的とした心のバリアフリー教育・研修の評価では、知識の獲得の有無や、行動の変化に必要な態度そのものの変化だけではなく、具体的に生じた行動やその結果や周囲への波及効果など非心理的な変化を組み込むことが有益であると考えられる。Brittainは、「態度の改善の評価は、曖昧な心理的な指標だけではなく、改善の結果として生じる観察可能な非心理的な変化で定量的に測定することも可能」と指摘している。

これより、心のバリアフリーの評価基準は、最終目標とする共生社会の実現に向けて、できるだけ細分化した達成プロセスを規定し、その各段階において目標とする知識・行動・環境の変化などをできるだけ定量的に測定できる指標を用いて評価することが適当であると考ええる。しかし、これらの評価を行うためには、知識・態度・物理的変化・周囲への波及など多岐にわたる複合的な効果を、時間・空間などの複数の軸で整理する必要がある。そのうえ、他者に視覚的にもわかりやすく表現できなければ、指標の普及は期待できない。そのため、達成プロセスの細分化を行うためには、適切な評価ツールの活用が必要となる。

4-2.社会的インパクト評価のツールセット

今回の試行プロジェクトでは、基本的な考え方と参考事例を提示するために、内閣府が特定非営利活動法人の社会的インパクト評価で推進している評価ツールセットを活用して『「心のバリアフリー研修」のロジック・モデル作成による評価指標作成(例) ●小売業・サービス業(店舗)編』(添付資料)を作成した。

作成にあたり、「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル(2016)」を参照及び引用し、執筆者の1人である大沢望氏(株式会社大沢会計&人事コンサルタント 取締役/特定非営利活動法人 SROI ネットワーク ジャパン 監事/G8 社会的インパクト投資国内諮問委員会社会的インパクト評価ワーキング・グループ)に監修をいただいた。

社会的インパクト評価は、社会的インパクト評価ワーキング・グループ(2016)によって「公益的な活動が生み出すさまざまな社会的な価値を評価するために行われる全体のアプローチ」として定義され、「広く社会的課題の解決を目指す事業や活動が生み出す成果(短期・長期のアウトカム)を把握する試み」であるとされており、特徴として、「事業の計画段階からロジック・モデル/変化の理論の確認(事前のセオリー評価)において事業者、資金提供者、資金仲介者、専門家などの利害関係者(ステークホルダー)とのコミュニケーションを図りながら検討を行う点」が指摘されている。そのため、この検討の過程を通して利害関係者間のコンセンサス形成の過程ともなり、それによって利害関係者間の公共的価値の創造における「協同」を促進する可能性が示唆されており、特に特定非営利活動法人の事業の効果を判定するための評価ツールとしての有効性が指摘されている。

この社会的インパクト評価が必要とされた背景には、2008年の金融危機をきっかけに、資金提供者を含むステークホルダーへの説明責任の必要性が増加したためである。特に企業においては心のバリアフリー教育はコスト部門の経費と見做されており、現状、十分な時間や予算での実施が困難である。この社会的インパクト評価のロジック・モデル作成の過程で、研修実施者(ステークホルダー)に対して、コンプライアンス以外の効果についてのコンセンサスを形成することは、心のバリアフリー研修への利害関係者の理解を高め、状況改善を引き出すツールとなる。

今回、聞き取り調査を行った大沢望氏は心のバリアフリー研修に社会的インパクト評価のツールセットを導入することに対して以下の評価をしている。

『通常、研修は参加者の変化を主目的として行われる。研修の効果を検証・評価するためには、参加者が変化したかどうかを判断する基準である「指標」が必要になる。では参加者に実際にどのような変化が生じたか、もしくはどのような変化が生じることを想定しているのかを図式化したものが「ロジック・モデル」である。

ロジック・モデルを描き、研修の目的として特に重要な変化を特定することで、より効率的・効果的な指標設

定を行うことができるようになる。また、研修企画者の頭の中にある意図・理論を、図式という形で明示することで、利害関係者との合意形成もより容易に図ることができるようになる。ロジック・モデルというツールを活用することで、「心のバリアフリー研修」の評価指標作成もより円滑に進めることができるであろう。』

また、中小企業診断士協会の複数の大企業や大学などに勤める中小企業診断士に行った聞き取り調査においても、評価ツールの導入により、要件が細かく定義されることでやるべきことが明確化し、研修の導入時に有用であることが指摘された。下記に指摘内容を抜粋する。

『バリアフリー研修に限らず、研修の導入・実施においては効果を検証できる指標があることが望ましい。理由として、人事部や CSR など研修の該当部署が経営層に説明しやすいことと、研修参加者が自分の理解度を客観的に把握でき、研修の意義を実感できることが挙げられる。

心のバリアフリー研修の導入・実施により期待する効果としては、障害者に限らず、高齢者やベビーカーを伴う母親、外国人など多様性を持った人々（対顧客・社員同士）とスムーズに接客や協働を実施できるようになることである。多様な人々と接する機会が増えることで、現場社員から業務改善や商品・サービス開発への意見が出てくることを期待する。このとき、研修の効果や進捗がわかる指標があれば、自社・当該部署・当該社員がどのステージにあるのかがわかり、次のステップに進むためのヒントが得られる。』

心のバリアフリー教育においては、「導入しなければならない」という状況から教育が行われることがあり、その目的が明確化されていないことがある。これは特定非営利活動法人の社会貢献事業においても実施する事業のみに注目し、実施して生じる効果を検証していない事例が課題とされる状況と類似している。そのため、社会貢献事業での課題解決のために推進されている社会的インパクト評価のツールセットを心のバリアフリーに活用し、目標を明確化し、そこに至る細分化されたプロセスの可視化を行い、結果として生じる効果を定量的・定性的に評価するプロセスとしての社会的インパクト評価は心のバリアフリー教育においても有効であると判断できる。ただし、厳密なロジック・モデルの構築には、コスト面の課題が生じるため、その活用方法は検討の必要がある。

4-3. 評価基準の在り方とロジック・モデルの作成事例

当研究所では、心のバリアフリー教育・研修の推進によって東京オリンピック・パラリンピック大会がアクション&レガシープランとして掲げる障害の社会モデルを尊重した共生社会の実現を最終目的とし、サンプルとな

る評価作成のためのロジック・モデルを作成した。

達成すべき共生社会はできる限り具体化することが重要であるが、心のバリアフリー達成の結果として発現する肯定的な変化は、場面やステークホルダーごとに異なる。そのため、特定の場面を抜き出して共生社会を定義していく必要がある。今回の施行プロジェクトでは内閣府の合理的配慮等具体例データ集(合理的配慮サッチ)で区分されている生活場面の中から、心のバリアフリー実現のニーズが高い「サービス(買物・飲食店など)」の分野を設定し、当事者への聞き取り調査及び社会的インパクト評価の専門家である大沢望氏の監修を基に、『小売業の心のバリアフリー研修』における評価作成のためのロジック・モデル』を作成した(添付資料「心のバリアフリー研修」のロジック・モデル作成による評価指標作成(例) ●小売業・サービス業(店舗)編」を参照)。

最終目的となる共生社会を具体化する方法については、芝浦工業大学工学マネジメント研究科教員平田貞代氏への聞き取り調査によって、「障害当事者からの聞き取り調査で得られた情報を基に、特定の場面における具体的な状況として設定すること」が指摘された。また Brittain は、「共生社会の実現を最も鋭敏に感じるのは障害当事者である」としており、各段階の評価基準の策定には、障害当事者の視点を有効に活用することが指摘された。これより、今回の試行プロジェクトにおける共生社会の定義づけは当事者への聞き取り調査を基に実施した。

前職の総合スーパーで人事総務課長を務め、車いすを利用する当事者でもある白倉栄一氏への聞き取り調査をベースにサービス業における具体的な場面抽出を実施した。さらに、高橋氏、大野氏、伊佐氏に共生社会や合理的配慮に関する聞き取り調査を行い、白倉氏との共通項を抽出した。

それらの聞き取り調査によって得られた情報を基に、小売業における共生社会の実現状況を仮定し、ロジック・モデルを活用して、その実現に向けてのプロセスの細分化と各プロセスにおける評価基準の設定を行った。その後、白倉氏、高橋氏、今西氏による事後監修を基に修正を行った。

4-4.評価基準についての効果検証

本試行プロジェクトを基に作成したロジック・モデルを活用して、試行プロジェクトの効果検証を行った。以下にコメントを抜粋する。

福本雅保氏(産業経済新聞社東京本社事業本部企画委員/産経国際書会会長代行/元サンケイスポーツ編集局長、代表補佐)

「2020年東京パラリンピックの開催決定後、障害者差別解消法が施行され、「心のバリアフリー」は、すべての人々が差異なく平等な扱いを受ける共生社会の実現に欠かせない課題となっている。これを受けて、「心のバリアフリー」を実現するための研修が、さまざまな自治体、企業により開発・設定されているが、現在行われているものの多くは、健常者が障害者の不自由さや施設の不便さを体験する「気づき」に重点を置かれているのが現実である。「気づき」は心のバリアフリー実現において、重要な入り口にはなりえるが、教室における模倣的な一度きりの体験では、受講者の、自己内部にある偏りを修正するのは難しいと考えられる。真のバリアフリーを実現するためには、受講者、実施企業が共生社会実現に向かうため、何をすべきか、どこまで達成したといえるか、という指標を作る事は極めて重要であると考え。」

大沢望氏

「抽象度も専門度も高くなりがちな「心のバリアフリー研修」という事業の目標と成果の内容を、測定及び評価が可能なレベルにまで、そして専門家外でも理解できるレベルにまで落とし込んでいる点が大変評価できる。本資料の内容は研修参加企業側が理解し、実践していくことが求められるため、その点が大変重要なのである。

研修の効果は、研修参加者(企業)自身がその受講目的を理解し、その内容を日々の業務に活かそうという強い意識を持つことによってこそ発揮される。本資料はそのための手引きともなるもので、研修効果の発現と深化に大いに役立つであろう。

本資料は類似事業や同業他社にも大変参考になるものである。研修受講者(企業)、そして市民にとって本当に意味のある研修の実施及び意識変革、行動変革が広まっていくことを期待したい」

大企業や大学に勤務する中小企業診断士からも評価基準を明確化したことの有効性が指摘された。さらに、こういったものを基に仮説検証のうえ、行政側が施策とすることで企業の積極的な研修導入が促進される可能性が示唆された。具体的に提示された事例を下記に紹介する。

【1】行政などから迫られるケース

官庁・自治体の入札などの参加条件として、社会に貢献する企業であることを指し示す一環として、この種の指標導入が前提となる場合。あるいは、加点要素となる場合。

→プラス要素として前向きに導入し得る(ただし取り組みは消極的、受動的となる可能性)

【2】従業員増加により現場対応として迫られるケース

障害者の法定雇用率が一層の引き上げを求められる、あるいは、人手不足などで障害のない人の採用が難しい場合など、何らかの理由で障害者の採用が一層進み、個々人の多様な特性に現場で対応を求められるようになる場合。

→雇用機会均等法の導入直後、各社で女性従業員の採用が促進した結果、各現場では女性の受け入れ策、活用策等で創意工夫を凝らす必要が発生し、徐々に男女垣根なく人材活用していく意識が高まったことに通じる。(取り組みは積極的、かつ主体的となる可能性)

【3】顧客側の増加によりお得意先として迫られるケース

障害者の社会参加が進む中で、顧客、取引先、お得意先などとして障害者と接する機会が増えた場合、当然の対応として指標導入を迫られる形。

→導入しなかった場合のデメリット(売り上げ減少)にも直結する。(取り組みが積極的、かつ切実な対応となる可能性)

5. 総括

本試行プロジェクトでは、心のバリアフリー教育を共生社会の実現につなげることを目的として先行研究及び聞き取り調査を基に、パラリンピックを契機とした共生社会実現のための心のバリアフリー教育の評価基準策定の一例としてロジック・モデルを提示した。これにより、従来、個人の態度尺度で判定されていた心のバリアフリーの効果を、知識・行動・環境などの定性的・定量的な変化で視覚化することに成功した。心のバリアフリーの効果をこれらの複合的な要素で評価することは、共生社会の実現度を直接評価することにもつながる。これより、社会貢献事業の活動で推進される社会的インパクト評価のツールセットは、共生社会の実現を目的とする心のバリアフリー教育のインパクト評価を行うためにも有効であるといえる。

また成果物としての本提言書によって、パラリンピックを通じた心のバリアフリーの推進、十分に配慮されていない教育・研修の普及により、オリンピック・パラリンピックの開催によって共生社会の実現が阻害されてしまう構造的な課題を明示した。しかし、ロジック・モデル作成の過程で利害関係者のコンセンサスが形成できれば、構造的な課題の大きな要因である教育・研修のリスクを回避することができる。

研究方法

この研究では、まず現存する文献を調べ、ロンドン大会のレガシー、障害理解教育及びパラリンピアン講演等について現在どのようなことが知られているのかについて整理し、さらに障害当事者団体、企業研修、教育、社会的インパクト評価など各分野の専門家への聞き取り調査を行った。聞き取り調査時の専門家から、指標のモデル作成時は、できるだけ限定された場面の設定が必要であるとの指摘を頂いたため、今回の調査では、車いすを使用する肢体不自由障害者を対象として限定した。

参考・引用文献

心のバリアフリー

徳田克己, 水野智美(編)(2005). *障害理解:心のバリアフリーの理論と実践* 誠信書房.

ロンドンパラリンピックのレガシー

Briant, E., Watson, N., & Philo, G. (2011). *Bad news for disabled people: How the newspapers are reporting disability*. Retrieved from: http://www.gla.ac.uk/media/media_214917_en.pdf

Brittain, I., & Beacom, A. (2016). Leveraging the London 2012 Paralympic Games: what legacy for disabled people? *Journal of Sport and Social Issues*, 40(6), 499-521.

Braye, S., Dixon, K., & Gibbons, T. (2013). 'A mockery of equality': an exploratory investigation into disabled activists' views of the Paralympic Games. *Disability & Society*, 28(7), 984-996.

Disability Rights UK. (2013, August 28). Paralympic athletes: PIP will ruin 2012 legacy. Retrieved from:

<https://www.disabilityrightsuk.org/news/2013/august/paralympic-athletes-pip-will-ruin-2012-legacy>.

Ipsos MORI. (2012). Superhuman Paralympians change view of disabled people. <https://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/3038/Superhuman-Paralympians-change-view-of-disabled-people.aspx>

McVeigh, K. (2016, March 15). Benefit cuts threaten independent living for thousands of disabled people. *The Guardian*. Retrieved from <https://www.theguardian.com/society/2016/mar/15/disability-cuts-cutbacks-destroy-independent-living-budget>

Peers, D. (2012). Patients, athletes, freaks: Paralympism and the reproduction of disability. *Journal of Sport and Social Issues*, 36(3), 295-316.

Purdue, D. E. J., & Howe, P. D. (2012). See the sport, not the disability: exploring the Paralympic paradox. *Qualitative research in sport, exercise and health*, 4(2), 189-205.

Scope. (2014). Current attitudes towards disabled people. Retrieved from <http://www.scope.org.uk/Scope/media/Images/Publication%20Directory/Current-attitudes-towards-disabled-people.pdf>

Silva, C. F., & Howe, P. D. (2012). The (in) validity of supercrip representation of Paralympian athletes. *Journal of Sport and Social Issues*, 36(2), 174-194.

パラリンピックに関する教育・報道・施策

大林太郎. (2015). 2020年東京大会に向けた「オリンピック・パラリンピック教育」に関する一考察—IPCの「パラリンピック教育」の定義と過去の事例分析から—. *日本財団パラリンピック研究会紀要*, 2, 69-78.

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会. (2016). 誰もが暮らしやすい社会を目指して—心のバリアフリーとサポート事例.

辻はるか, & 上地勝. (2014). 日本におけるパラリンピックに関する報道の内容分析. *茨城大学教育学部紀要*. *教育科学*, 63, 499-508.

日本パラリンピアンズ協会. (2016). パラリンピアンが考えるスポーツの価値. Retrieved from: <https://www.paralympians.jp/資料-報告書/パラリンピアンが考えるスポーツの価値/>

渡正. (2007). 車椅子バスケットボールの「固有性」と「可能性」. *スポーツ社会学研究*, 15, 25-38.

学校・地域での障害理解教育

稲田麻美, 西館有沙. (2011). 地域で行われている障害理解活動—障害シミュレーション体験の内容分析を中心に—. *障害理解教育*, 13, 1-6.

今枝史雄, 楠敬太, 金森裕治. (2013). 通常の小・中学校における障害理解教育の実態に関する研究(第1報)—実施状況及び教員の意識に関する調査を通して—. *大阪教育大学紀要*, 61(2), 63-76.

今枝史雄, 西山寛弥, 金森裕治. (2014). 私立の小・中学校における障害理解教育の実態に関する研究. *大阪教育大学紀要*, 62(1), 65-80.

岩橋由佳, 相本広幸, 藤原秀文, 井上雅彦. (2012). 知的障害のある児童に対する交流学級児童のかかわり行動を促進させるための障害理解授業の効果. *特殊教育学研究*, 49(5), 517-526.

小野聡子, 徳田克己, 水野智美, 西館有沙. (2016). 障害者スポーツの視聴が青少年の障害観に与える影響. *障害理解研究*, 16, 21-29.

楠敬太, 金森裕治, 今枝史雄. (2012a). 児童の発達段階に応じた系統的な障害理解教育に関する実践的研究—教育と福祉の連携を通して—. *大阪教育大学紀要*, 60(2), 29-38.

久保山茂樹. (2006). 通常の学級の児童が障害について学び理解を深めるための教材と学習プログラムの開発. *平成15年度～平成17年度科学研究費補助金若手研究研究成果報告書*.

徳田克己, 新井邦治郎, 松村みち子, 喜美候部浩二, 鶴木ゆみ子, 水野智美. (2004). 交通バリアフリー教育の内容の選定と方法の開発. 財団法人国際交通安全学会.

前田佳子, 高野名明子, 千賀愛. (2008). 障害理解教育のカリキュラム開発に関する岩見沢市立栗沢小学校の実践. *北海道特別支援教育研究* 2(1), 21-31.

山本壮則, 池田聡, 永田忍, 金森裕治. (2007). 障害理解学習の現状と実践的課題についての基礎的研究. *大阪教育大学障害児教育研究紀要*, 30, 33-44.

企業における障害理解研修

全国銀行協会. (2011). 銀行におけるバリアフリーハンドブック(改訂版).

高見令英, 徳田克己, 星野智子. (2002). 一般企業で実施されている障害理解研修の内容. *日本教育心理学会総会発表論文集*, (44), 648.

谷内孝行. (2012). 地域における「障害理解プログラム」の実施に関する一考察. 桜美林論考. *自然科学・総合科学研究*, 3, 63-71.

望月珠美, 青柳まゆみ, 徳田克己. (1997). 百貨店の受付業務担当者を対象にした障害理解を促すための研修

の効果 II: 視覚障害者の講演の効果を中心として. *日本教育心理学会総会発表論文集* (39), 564.

現存する尺度

楠敬太, 金森裕治, 今枝史雄. (2012b). 障害理解教育の評価に関する研究—児童生徒版障害者に対する多角的態度尺度の開発を通して—. *大阪教育大学紀要*, 60(1), 59-66.

栗田季佳, 楠見孝. (2014). 障害者に対する潜在的態度の研究動向と展望. *教育心理学研究*, 62(1), 64-80.

徳田克己. (1990). 障害児・者に対する態度を測定するための多角的態度尺度の開発 (1)—全体構成と妥当性の検証. *桐花教育研究所紀要*, 3, 21-29.

現在行われているプログラムのリスク

石上智美. (2005). 間違った障害理解教育3 —点字・手話・車いす・盲導犬の協調— 徳田克己・水野智美編著「障害理解—こころのバリアフリーの理論と実践—」

小野聡子, & 徳田克己. (2006). 視覚障害歩行シミュレーション体験が体験者の不安, 恐怖心に与える影響—障害理解教育の視点から. *障害理解研究*, 8, 37-46.

西舘有沙. (2005). 間違った障害理解教育 I —苦勞の強調, 安易なシミュレーション体験・美談仕立て— 徳田克己・水野智美編著「障害理解—こころのバリアフリーの理論と実践—」

Gillespie-Sells, K., & Campbell, J. (1991). *Disability Equality Training Trainers Guide*. London, Central Council for Education & Training in Social Work (CCETSW).

Goddard, L., & Jordan, L. (1998). Changing attitudes about persons with disabilities: effects of a simulation. *Journal of Neuroscience Nursing*, 30(5), 307-313.

社会的インパクト評価

社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ. (2016). 社会的インパクト評価の推進に向けて—社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について—.

社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル(2016)G8 社会的インパクト投資国内諮問委員会 社会的インパクト評価ワーキング・グループ 伊東 健、今田 克司、大沢 望、鴨崎 貴泰、下田 聖実、藤田 滋

その他

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会. (2016). アクション & レガシープラン 2016 概要. https://tokyo2020.jp/jp/games/legacy/items/legacy-summary_JP.pdf

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議. (2016). ユニバーサルデザイン中間とりまとめ. http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kaigi/index.html

「心のバリアフリー研修」の ロジック・モデル作成による評価指標作成（例）

●小売業・サービス業（店舗）編

一般社団法人 コ・イノベーション研究所

2017年2月

<はじめに>

本評価指標作成は、「社会的インパクト評価イニシアチブ」のサイトに掲載されている、G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会（2016）が作成した「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル」を参照および引用して作成しました（<http://www.impactmeasurement.jp/guidance/>）。

執筆者の1人である大沢望氏に監修して頂いています。

1. ロジック・モデルとは

ロジック・モデルとは、成果を上げるために必要な要素を体系的に図示化したもので、事業の設計図に例えられます。

ロジック・モデルは一般的に、事業の構成要素を矢印でつなげたツリー型で表現されます。ロジック・モデルの作成において、まずやるべきことは「事業や活動の目標」を考えることです。この時、評価対象事業に関わる事業受益者を洗い出す必要があります。事業や活動が影響を及ぼす対象者を可視化し、事業の評価範囲を特定することが目的です。

事業目標と事業受益者を明確にしたら、その事業目標から逆算して、「アウトカム（初期・中期・長期の成果）」、「アウトプット（結果）」、「活動」、「インプット（資源）」を「もし～なら、～になる」と因果関係の結びつきを描き、矢印で繋ぎ合わせたものがロジック・モデルとなります。（「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル」より抜粋）

2. ロジック・モデルをつくる

① 事業の目標と受益者を特定する

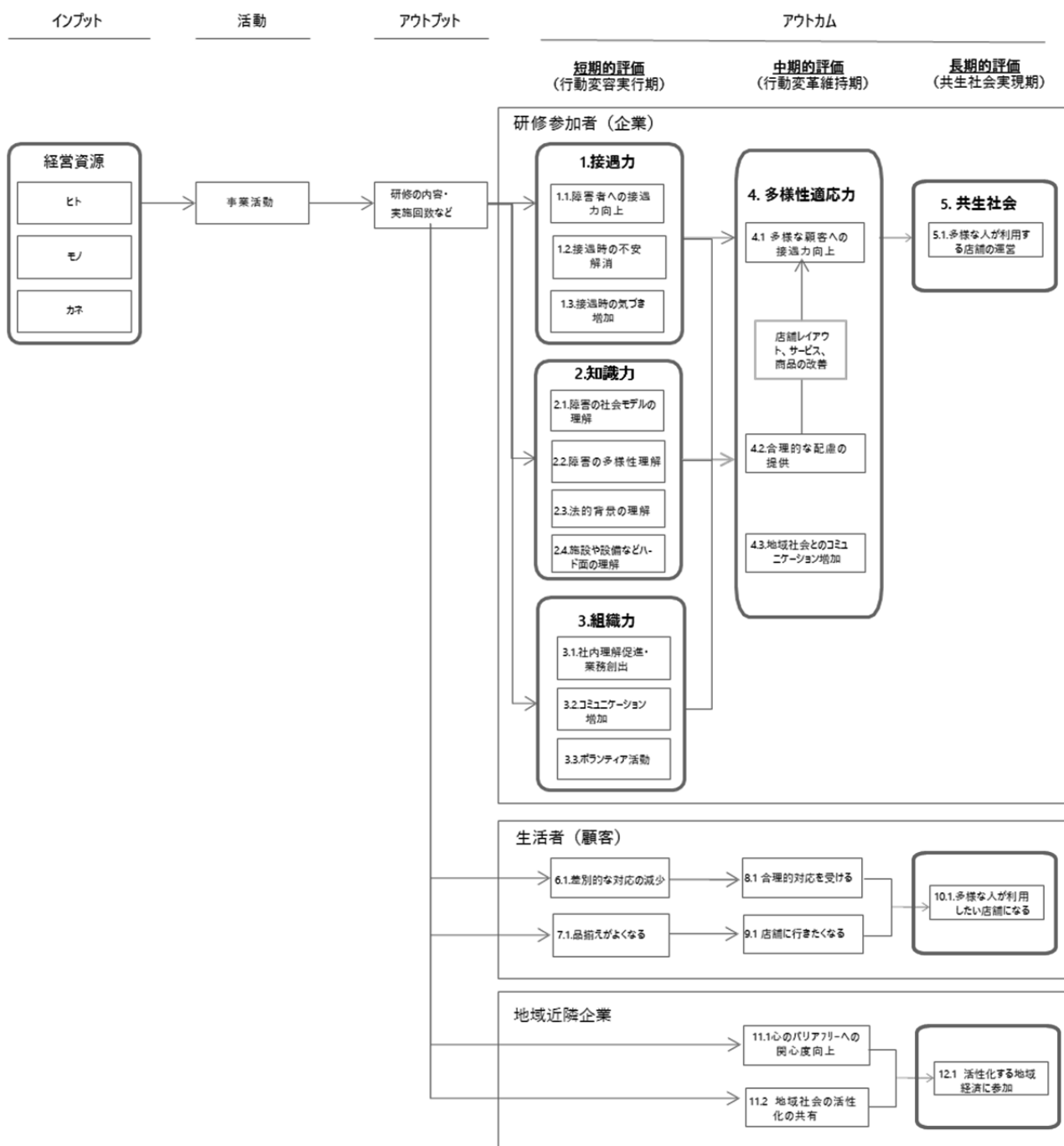
対象事業となる「心のバリアフリー研修」の最終的な目標を、「研修参加者（企業）」が、「無意識下の差別」を認知し、「受容行動（行動変容）」を引き出されることで、共生社会の実現に関与すること、としました。

事業の主な受益者は「研修参加者（企業）」です。また、「研修参加者（企業）」が目標実現に至る過程で発生する波及的成果が、「生活者（顧客）」や「地域近隣企業」にも現れることが想定されることから、それらについても事業の受益者に設定しました。

② アウトカム（成果）のロジックを考える

対象事業の成果を評価するために、事業の受益者である「研修参加者（企業）」「生活者（顧客）」「地域近隣企業」について、事業を通じて達成したい目標とアウトカム（成果）、そして、それにいたる活動および変化の因果関係を「ロジック・モデル」として整理します（図表1）。アウトカムについて、（図表1）の次頁で、具体的に説明します。

図表1：小売業の「こころのバリアフリー研修」における評価のためのロジック・モデル



3. アウトカム（成果）の詳細

1. 短期的評価（行動変容実行期）

「心のバリアフリー研修参加者（企業）」が、様々な研修プログラムへ参加した成果として、障害者に対する知識の量に変化が現れます。基礎能力の向上も含めて設定し、それらを「短期的評価（行動変容実行期）」としました。

また、このモデルでは、「短期的評価」を「接遇力」「知識力」「組織力」に分けて整理し、さらにそれらを構成する詳細評価指標を設定しました（図表2）。

「生活者（顧客）」については、「研修参加者（企業）」が研修プログラムに参加するために「差別的な対応の減少」「品揃え」が成果として現れる場合があります。

「地域近隣企業」に関しては、短期的評価は設定しません。

2. 中期的評価（行動変革維持期）

「研修参加者（企業）」が、様々な研修プログラムへ参加した成果として、基礎能力が向上した結果さらに進んだ成果を、「中期的評価（行動変革維持期）」とし、それぞれに詳細アウトカムを設定しました（図表2）。対象事業が間接的に生み出した成果として記録しています。この段階で「多様性適応力」も高まっていると考えられます。また、自分たちの体験を、地域社会にひろげる、イベントや勉強会を生活者だけではなく、近隣企業に対してもオープンに行い、コミュニケーションの場を広げていきます。このモデルでは、「多様な顧客への接遇力向上」「合理的配慮の提供」「地域社会とのコミュニケーションの増加」を構成する詳細評価指標を設定しました（図表2）。

「生活者（顧客）」については、「短期的評価」において「差別的な対応の減少」した次の段階で「合理的な対応を受ける」機会が増え、「品揃え」の改善により、店舗にいきたくなる回数が増えると考えられます。これを「中期的評価」として設定しました。

「地域近隣企業」に関しては、生活者が、近隣の「心のバリアフリー研修」を受けた企業の店舗に行く回数が増えているのを見て、「心のバリアフリー」へ関心が高まります。情報を得るために地域のイベントや勉強会に積極的に参加します。

3. 長期的評価（共生社会実現期）

「研修参加者（企業）」の、「こころのバリアフリー」の実践が無意識に実行される段階で、最終目標である「共生社会の実現」が、組織の周囲では見えてきます。本評価指標では、「多様な方が利用しやすい店舗」を「長期的評価」としました。

「生活者（顧客）」は、そのような店舗を、自然に利用したいと感じるようになります。

「地域近隣企業」については、「共生社会」に近づき活性化する地域経済の体験を共有することができ、ポジティブな対応を先行企業に倣って実践することが期待できます。

4. アウトカム（成果）を測定する方法を決める

「2. ロジック・モデルをつくる」であげたアウトカムを測定するためには、下表に示すような指標を用います。

図表 2: アウトカム指標と測定方法の一覧（案）

ステークホルダー	アウトカムの種類	アウトカムのカテゴリ	詳細アウトカム	指標	測定方法 <small>※複数ページ</small>	
研修参加者 (企業)	短期的評価 (行動変容実行期)	1. 接遇力	1.1. 障害者への接遇力向上	障害者への満足度調査、クレーム数	—	
			1.2. 接遇時の不安解消	接遇時の行動観察、相談数	—	
			1.3. 接遇時の気づきの増加	気づきの報告数 接遇時の行動観察	—	
		2. 知識力	2.1. 障害の社会モデルの理解	理解を問うペーパーテスト、 実務テスト	—	
			2.2. 障害の多様性の理解	理解を問うペーパーテスト、 実務テスト	—	
			2.3. 法的背景の理解	知識を問うペーパーテスト、コンプライ アンス業務点検	—	
			2.4. 施設や設備などハード面の理解	バリアフリー化（情報含む）、環境整備 の試行数	—	
		3. 組織力	3.1. 社内理解促進、業務創出	障害者の雇用率、定着率、賃金格差	—	
				業務創出数、役職	—	
			3.2. コミュニケーション増加	関わりを持った人の数、イベント数	—	
		3.3. ボランティア活動	ボランティア活動の報告数、参加人数	—		
		中期的評価 (行動変革維持期)	4. 多様性適応力	4.1. 多様な顧客への接遇力向上	障がい種別顧客来店数	—
	4.2. 合理的配慮の提供			合理的配慮の提供（実施）数	次項	
	4.3. 地域社会とのコミュニケーション増加			コミュニティでのイベント、勉強会実施 数、参加数	—	
	長期的評価 (共生社会実現期)	5. 共生社会	5.1. 多様な方が利用しやすい店舗	ユニバーサルデザイン化の数	—	
				高齢者、外国人の来店数 障がい者のタイプ別来店数	—	
	生活者 (顧客)	短期的評価	6. 差別的な対応の減少	6.1. 差別的な対応の減少	行動観察、クレーム数	—
			7. 顧客満足度	7.1. 品揃えが良くなる	顧客単価、購入アイテム数	—
中期的評価		8. 合理的配慮	8.1. 合理的配慮を受ける	覆面調査、クレーム数	—	
		9. 顧客ロイヤルティ	9.1. 店舗に行きたくなる	SNS 参加者数、カード会員数、イベント、 キャンペーン参加数	—	
長期的評価		10. 共生社会	10.1. 多様な人が利用したい店舗となる	再来店率、購入金額	—	
地域近隣企業	中期的評価	11. 心のバリアフリーへの関心 度	11.1. 心のバリアフリーへの関心度向上	地域施設のバリアフリー化の数 心のバリアフリー研修への参加者数	—	
			11.2. 自発的心のバリアフリー研修への参加	研修参加企業の数	—	
	長期的評価	12. 地域社会参加	12.1. 地域社会の活性化を共有	地域コミュニティのイベント、勉強会へ の参加数	—	

<アウトカム指標測定方法 例>

アウトカム 4.2 合理的配慮の提供

指標 合理的配慮の提供（実施）数

測定方法 質問紙を用いた調査

出所：内閣府「合理的配慮など具体例データ集」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

1 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する

- 1.1 当てはまる
- 1.2 どちらかといえば、当てはまる
- 1.3 どちらかといえば、当てはまらない
- 1.4 当てはまらない

2 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す

- 2.1 当てはまる
- 2.2 どちらかといえば、当てはまる
- 2.3 どちらかといえば、当てはまらない
- 2.4 当てはまらない

3 注文や問合せ等に際し、インターネット画面への入力によるものだけでなく電話等でも対応できるようにする

- 3.1 当てはまる
 - 3.2 どちらかといえば、当てはまる
 - 3.3 どちらかといえば、当てはまらない
 - 3.4 当てはまらない
-

その他参考測定方法

□千葉県（2014）「寄せられた「障害者差別に当たると思われる事例」」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/iken/h17/sabetsu/>

IV. 成果と課題

ユニバーサルデザインの社会づくりを
各地に広げていくために

1. 本調査研究の課題及び成果

(1) 経過

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」¹では、「誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進する」、「障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげる」とされている。内閣官房においても、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議が設置され、施策の検討が進められており、平成28年(2016年)8月2日には、東京大会を契機とした共生社会の実現に向けた総合的な施策の方向性をとりまとめた「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」²が策定された。

「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方である。一般に、「バリアフリー」は建築分野において段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、「ユニバーサルデザイン」は、物理的障壁だけでなく、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。そして、「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」は、障壁の除去にとどまらず、このユニバーサルデザインの考え方に基づく社会づくりを目指し、とりまとめられている。

本事業の目的は、この中間とりまとめを踏まえたユニバーサルデザインの社会づくりに向けた先進的な試行プロジェクト等を実施することを通じ、これらを先進的な事例として各地に取組を広げていくことであった。

平成29年(2017年)1月24日～2月3日に試行プロジェクトを公募し、25件の応募が寄せられた。審査に際し、8つの障害者団体に視点や意見等のヒアリングを行い、平成29年(2017年)2月初旬に開かれた審査委員会にて4プロジェクトが採択された。採択された4つの試行プロジェクトは、各実施団体により2月10日～28日の期間で実施された。

審査の過程で、応募プロジェクトについて、審査委員・障害者団体から、「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」の理念の理解・反映が必ずしも十分とはいえないとの意見も見られた。また、実施期間が1か月に満たない試行プロジェクトの範囲では、「共生社会の実現」という最終アウトカムに向けた取組のごく初期段階の一部分とならざるを得ない中で、「先進性」、「普遍性」、「全国的な波及効果」という評価基準をどう扱うべきかとの疑問も呈された。この点に関しては、各提案が「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」で目指しているユニバーサルデザインの社会づくりに向けて、「試行」に値するかかどうかという観点から提案内容を評価することとした。

試行プロジェクトの実施を通して、共生社会の実現に向けた事業を行う上での課題も発見された。一方、社会の動きとしては、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議による「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」を発展させ、平成29年(2017年)2月20日に、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」³が決定され、共生社会に向けた取組は本格的な実行段階に入ったと言える。本事業を通じて発見された課題を踏まえ、共生社会に向けた取組を具体化し、実

¹ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/kaigi/dai2/siryou1-2.pdf

² http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kaigi/pdf/h280802_matome.pdf

³ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020_keikaku.pdf

行し、評価する過程を続けていくことが期待される。

なお、本事業は、公募が11日間と短い期間であったにもかかわらず、25件もの応募があった。短期間に試行プロジェクトの提案がそれほど集まったということは、2020年東京大会を前に、「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」に対する関心の高さの表れと見ることができる。結果、ユニバーサルデザインの社会づくりの第一歩としての取組を期待する提案のうち、公募前から中間とりまとめを受けた具体的な計画が練られており、かつ期間内での実行が可能と思われる4事業を採択するに至った。

本章では、これらの第一歩としての取組がどうキックアップできたか、今後、共生社会の実現、ユニバーサルデザインの社会づくりを全国に広げていくために、どのようにスパイラルアップしていくべきか、ということについて整理していきたい。

(2) 課題

公募期間が11日間、試行プロジェクト実施期間は19日間と非常に短い期間でありながら、ユニバーサルデザインの社会づくり実現のための事業が試行プロジェクトとして第一歩を踏み出したということについては評価できる一方、試行プロジェクトの範囲では、中間とりまとめの理念を十分に理解し活動に移せたものとは言えない点もあり、共生社会に向けた取組を行う上でのいくつかの課題も見えてきた。

試行プロジェクト実施を通じて、課題として、以下の4つの視点が検出された。2020年及びその先に伸びる事業の全体構想の中において、始発点に当たる試行プロジェクトの範囲では実施しきれなかった課題に関しては、今後事業全体としてどのように反映させていくのかを展開計画の中に組み込み、発展させていくことが重要となると考える。

視点1. 「障害の社会モデル」の実践と社会浸透の必要性

「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」は、我々の目指す社会を「障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会」と定義し、共生社会について、「様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会」と説明している。さらに、共生社会の実現とは、「人々の心において「障害者」という区切りがなくなることを意味し、まず、「障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくこと」が前提の上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていき、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要」と示している。

そもそも「障害」とはどのようなものを指すか、という点を今一度確認する。我が国が平成19年（2007年）9月28日に署名し、平成26年（2014年）1月20日に批准書を寄託、同年2月19日に効力を発生さ

せた、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）⁴によると、障害は「機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」と定義されている。

外務省の「障害者の権利条約パンフレット」⁵によると、「障害」の捉え方について、以下のような説明がなされている。「従来の障害の捉え方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。国連の議論においては、主に1980年代の様々な取組を通じて障害に対する知識と理解が深まり、障害者の医療や支援に対するニーズ（リハビリテーション等）と障害者が直面する社会的障壁の双方に取り組む必要性が認識されるようになり、この条約もそうした認識に基づき作成されました。」

「障害への対処は、治癒あるいは個人のよりよい適応と行動変容を目標になされる」⁶という従来の「医学モデル」のみに立脚する障害の捉え方は、現存する社会的障壁の存在を無視したものであった。これに対し、平成28年（2016年）4月から施行された「障害者差別解消法」⁷でも、「障害の社会モデル」に基づき、国・地方公共団体・事業者に対し、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められている。そして、「ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ」および「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」は、前述のとおり、社会の責務として社会的障壁を取り除き、すべての人が「障害の社会モデル」を理解し意識に反映させ、心の在り方及び具体的な行動を変えていくこと、また、「社会モデル」に基づいて誰もが安全で快適に活動できるユニバーサルデザインの街づくりを推進するための施策の方向性を示すものである。（以下、障害に関して、個人の心身の機能的な側面を説明するときには「機能障害」を、参加の制約等社会的側面をも含めた現象を説明する際には「障害」を使用する。）

残念ながら、現時点で、人々の障害理解や従来の障害認定・等級制度等は、医学モデルの影響が依然強く、「障害の社会モデル」の視点が社会に十分に浸透し、理解・実践されているとは言い難い。本事業で提

⁴ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>

⁵ 外務省「障害者の権利条約パンフレット」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>

⁶ 国際生活機能分類(ICF ;International Classification of Functioning, Disability and Health、平成13年(2001年)5月世界保健機関総会において採択)では、医学モデルと社会モデルについて以下のように説明している。

「医学モデルでは、障害という現象を個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるものであり、専門職による個別的な治療というかたちでの医療を必要とするものとみる。障害への対処は、治癒あるいは個人のよりよい適応と行動変容を目標になされる。主な課題は医療であり、政治的なレベルでは、保健ケア政策の修正や改革が主要な対応となる。

一方、社会モデルでは障害を主として社会によって作られた問題とみなし、基本的に障害のある人の社会への完全な統合の問題としてみる。障害は個人に帰属するものではなく、諸状態の集合体であり、その多くが社会環境によって作り出されたものであるとされる。したがって、この問題に取り組むには社会的行動が求められ、障害のある人の社会生活の全分野への完全参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任とする。したがって、問題なのは社会変化を求める態度上または思想上の課題であり、政治的なレベルにおいては人権問題とされる。このモデルでは、障害は政治的問題となる。」

⁷ 障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年(2013年)6月に制定された。 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

案のあった試行プロジェクトにおいても、障害を社会モデルの観点から理解し、実践しようとするものが十分には見られなかった。これは、理念として「障害の社会モデル」を理解しても、日常生活に社会モデルを落とし込むことの難しさの表れと見ることもできる。「障害の社会モデル」をすべての人々が理解し、実践していくことは喫緊の課題であり、「障害の社会モデル」をいかに具体化し、社会で実践していくかということが求められている。試行プロジェクトをきっかけに、議論や実践が深まっていくことを期待する。「障害の社会モデル」を今後広く普及させることの重要性はもとより、普及の際、それが意識面での理解にとどまらず、具体的な行動に結びつくまでに浸透させることができるかどうか、共生社会実現に向けての鍵になると考えられる。

視点2. さまざまな障害の多様性を網羅する展開の必要性

共生社会の実現に向けては、障害の多様性に対する理解を推進していく必要がある。

本事業に応募のあった25件、及び本事業の試行プロジェクトにおいては、事業期間が限定されるといった制約もあり、障害の中でも身体障害を対象としたプロジェクトが多く見られた。身体障害への理解は進みつつあると受け止めることができる一方、外見上わかりにくい知的障害、発達障害、精神障害等についてはそれほど提案が見られず、社会の対応の遅れを示していると考えられる。

「ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ」では、「障害のある人の尊厳を大切にし、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルを身に付けるためには、障害についての基礎的知識や障害のある人の心理、障害の状態に応じた接し方（補助犬ユーザー及び補助犬に対する接し方を含む）の基本的習得に取り組むべきである。」としている。

例えば国土交通省の「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」⁸では、知的障害、発達障害、精神障害の解説と、それぞれの障害におけるバリアの内容や、バリアを解消する対処方法に関する説明がコンパクトにまとめられている。知的障害では抽象的な話の理解が難しかったり、自己表現が不得手だったり、複雑な計算が苦手だったりする人もいる。発達障害では、上記に加えて、突発的な出来事や予定変更への対応が難しい人もいる。精神障害では、緊張したり、疲れやすかったり、服薬等の影響で、行動や思考に時間がかかる人もいる。障害の現れ方は人によって異なるので、さまざまな障害について理解した上で、それぞれの人の状況に柔軟に合わせた対応が求められる。共生社会に向けては、外見上わかりにくい知的障害、発達障害、精神障害等についても、どのような社会的障壁があるかの理解を推進し、行動を促す取組を行っていく必要がある。なお、当事者自身では意思表示が困難な人の場合には、当事者のことをよく理解している家族等の支援も受けながら、当事者自身が参画し、社会に対して当事者視点の施策への反映を求めていくことが重要である。

また、障害は細分化して捉える必要がある。例えば、視覚障害においては全盲者とロービジョン（弱視）者、聴覚障害においてはろう者と難聴者では、バリアがそれぞれ異なる。視覚障害者全員が点字で情報収集できるわけではないし、聴覚障害者全員が手話でコミュニケーションができるわけでもない。さまざまな障害の多様性を理解していないと、障壁を取り除いていく行動に実効が伴わない。

中間とりまとめにおいても記述されているように、情報を「受け取る」、「理解する」、「伝える」の各段階において、障害のある人がいることを十分に理解した上で情報保障を行わなければならない。今後の展

⁸ <http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>

開において、多様な障害についての理解を推進していく必要がある。

視点3. 障害当事者参画に関するビジョンの明示

本事業の試行プロジェクトは、いずれも、障害当事者が関わる実践となっていた。しかし、共生社会に向けた取組において、当事者参画の在り方は、単に当事者が関わっていればよいということではなく、参画する当事者の要件が非常に重要であるということが指摘された。

参画当事者の要件とは、障害を社会モデルの観点から理解し、自分の経験だけでなく、多様な障害当事者を代弁することができるということである。障害当事者自身が、「障害の社会モデル」の視点を持ち、「社会モデル」の観点から自身および他者の障害を捉えて参画することが必要である。

現在、内閣官房では、本調査とは別に、企業向けの「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムを策定するための調査事業を行なっている。⁹その中では、研修に参画する障害当事者の資質について、下記のように定められる予定である。

【役割に関わらず、参画する障害当事者が有すべき資質】

- ・本研修プログラムの趣旨を理解し、それに従った発言、対応が行えること。
- ・特に、「障害の社会モデル」について理解しているとともに、自らの障害だけでなく、広く様々な種別の障害についても理解を持っていること。

共生社会に向けた取組を加速化していくためには、上記のような資質を持つ障害当事者を増やし、参画を求めていくことが必要と考えられる。

なお、本事業の試行プロジェクトの報告において、取組に参加した障害当事者が、その取組に参加した一般の人々に与える第一印象や影響は大きいものであることが窺えた。その一方で、資質、経験、見地等の当事者性に関しては、あまり明確ではなかったものも含まれていた。今後、共生社会に向けた取組を広げていく上で、参画する障害当事者の「社会モデル」の理解・実践を進めていくこと、また、参画当事者に求める要件・資質についても議論を深め、障害当事者そのものの養成についても進めていく必要があると考える。

視点4. 取組に「評価」を組み込むことの必要性

本事業を通じて明らかになった課題として、「障害の社会モデルの実践と社会浸透の必要性」、「さまざまな障害の多様性を網羅する展開の必要性」、「障害当事者参画に関するビジョンの明示」を先に挙げた。共生社会を実現するための取組は、これまでも全国各地でさまざまな活動が行われ、これからも各地でさまざまな活動が展開されていくものと思われる。こうした全国のさまざまな取組を、中間とりまとめが目指す共生社会に向けた取組に方向づけ、「障害の社会モデル」を正しく実現する効果的な活動に導くためには、各課題を「評価」し確認できる仕組みを取組に組み込み、PDCAを回していく必要がある。

⁹『「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム』検討委員会
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/index.html

「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」では、それぞれの取組に係る数値目標、期限、毎年のP DCAサイクルを回していくことの必要性が示され、C（評価）及びA（改善）においては障害のある人が参画するとし、そのプロセスの有効なあり方について検討が続けられた。そして「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、障害のある人の参画を原則として、これら施策を着実に実施し、また施策の効果を継続的に評価して、スパイラルアップさせることの重要性が示された。

本事業の試行プロジェクトについては、長期計画のうちのわずか1か月弱の期間の試行であることから、施策の効果を評価することは困難でもあったが、試行プロジェクトからスタートした各事業の最終ゴールにおいては、共生社会の達成に対しどう貢献できたかを評価し、改善していくという行動を組み込んでいく必要がある。試行プロジェクトは、一過性の取組として終わるのではなく、スパイラルアップさせることで、ようやくゴールにたどり着くものである。各実施事業者においては、第一歩を踏み出した試行プロジェクトを今後継続・展開していく際に、どのように事業を評価するのか、あるいは他者から評価を受けていくのかという、評価のプロセスを計画化していくことを期待したい。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、2020年に向けて、施策の実効性を担保していくために、継続的に施策毎にその実施状況を確認し、次年度に実施する施策を障害当事者参加による社会モデルの視点を反映して検討するための評価会議が開催されることになっている。同様な評価・検討のプロセスの計画化が必要と考えられる。

（3）成果

採択した4つの試行プロジェクトは、偶然にも、「共生社会とは何か」ということを「評価」という軸でアプローチしようとする内容の事業であるという共通点があった。4事業には共通して評価のツールに関わる内容が含まれていた。「障害平等研修による「心のバリアフリー」推進に関する実態調査」と「「こころのバリアフリー」教育・研修プログラムに必要な評価基準作成を目的とした事前調査事業」は、心のバリアフリー研修に関する評価であり、「Bremen の調査隊～障害者当事者体験を通して心のバリアフリーを実践～」と「観光地のバリアフリー評価ツールを用いたモデル評価・検証調査」は、ユニバーサルな街づくりのための評価であった。これらの事業を通じて、共生社会に向けた取組の評価をどのようなフレームで、いかなる方向で行っていくのかについての様々な知見が提示された。

このことは、現時点で、目指すべき共生社会、「障害の社会モデル」を踏まえたユニバーサルデザインの社会づくりを進めていくための活動の評価指標が具体化できていないこと、「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」の中でも十分示せていないという問題を指し示すものであった。

4事業の報告を受け、評価指標充実の必要性を確認できたという点は本事業のひとつの成果でもあり、実際にこれらをどのような形で評価の枠組みの構築につなげていくかという点は、今後議論を深め、具体化していくべき重要なテーマであると考えられる。

2. 課題解決及び全国各地に取組を広げていくための方策（提言）

障害の理解、及び「社会モデル」の視点が、社会に十分に浸透・実践されているとは言い難い。共生社会に向けた取組をリードする人々においても、課題が残存している。こうした現状を踏まえた上で、まずは障害やユニバーサルデザインへの理解を全国民に浸透していくことが、喫緊の課題である。

その前提に立ち、課題解決と、取組を全国各地に広げていくために、当委員会・団体メンバーとして、その方策を大きく3つの柱にまとめた。

（1）さまざまな障害の多様性に対する理解の推進

前述のとおり、身体障害にとどまらず、知的障害、発達障害、精神障害等も含めた障害、そして、各障害の程度に対する理解は、現状において不十分であり、今後、さまざまな障害の多様性に対する理解を推進していく必要がある。

今後の展開において、広げ方の対象のひとつには、例えば企業に広げていくことが考えられる。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、具体的施策のひとつとして、企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施を掲げている。内閣官房で別途検討されている、汎用性のある研修プログラムは、平成28年度中にとりまとめ、広く公開される予定である。汎用性のある研修プログラムは、「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」の理念に基づき、具体的な企業向けプログラムとして作られるものである。こうした成果を活用し、中小企業を含め全国の企業に広く周知されることを期待する。

将来的な観点に立つと、教育における普及も重要と考えられる。学習指導要領の改訂によって、「障害の社会モデル」が学校教育の授業でとりあげられるのは2020年以降になる見通しであるが、これまでに「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も少なくない。これからの社会に求められていることは、心のバリアフリーを「障害の社会モデル」の観点で考えていくことであり、取組の際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。また、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、様々な種別の障害のある人自身も役割を担うことが期待される。子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも有意義である。

（2）評価プロセスの組み込み

障害に対する意識や理解があると認識している人においても、その意識や理解は、障害の社会モデルからなされているものかどうか、今一度振り返る必要がある。これまでも障害理解に向けた取組は全国各地で行われてきたが、それらは必ずしも社会モデルで障害を捉えた取組とは言えないものも多い。今後心のバリアフリーを推進する講師（障害当事者も含む）、立案者、評価者も「社会モデル」を十分に理解していなければ、逆にバリアを生み出してしまう懸念がある。中間とりまとめにも謳われているように、「障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤り」であり、

障害の有無にかかわらず、人は誰でも自由な意思をもつ主体であり、「基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在」である。これからの社会に求められることは、心のバリアフリーを社会モデルの観点で考えていくことであり、そのような障害理解の推進が重要となる。なお、「心のバリアフリー」は障害理解や意識に留まるものではない。社会实践の場面で制度や環境を構築する際にも「心のバリアフリー」の視点からの評価が必要である。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が発表され、今後、各省庁において、様々な計画が展開され、民間においても様々な取組が行われていくこととなる。その際に、障害に対する意識及び理解が乏しいまま実践だけが積み重なっていくこと、効果の伴わない取組が普及していくことは、「障害の社会モデル」に基づくユニバーサルデザインの社会づくり実現を妨げることになりかねない。また、今回の試行プロジェクトにおいては、具体的に何を事業アウトカムとして設定するのかということについての議論が重ねられた。

「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくこと、またこの「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを実現すること——この最終アウトカムに向け、各取組のPDCAを回していくための客観的な評価ツール確保の必要性が、4つの試行プロジェクトの実施を通じて浮かび上がってきた。「評価」という部分にフォーカスした調査事業になっていたという点、それに関する知見が提示されたという意味で、試行プロジェクトの意味は大きい。

今回の応募事業は25案件にとどまったが、このほかにもすでに数々の取組が全国で行われている。目指すべきゴールが具体化され、それを正しく測る評価ツールが整わなければ、中間とりまとめが目指す共生社会の実現に向けた適切な活動が増えていくことは難しいと予想される。評価ツールが整うことで、全国のさまざまな取組が中間とりまとめの理念に収斂されていくことが期待できる。

4つの試行プロジェクトにおいて、今回の試行の範囲では、それぞれの評価ツール開発までには至っていない。今回の試行を第一歩として、必要とされている評価ツールを確立していくための取組が、この先の段階に進むために必要である。さらに、こうしたツールを広め、評価プロセスを全ての事業に組み込んでいくことで、目指すべき社会に近づくことができると考えられる。

(3) スパイラルアップ

取組を計画、実行、評価し、次につなげるという一連のステップを繰り返していくことが、共生社会の実現には不可欠である。「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」でも、「施策の内容について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めること（スパイラルアップ）」の重要性が指摘されている。「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき設置される施策の評価会議においても、本事業の知見を検討材料のひとつにして発展させることを期待する。

なお、スパイラルアップの中心になるべきは、障害の社会モデルを理解した障害当事者である。当事者が参画し、スパイラルアップがなされ、「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が描いている理想社会に近づけていくことが必要なのである。

本事業の試行プロジェクトによって、「ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ」に定められた共生社会に向けた取組とはどうあるべきか、について、さらに具体化されたところである。本事業の取組が、

新たな課題を発見し、次なる目標への方向性を見出す役割を果たしたと言えるであろう。

巻末資料

ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ

※この資料は平成 28 年(2016 年)8 月 2 日に策定されたものとなります。

I. 基本的考え方

1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。

世界中から障害のある人も含めあらゆる人が集い、そして、障害のある選手たちが繰り広げる圧倒的なパフォーマンスを直に目にすることのできる 2020 年パラリンピック競技大会は、この共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会である。1964 年の東京大会は、「パラリンピック」という名称が初めて使われ、車椅子使用以外の障害のある選手が初めて参加するなど、我が国の障害のある人々の社会活動参画を促す大きな契機となったが、2020 年の東京大会¹は、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機であり²、我が国が共生社会に向けた大きな一歩を踏み出すきっかけとしたい。

2. ユニバーサルデザイン 2020

過去において、障害のある人が受けてきた特別視、差別、隔離は共生社会においてはあってはならないものである。また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。障害のある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在である。障害の有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するということは、ある意味で人々の心において「障害者」という区切りがなくなることを意味する。

¹ これ以降、「東京大会」とは、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を指すものとする。

² 2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）に記載。

そのためには、まず、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）³を行わないよう徹底していくことが必須である。

その上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」⁴をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていき、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを更に推進していく必要がある。

また、本年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」⁵においても、観光先進国を実現するために、障害のある人や重い荷物を持った人も含め、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、東京大会を契機とした心のバリアフリーの推進やより高い水準のユニバーサルデザイン化が位置付けられた。

このため、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を検討し、ユニバーサルデザイン2020としてとりまとめることとした。また、これら施策の検討、実施及び評価に当たっては、障害のある人の参画を原則とし、障害のある人による視点を施策に反映させることが重要である。

³ 障害者権利条約、障害者基本法を踏まえ、障害者差別解消法において規定。

⁴ 障害者権利条約に反映された理念。

⁵ 平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において策定。

Ⅱ. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

ユニバーサルデザイン 2020 で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。

この「心のバリアフリー」を実現するためには、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解し、障害のある人への差別を行わないよう徹底した上で、すべての人々が他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくことが重要である。中でも障害のある人の尊厳を大切にし、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルを身に付けるためには、障害についての基礎的知識や障害のある人の心理、障害の状態に応じた接し方（補助犬ユーザー及び補助犬に対する接し方を含む）の基本の習得に取り組むべきである。特に、情報を「受け取る」「理解する」「伝える」の各段階において障害のある人がいることを十分に理解した上で、情報保障を行う等、そうした人が排除されることのないような社会を創りあげていく必要がある。コミュニケーションの方法には、言語（手話を含む）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式があり、これらを踏まえた情報のバリアフリーを進めていくことが重要である。また、ICTが情報のバリアフリーを飛躍的に進歩させることが期待されており、その活用の可能性について積極的に検討すべきである。（街づくりにおけるICTの活用については、Ⅲ. 3. 2）⑤に記載）

更に、障害のある人自身やその家族も「障害の社会モデル」を理解し、障害者差別解消法を踏まえ、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることも重要である。ただし、知的又は精神障害（発達障害を含む）等により、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要がある。

2. 中間とりまとめにおける整理

「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならない課題であるとともに、学校で、職場で、病院などの公共施設で、家庭で、買い物や食事の場で、スポーツ施設や文化施設など地域のあらゆる場において、また、日々の人々の移動においても、切れ目なく実現されなければならない。そのためには、幅広く国民を巻き込み、各地に根差して取り組んでいく必要がある。

本中間とりまとめにおいては、実施すべき取組を、学校、企業、地域及び国民全体、そして障害のある人による取組に分けて、その方向性を示すこととした。これらの取組に係る数値目標、実現に向けた期限（2020年に実現すべき水準、単年度で実現すべき水準）、毎年のPDCAサイクルの在り方等は、今後更に検討を進め、本年末を目途に作成する最終とりまとめに盛り込むこととする。PDCAサイクルのC（評価）及びA（改善）に向けては障害のある人が参画することとし、最終とりまとめまでに、そのプロセスの有効な在り方についても検討を行う。

3. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえた上で、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。また、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、障害のある人自身も役割を担うことが期待される。

また、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である。

(具体的施策)

① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

- 2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等において障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実させる。また、幼稚園、保育所、認定こども園でも併せて推進する。[文部科学省、厚生労働省、内閣府]
- 上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を含めた取組の検討を進める。[文部科学省等]

② すべての教員が「心のバリアフリー」を理解

- 平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020年度(平成32年度)までに実施する。[文部科学省]

③ 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

- 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度までに、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議(仮称)」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討する。[文部科学省、厚生労働省]
- 上記の取組に当たっては、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校(約2万校)を軸に、障害のある人と

の交流及び共同学習を実施し、その成果を踏まえて全面展開を図る。(平成 29 年度から新たな取組を検討) [文部科学省]

④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組

- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児・児童・生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実を図る。指導に当たっては、児童生徒の障害の状態等に応じた個別の指導計画を作成し、当該計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める。[文部科学省]
- 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるように ICT の活用を含めた環境整備を進める。[文部科学省]
- 小・中学校における通級による指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成 30 年度から新たに制度化し、小・中・高等学校合わせて指導内容や指導体制等の環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合 100% (2020 年度 (平成 32 年度)) を目指す。[文部科学省]
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率については、現在約 7 割にとどまっていることから、2020 年度 (平成 32 年度) までにおおむね 100%に引き上げる。[文部科学省]

⑤高等教育 (大学) での取組

- 平成 29 年度から、大学等の教職員が集まる会議等において、「心のバリアフリー」に関連する取組事例 (修学や就労など様々な場面における事例) の紹介等を通じ、「心のバリアフリー」に対する学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促す。[内閣官房、文部科学省]

- ▶ 高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、平成 29 年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定し、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める。〔文部科学省〕
- ▶ 幅広く大学において、東京大会を契機として「心のバリアフリー」に向けた取組が展開されるよう、本年度、大学生や大学関係者を対象として、有識者や障害のある人等を招いたワークショップを開催する等、「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図る。〔内閣官房、組織委員会〕

2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

グローバル化が進行する現代にあって、企業が競争力を向上させ、更なる成長を遂げていくには、多様な価値観に向き合っていく必要がある。そのため、障害のある人を含め多様な人材を活かし、その価値観を取り込んだ企業活動を展開することが重要である。更に、障害のある人の価値観を商品開発等の企業活動へ取り込むことでこれまでにない技術革新を生み、日本企業の新たな強みを創出することにも繋がる。

こうした意味で、東京大会を絶好の機会と捉え、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会（以下、「経済界協議会」という。）等とも連携しつつ、交通・観光・外食等を含めた幅広い分野の企業が、補助犬ユーザーを含め、身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人が活躍しやすい環境づくりに向けて、「心のバリアフリー」に取り組むことが期待される。

また、障害者団体も、企業等における「心のバリアフリー」社員教育に向けて協力すべく障害のある人の育成を行ったり、障害のある人が活躍しやすい企業等による取組を普及啓発する制度を創設する等の取組が期待される。
（具体的施策）

①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

- ▶ 経済界協議会と連携し、各企業で既に行われている好事例を抽出し、今年度中に汎用性がある研修プログラムを策定し、試行実施する。平成 29

年度以降、東京大会スポンサー企業を中心として本格実施し、中小企業を含め全国に広く展開する。[内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会]

- 上記検討に当たっては、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、経営者の率先した取組や企業人材の多様性の尊重に取り組む。[内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会]
- 平成 29 年度以降の国家公務員の新規採用職員研修や幹部職員研修における「心のバリアフリー」研修の位置付けについて今年度中に結論を得る。また、地方公務員に向けた展開方法についても併せて検討する。[内閣官房等]

② 待遇対応の向上

i) 交通分野におけるサービス水準の確保

- 本年 4 月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車や搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを踏まえ、交通事業者向け待遇ガイドライン(補助犬ユーザーを含め、身体障害(聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等)、知的障害、精神障害(発達障害を含む)等様々な障害のある人を想定したガイドライン)を平成 29 年度に策定し、普及を図る。[国土交通省、厚生労働省]
- 交通事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるようにする等の充実を図る。[国土交通省]

ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上

- ▶ 本年4月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって入店拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。更に、東京大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを基に、観光・流通・外食等関係業界において接遇マニュアルを29年度中に作成しその普及を図る。[観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省等]
- ▶ 各業界の事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、雇用形態を問わず、従業員に対して「心のバリアフリー」を徹底する。[観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省等]

③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

- ▶ 法定雇用率の見直し（平成30年度、平成35年度）を行うとともに、従来から行ってきた身体障害・知的障害のある人の職場定着の支援に加え、精神障害のある人等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組む。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援等を進める。[厚生労働省]
- ▶ 改正障害者総合支援法の施行や報酬改定（3年ごと）を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進するとともに、地域生活を支援するための取組を推進することにより、障害福祉サービスの利用者の一般就労への移行者数を平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上にすることを目指す。[厚生労働省]
- ▶ 企業が「心のバリアフリー」を自身の企業価値の中に取り込み、上記

研修等に恒常的に取り組む体制を整えることに加え、従来からの好事例を踏まえ、以下のような具体的取組の好事例を収集し公開するとともに、各社がこれらの取組を実施するよう働きかける。【経済界協議会】

- ・人材採用の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準の反映
 - ・障害のある人の採用や中途障害の社員の職場復帰及び定着に向けて、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりの促進
 - ・障害のある人の就職活動に向けて情報提供を行うべく、障害のある人が働くための環境づくりについて会社パンフレット等に記載したり、大学等において障害のある学生向けの就職説明会等を実施
- 農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進する等、障害のある人等が地域の担い手として活躍する取組を推進する。[農林水産省、厚生労働省]

3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

(具体的施策)

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

- 今年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう周知・啓発する。[厚生労働省等]

②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方

- 東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」をはじめとする取組について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、平成 29 年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行う。[内閣府（防災）、消防庁]
- 熊本地震への対応における避難行動要支援者の避難行動支援について検証を行い、その結果に応じた対応を行う。[内閣府（防災）]

③その他

- 地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用し、障害のある人に対する差別などの人権問題について人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始する。併せて相談窓口の周知広報等を行う。[法務省]

4) 国民全体に向けた取組

学校や企業に属さない、また、地域の取組に興味関心の薄い層等にも働きかける必要がある。そのため、パラリンピック競技大会の機会を捉え、スポーツ等を通じて「心のバリアフリー」の普及を図ることに加え、政府の持つ様々なチャネルを活用して幅広い層を意識した広報活動を展開する。

(具体的施策)

①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進

- ナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として、東京大会開催の約 1 年前の完成を目指して拡充整備し、パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげるとともに、同施設の見学等を通じ公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。[スポーツ庁]
- 障害のある人のスポーツ大会と障害のない人のスポーツ大会等の融合を推進する。[スポーツ庁]

- 2020年パラリンピック競技大会を多くの児童・生徒・学生が学校や家庭の他、様々な活動の中で観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるような取組を推進する。[スポーツ庁]

②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

- 2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施し、東京大会のレガシーとして残すべく、今年度以降、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Special プロジェクト2020」）。[文部科学省]

③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

- 市町村や事業者と連携し、本年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施する。[内閣府、法務省]
- 今年度以降、人権啓発活動や障害者週間等各種キャンペーンを通じて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化する。[法務省、内閣府]
- 今年度以降、公共的な広報活動を行う団体に「心のバリアフリー」の理解促進に向けた協力を要請する。[内閣官房]
- 2020年（平成32年）までに、大会ボランティア、都市ボランティアやオリパラアンバサダー（仮称）等幅広いボランティア活動実施者に対し、障害の有無にかかわらず、すべての人々の人権や多様性を尊重し差別を行わないよう徹底するとともに障害のある人に対する接し方（知識と技術）の研修を行い、「心のバリアフリー」を進める。[内閣官房]

5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要である。ただし、知的又は精神障害（発達障害を含む）等により、スムーズなコミュニケーション

が困難な人もいることを十分に認識する必要がある。

(具体的施策)

- 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。[厚生労働省]
- 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の研修プログラム策定に当たって、企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、講師用テキストも作成する。[内閣官房、経済界協議会]

Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり

1. 考え方

共生社会の実現に向けては、社会的障壁を取り除いていかなければならないが、その中でも、障害のある人が自由に移動し、スポーツを楽しむ等の活動を妨げている物理的障壁や情報にかかわる障壁を取り除いていくことがまず求められる。街なかの段差、狭い通路、わかりにくい案内表示等を見直し、ユニバーサルデザインの街づくりに取り組むことで、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に生きる社会に向けて我が国が大きく前進することとなる。

我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化については、平成18年以降、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできた。

東京大会は、こうした取組に加え、世界に誇ることのできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、更なる取組を行う好機である。

まず、大会の競技会場、アクセス経路等においてTokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインのもと、より高次元のユニバーサルデザインを実現することが求められている。更に、本年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」⁶において、観光先進国を実現するために、障害のある人、高齢者、家族連れや重い荷物を持った人など、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインの街づくりを推進することが位置付けられた。

これらの事情を踏まえ、東京大会を契機として、補助犬ユーザーを含め身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくりに向けて、より一層、強力かつ総合的に、国、地方公共団体、民間が一体となって取組を進めていく必要がある。

⁶ 平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において策定。

なお、このようなユニバーサルデザインの街づくりは、災害発生時に障害のある人を含め、人々の避難行動を円滑にすることから、災害に強くしなやかな国づくりの観点からも重要な取組である。

また、情報のバリアフリーを進めるに当たっては、ICTについても積極的に活用すべきであるが、その際には、タッチパネルの画面操作が困難な人等様々な状態の障害のある人に配慮した検討が必要である。また、東京大会に向けた競技会場等におけるICTの取組とその他街づくり全体におけるICTの取組を連携させることが重要である。

なお、いうまでもなく、これら施策の検討、実施及び評価に当たっては、障害のある人の参画が重要である。

2. 中間とりまとめにおける整理

街づくりは極めて幅広い分野であり、かかわる施策も多岐にわたる。このため本中間とりまとめにおいては、大きく①東京大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、幅広い施策をとりまとめた。

東京大会に向けた重点的なバリアフリー化の取組としては、東京大会に向けて確実に実現すべき競技会場及びアクセス経路のバリアフリー化のほか、競技会場周辺エリアや公共交通におけるバリアフリー化等に関する取組をまとめた。また、全国各地における取組については、各地のバリアフリー水準の向上のため、バリアフリー基準等の改正のほか、関心の高まっている観光地や都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）における面的なバリアフリー推進、公共交通機関におけるバリアフリー化、ICTを活用した情報発信、トイレの利用環境改善等についての取組をまとめている。

これらの取組に係る数値目標、実現に向けた期限、毎年のPDCAサイクルの在り方等は、「心のバリアフリー」と同様、今後更に検討を進め、本年末を目途に作成する最終とりまとめに盛り込むこととする。PDCAサイクルのC（評価）及びA（改善）に向けては障害のある人が参画することとし、最終とりまとめまでに、そのプロセスの有効な在り方についても検討を行う。

3. 具体的な取組

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

東京大会の際には、国内外より障害のある人、高齢者を含む多くの観光客が開催地を訪れることとなる。すべての人にとってアクセシブルな大会を実現する上で、競技会場アクセス経路等の整備におけるユニバーサルデザイン化は極めて重要である。このため、首都圏の空港から競技会場等に至る連続的かつ面的なバリアフリーを推進し、ユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピールする。

(具体的施策)

①競技会場におけるバリアフリー化の推進 [内閣官房、スポーツ庁]

- 新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画」(平成 27 年 8 月 28 日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定)の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、整備プロセスを引き続き推進する。
- 国の所管するその他の競技会場についても、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化を進める。
- 大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化に向けて、施設管理者等への働きかけを行う。

②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進

i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進

- 競技会場の周辺駅、都内の主要ターミナル駅を対象に選定し、駅前広場、自由通路、生活関連施設へのアクセス道路について、バリアフリー化の実態を調査する。[国土交通省]
- 国・都・区等による検討会を設置し、「重点整備区間[※]」を決定するとともに、区間内で、特に不特定多数の利用が見込まれるためバリアフリー化を講じる必要性が高いものについて、国は重点的に支援する。
※「重点整備区間」：東京大会のアクセシブルルートに加え、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路

[国土交通省]

- ▶ 競技会場周辺やアクセス道路等において、障害のある人等の道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機や、視認性に優れた道路標識・道路標示等を整備する。[警察庁]

ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進 [国土交通省]

- ▶ 国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場周辺や外国人が多く訪れる主要な観光地周辺の都市公園を選定した上で、バリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で 2020 年（平成 32 年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。
- ▶ 更に代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として整備を図り、国は重点的に支援する。

iii) 競技会場周辺エリア等の主要建築物におけるトイレのバリアフリー化、活用促進 [国土交通省]

- ▶ 競技会場周辺等における主要建築物について、都・区とも連携し、トイレ等のバリアフリー化実態調査を行い、バリアフリー化の促進に向けた改善策を検討する。

③ 主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]

- ▶ アクセシブルルートに係る鉄道駅をはじめとする東京大会の関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について、都と連携しつつ、重点支援を実施する。
- ▶ 都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）において、2020 年（平成 32 年）の供用（暫定を含む）を目標として都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進する。
- ▶ 東京都が平成 31 年に都心～臨海部で導入を予定している BRT 計画について、都と連携しつつ、インフラ整備を通じた利便性向上に資する新技術

(バリアフリー縁石等)の導入に向けた検討を行う。

④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 [国土交通省]

- 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルについては、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインや過去のパラリンピックの開催実態等を踏まえ、世界トップレベルのユニバーサルデザイン水準となるよう、本年度中に数値目標を設定するとともに、必要な取組を具体化する。また、これに準じ、乗継に利用される羽田空港国内線ターミナルや国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、本年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。これによって、同大会のレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境とすることを目指す。
- 羽田空港国際線ターミナルのUD（ユニバーサルデザイン）タクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、障害のある人のタクシー乗り場へのアクセス改善を図るため、関係者と協議の上、本年度中に整備を完了する。

⑤リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進 [国土交通省]

- バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス及びUDタクシーについて、重点的に支援を行う。
- 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ(本年5月)等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、UDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図る。

2) 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

我が国における今後の超高齢社会に対応するためには、全国各地において高いレベルのバリアフリー化を進めていくことが重要である。またインバウンド 4000 万人、6000 万人時代に向け、地方への観光誘客の更なる拡大を図るために、主要観光地（文化財や自然公園等を含む）をはじめとして各地のユニバーサルデザインを推進し、補助犬ユーザーを含め身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人も移動しやすく生活しやすい街づくりを進めていく必要がある。このため開催都市東京のみならず各地におけるバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとして残していく。

①バリアフリー基準・ガイドラインの改正

Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、障害のある人の意見も聴きつつ、バリアフリー法に基づく施設整備基準やガイドラインの改正を行い、主要観光地を含めた全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図る。

（具体的施策）

i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正 [国土交通省]

- バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインを、平成 29 年度中を目途に改正する。

【検討項目例】（トイレ関係は、⑥参照）

- ・ 鉄道車両における車椅子スペースの設置箇所数の拡大
- ・ 移動制約に応じた情報提供の充実

ii) 建築物に係る設計標準の改正 [国土交通省]

- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を今年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した記載を追加するとともに、改修のプロセスも含めた事例も盛り込む。

【検討項目例】（トイレ関係は、⑥参照）

- ・ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインの基準を反映（ホテル客室など）
- ・ 聴覚障害のある人のための文字情報設備による情報提供の充実

②観光地のバリアフリー化

様々な移動制約を抱える人が訪れやすい観光地づくりに向け、個別の観光施設のみならず、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進する。

（具体的施策）

➤ 観光地のバリアフリー情報提供促進 [国土交通省]

- i) 関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。
- ii) 地域において高齢者、障害のある人等の旅行支援を行っているバリアフリースターセンターの拠点数を増やすとともに、多言語対応や人的支援の充実を図る。

③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりのため、鉄道駅ターミナル等地域の中核となる施設を中心として、連続的かつ面的なバリアフリーを推進していくことが重要である。このため、主要プロジェクトにおいてバリアフリー化を着実に実現していくとともに、各地における面的なバリアフリー化を促進していく。

（具体的施策）

- i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 [国土交通省]
 - 都内主要ターミナル等の他、全国の主要なターミナル等についてもバ

リアフリー化を推進する。

ii) 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進

- 現在、障害のある人や高齢者等が生活圏において徒歩で移動する道路として全国で指定済みの1,700kmの特定道路について、2020年（平成32年）に完了することを目標に、引き続き重点的にバリアフリー整備を実施。[国土交通省]
- バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。[警察庁]
- 全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ②i)と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。[国土交通省]

iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 [国土交通省]

- 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、これまで僅かだった具体的な取組事例や計画作成事例（庁内の検討体制を含む）を多く示すことにより、市町村における計画策定を促進する。
- 現在、市町村が任意に策定することとなっているバリアフリー法の基本構想について、広域連携やインバウンド観光の観点から、都道府県・国がより積極的に参画するなど、策定を促進する方策を検討する。

iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 [経済産業省]

- 東京大会に向けて、JIS Z8210(案内用図記号)について移動円滑化のための新たな案内用図記号の作成及びISO規格との整合化の検討を行うとともに、案内用図記号の全国的な普及を図る。

v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 [国土交通省]

- 障害者等用駐車スペースの適正利用に有効性が期待されるパーキングパーミット制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。

④公共交通機関等のバリアフリー化

航空、鉄道、バス、タクシーといった公共交通機関は、国内に住む高齢者、障害のある人等の観光や街中の移動に際しての重要な交通手段であるだけでなく、我が国に来訪する外国人にとっての主要な移動手段であることを踏まえ、公共交通機関及び周辺エリアのバリアフリー化を推進する。

(具体的施策)

i) 鉄道にかかわるバリアフリー化

a) 鉄道における車椅子利用環境の改善 [国土交通省]

- 車椅子使用者が鉄道を利用する際の待ち時間や、多数の車椅子使用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応などについて、関係者の意見を調整するための検討会を本年度中に立ち上げ、車椅子利用環境の改善を図る。
- 構造の特性等の理由から現在他の車椅子とは異なる乗車要件が定められているハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する検討会を本年度中に設置し、本年度末を目途に結論を得る。

b) 全国の主要鉄道駅周辺(特定道路を含む)のバリアフリー化の推進(再掲)

- 現在、障害のある人や高齢者等が生活圏において徒歩で移動する道路として全国で指定済みの1,700kmの特定道路について、2020年(平成32年)に完了することを目標に、引き続き重点的にバリアフリー整備を実施。[国土交通省]
- バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備

を引き続き推進する。[警察庁]

- 全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1)②i)と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。[国土交通省]

ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 [国土交通省]

- 陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗り継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を本年度中に点検し、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。
- 船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化を推進するため、今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。
- 旅客船全体のバリアフリー化を推進するため、本年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。

iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]

- 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」(空港のバリアフリーに関するガイドライン)の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。
- 成田空港、羽田空港の他、国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、本年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。(一部再掲)
- 航空旅客ターミナルにおいて、「障害者差別解消法」に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を本年度中に策定する。

iv) リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進（再掲）〔国土交通省〕

- バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス及びUDタクシーについて、重点的に支援を行う。
- 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ（本年5月）等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、UDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図る。

⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

障害のある人、高齢者等誰もが自立して移動できる環境を整備するためには、必要な情報を分かりやすく提供することが不可欠である。従前の案内表示や情報提供を充実していくことは勿論であるが、これに加え、ICTを活用し、人々が身体的特徴等それぞれの移動制約に応じた情報を収集できる環境整備を推進する。

（具体的施策）

i) ICTを活用したバリアフリー情報提供機能の強化

- モデルケースとして選定したルートにおいて、歩行者移動支援サービスの実証を行う。GPSが使えない鉄道駅から競技会場の経路等において、空港から競技会場までシームレスな移動支援を可能にする。（空港、主要ターミナル駅、会場周辺等）〔国土交通省〕
- GPSが使えない屋内・地下において位置特定ができるよう、公衆に開放して設置する「パブリックタグ」の登録・設置を推進する。〔国土交通省〕
- 上記（モデルケースとして選定した）ルートを含め競技会場周辺エリア等において、広くバリアフリー情報を収集し、オープンデータとして順次公開することにより、民間事業者のアプリ開発を促進する。〔国

土交通省]

- ▶ 車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間に関する情報を提供する乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害のある人、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、本年度末までに対応方針をとりまとめる。[国土交通省]
- ▶ 視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、音声や文字情報による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、本年度末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。[国土交通省]
- ▶ 交通系 IC カードやスマートフォンと共通クラウド基盤を連携・活用し、デジタルサイネージ等の表示の変換や高齢者、障害のある人等誰もが利用しやすい経路案内など、個人の属性に応じた情報提供やサービス連携の実現に向け、実証事業を実施する。[総務省]

⑥ トイレの利用環境の改善

トイレにかかわる不便さは、障害のある人の外出を妨げる大きな要因であり、その改善に向けて取り組むことが重要である。交通施設や公共建築物を中心として、車椅子利用者をはじめとする障害のある人だけでなく、高齢者、ベビーカー利用者等の多様な利用者に配慮した多機能トイレの整備が進んでいるが、多機能トイレに様々な利用者が集中し、多機能トイレを真に必要とする人が利用できない等の問題も指摘されている。このため、内部障害や発達障害等見た目だけではわかりにくい障害のある人を含め、様々な移動制約を持つ人にとって利用しやすいトイレ環境の整備を図る。

(具体的施策)

i) ガイドライン等の改正 [国土交通省]

建築物を対象とした「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を今年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した好事例を盛り込むことにより、トイレ環境の整備をはかる。また、公共交通機関のトイレ環境の整備に向けて交通バリアフリー基準・ガイドラインを平成 29 年度中を目途に改正する。

【検討項目例】

- ・ 障害のある人等に配慮することが必要な設備を多機能トイレ以外に一般便房にも配備するなど、トイレ空間の充実

ii) 多機能トイレのマナー改善に向けた取組の推進[国土交通省]

多機能トイレの利用に係るマナー改善に向けたキャンペーンを実施し、多機能トイレの機能を必要とする人が優先的に利用できるような環境整備を図る。

以 上